

「荒川太郎右衛門地区自然再生事業 自然再生全体構想」 新旧対照表(案)

新	旧 (H18.5)	備考欄
荒川太郎右衛門地区自然再生事業 ----- 自然再生全体構想   平成 18 年 5 月 (平成 31 年●月一部改定) 荒川太郎右衛門地区自然再生協議会 第48回協議会の意見を踏まえた修正は黄色部分です。 ・文章が長い部分は、小見出しを付ける（または、概要を記載）。 ・小さくて見づらい図表は、可能な限り大きくする。	荒川太郎右衛門地区自然再生事業 ----- 自然再生全体構想   平成 18 年 5 月 荒川太郎右衛門地区自然再生協議会	表紙 各ページ共通で以下の修正をしました。箇所が多いため注記は入れていません。 1)英数字・記号は原則半角揃え（章節タイトルは除く） 2)章節以下は（1）ア①の順とし、目次はアまで表記 3)単位表記は最新標準方式に揃え 4)年表記は原則「和暦（西暦）」表示（“年代”等の表記時を除く） 5)漢字・ひらがな表記の標準化・統一 一部改定の日付を追記（日付未定）

「荒川太郎右衛門地区自然再生事業 自然再生全体構想」 新旧対照表(案)

新	旧 (H18.5)	備考欄
はじめに かつての荒川は緩やかな関東平野の中を、時には激しく、時にはのんびりと、蛇行を繰り返しながら流れていた。ところが、東京がわが国の中心になり、また、多くの洪水に見舞われる中、1930年代にまっすぐな河川に改修を余儀なくされた。その後、戦後の混乱期、高度成長期、バブル期を経て、河道は低下し、河の周辺には、ごみが捨てられ、飛行場がつくられ、河の周りは轟音をたてるバイクの集積所が変わっていった。そんな中でわずかに残された「珍しい」動植物を、腫れ物にさわるように眺めなければならない。かつてはそこで思う存分魚とりをし、水遊びに興じ、夕暮れ時の川辺を散歩した荒川の昔ののどかな流れは、今や人々の記憶の中にのみ留められているに過ぎない。 数百年に一度起こるような自然の猛威に対し、人類の力が如何に些細なものであるかは、今更ふれる必要もないことである。しかし、一方では、人間のもつ時間スケールは自然のそれと比べれば極めて短い。人との関わりを避けられない自然にとって、数百年に一度の変化を待っているゆとりはない。かつてそこに生きた人々がもう一度その自然に触れるためには、自然のもつ時間スケールはあまりにも長すぎる。それどころか、今の子供たちが、成人し、老い、死んでいく時間と比較しても、自然はあまりにのんびりしすぎている。 そうした人との関わりを考えたとき、人が変えてしまった自然を、今度は人が手を差し伸べて、少しでも回復を早めてやることは、元々全く異なる時間スケールをもつ人と自然が共生していく上で極めて重要なことである。瀕死の状態にある自然にとって、人の手が差し伸べられることは、その自然が、短期間に息を吹き返し、従前の姿を取り戻すための重要な栄養剤になる。その後で、元気になった自然が、今度は自分の思うままに姿を変え、人々の心の中にゆとりという空間を形作っていくことだろう。 元来、日本の自然の多くは、里山にみられたように、人々の生活の中に入り込み、人と自然が一体となって調和のとれた形を作ってきたものである。特に、大都市近郊の自然は、自然だけで独立して存在していくことは不可能であるし、自然が住民の中にうまく根を張って、また、住民が自然を育てていくことが不可欠だ。太郎右衛門自然再生地には、そうした都市近郊の自然再生のあり方を考えていく礎を築いていくことも求められている。我々は古来より、河川の周辺に居住し農耕を営んできた。そうした中で、頻繁に洪水の被害に苦しめられながらも、それによってもたらされる氾濫原が肥沃な土地に変遷し、そこに豊富な生態系が形成されることを幾度となく経験してきた。洪水と豊かな自然の創生が表裏一体のものであることを直に肌で感じ取ってきた。こうした人類の長い経験からみれば荒川太郎右衛門地区自然再生事業は、人間の都合で行う洪水対策で生じる人工の氾濫原に豊かな自然を再生させて共生を図るという、我々が生きる営みのなかで智慧を育みながら築いてきた、この風土における自然との本来のつきあいかたと言えよう。 荒川太郎右衛門地区自然再生協議会 会長 浅 枝 隆(埼玉大学大学院教授) 平成 18 年 5 月	はじめに かつての荒川は緩やかな関東平野の中を、時には激しく、時にはのんびりと、蛇行を繰り返しながら流れていた。ところが、東京がわが国の中心になり、また、多くの洪水に見舞われる中、70 年前にまっすぐな河川に改修を余儀なくされた。その後、戦後の混乱期、高度成長期、バブル期を経て、河道は低下し、河の周辺には、ごみが捨てられ、飛行場がつくられ、河の周りは轟音をたてるバイクの集積所が変わっていった。そんな中でわずかに残された「珍しい」動植物を、腫れ物にさわるように眺めなければならない。かつてはそこで思う存分魚とりをし、水遊びに興じ、夕暮れ時の川辺を散歩した荒川の昔ののどかな流れは、今や人々の記憶の中にのみ留められているに過ぎない。 数百年に一度起こるような自然の猛威に対し、人類の力が如何に些細なものであるかは、今更ふれる必要もないことである。しかし、一方では、人間のもつ時間スケールは自然のそれと比べれば極めて短い。人との関わりを避けられない自然にとって、数百年に一度の変化を待っているゆとりはない。かつてそこに生きた人々がもう一度その自然に触れるためには、自然のもつ時間スケールはあまりにも長すぎる。それどころか、今の子供たちが、成人し、老い、死んでいく時間と比較しても、自然はあまりにのんびりしすぎている。 そうした人との関わりを考えたとき、人が変えてしまった自然を、今度は人が手を差し伸べて、少しでも回復を早めてやることは、元々全く異なる時間スケールをもつ人と自然が共生していく上で極めて重要なことである。瀕死の状態にある自然にとって、人の手が差し伸べられることは、その自然が、短期間に息を吹き返し、従前の姿を取り戻すための重要な栄養剤になる。その後で、元気になった自然が、今度は自分の思うままに姿を変え、人々の心の中にゆとりという空間を形作っていくことだろう。 元来、日本の自然の多くは、里山にみられたように、人々の生活の中に入り込み、人と自然が一体となって調和のとれた形を作ってきたものである。特に、大都市近郊の自然は、自然だけで独立して存在していくことは不可能であるし、自然が住民の中にうまく根を張って、また、住民が自然を育てていくことが不可欠だ。荒川太郎右衛門地区自然再生地には、そうした都市近郊の自然再生のあり方を考えていく礎を築いていくことも求められている。我々は古来より、河川の周辺に居住し農耕を営んできた。そうした中で、頻繁に洪水の被害に苦しめられながらも、それによってもたらされる氾濫原が肥沃な土地に変遷し、そこに豊富な生態系が形成されることを幾度となく経験してきた。洪水と豊かな自然の創生が表裏一体のものであることを直に肌で感じ取ってきた。こうした人類の長い経験からみれば荒川太郎右衛門地区自然再生事業は、人間の都合で行う洪水対策で生じる人工の氾濫原に豊かな自然を再生させて共生を図るという、我々が生きる営みのなかで智慧を育みながら築いてきた、この風土における自然との本来のつきあいかたと言えよう。 荒川太郎右衛門地区自然再生協議会 会長 浅 枝 隆(埼玉大学大学院教授) 平成 18 年 5 月	はじめに 年代表記を修正

「荒川太郎右衛門地区自然再生事業 自然再生全体構想」 新旧対照表(案)

新	旧 (H18.5)	備考欄
自然再生全体構想について 自然再生全体構想とは自然再生推進法(平成 14 年法律第 148 号(12 月 11 日公布)平成 15 年 1 月 1 日施行)第 8 条に基づき、国の定めた自然再生基本方針(平成 15 年 4 月 1 日閣議決定)に即して、自然再生の対象となる区域、自然再生の目標、協議会参加者の役割分担、その他自然再生の推進に必要な基本的事項を定めるものである。 また、具体的な事業内容等については、自然再生全体構想に基づき今後、事業実施者が策定する自然再生事業実施計画により進められることとなる。 なお、自然再生全体構想は、今後のモニタリング結果によっては、自然再生協議会の合意により見直される事もあり得るものである。平成 31 年(2019 年)●月の一部改定では、コウノトリ等を指標としたエコロジカル・ネットワークへの取り組み課題を目標に追加するとともに、情報の時点更新を行ったものである。	自然再生全体構想について 自然再生全体構想とは自然再生推進法 (平成 14 年法律第 148 号(12 月 11 日公布)平成 15 年 1 月 1 日施行)第 8 条に基づき、国の定めた自然再生基本方針(平成 15 年 4 月 1 日閣議決定)に即して、自然再生の対象となる区域、自然再生の目標、協議会参加者の役割分担、その他自然再生の推進に必要な基本的事項を定めるものである。 また、具体的な事業内容等については、自然再生全体構想に基づき今後、事業実施者が策定する自然再生事業実施計画により進められることとなる。 なお、自然再生全体構想は、今後のモニタリング結果によっては、自然再生協議会の合意により見直される事もあり得るものである。	自然再生全体構想について 一部改定の説明を追記

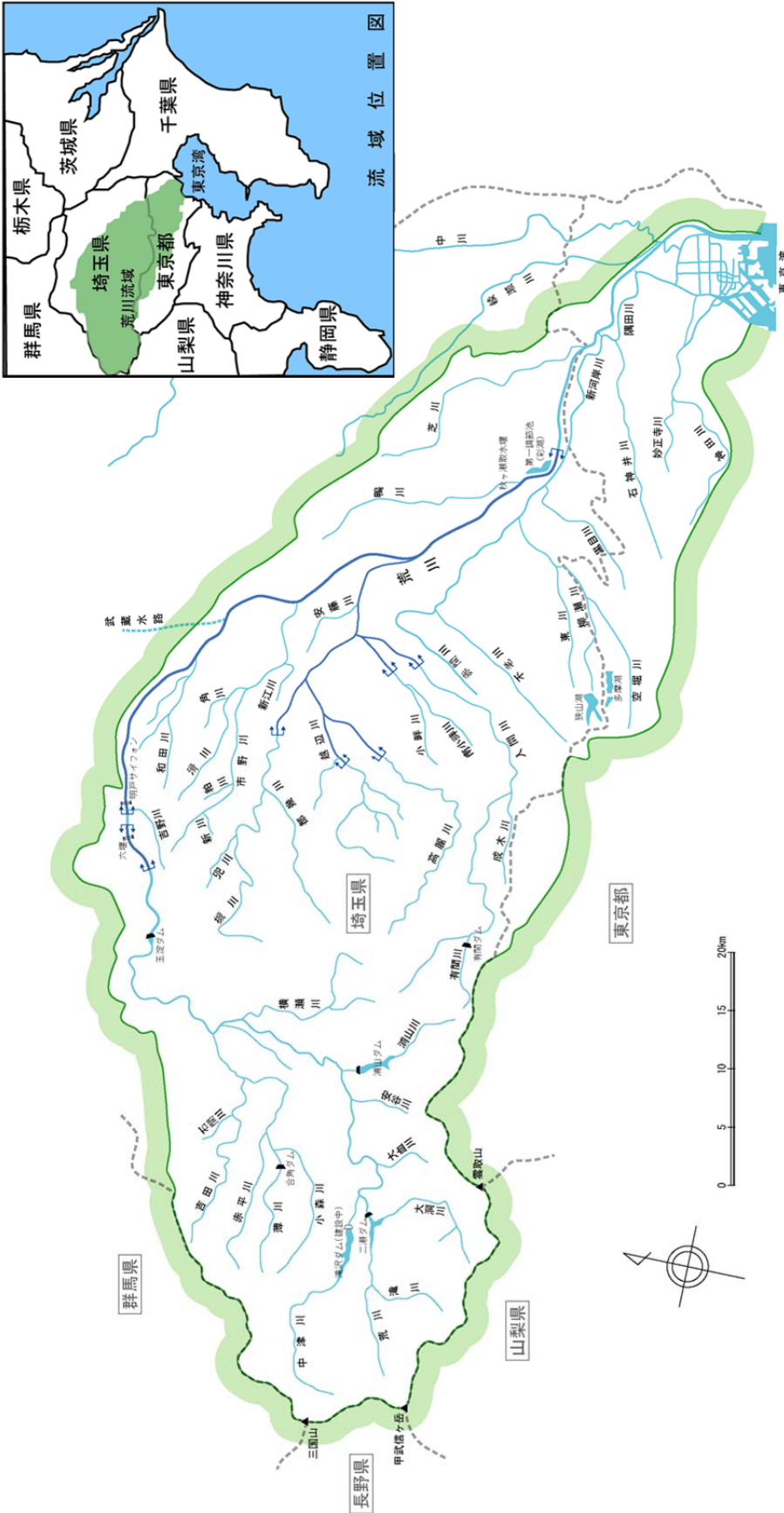
「荒川太郎右衛門地区自然再生事業 自然再生全体構想」 新旧対照表(案)

新	旧 (H18.5)	備考欄
荒川太郎右衛門地区自然再生事業 自然再生全体構想 目次 第1章 自然再生の対象となる区域・・・1 第1節 荒川流域の概要及び自然再生の対象となる区域・・・1 （1）荒川流域の概要・・・1 ア．荒川の概要・・・1 イ．気候と地形・・・1 （2）自然再生の対象となる区域・・・3 ア．荒川中流域の河道・・・3 イ．自然再生の対象となる区域・・・3 第2節 荒川流域及び太郎右衛門自然再生地の歴史の変遷・・・6 （1）荒川流域及び治水の歴史・・・6 ア．近世以前・・・6 イ．明治44年(1911年)から昭和20年代まで・・・6 ウ．昭和30年代から現在・・・7 エ．入間川と支川・・・8 オ．新河岸川・・・8 カ．隅田川・・・8 （2）太郎右衛門自然再生地周辺の歴史・・・14 ア．太郎右衛門河岸と太郎右衛門渡し・・・14 イ．太郎右衛門自然再生地の旧流路・・・14 ウ．太郎右衛門自然再生地周辺の環境・土地利用変化・・・15 第3節 太郎右衛門自然再生地の現況・・・16 （1）流況・水質・・・16 ア．荒川の流況・水質・・・16 イ．太郎右衛門自然再生地周辺の流況・水質・・・18 ウ．太郎右衛門自然再生地の旧流路縦断面図並びに堆積土厚・・・18 エ．太郎右衛門自然再生地への水供給状況・・・20 （2）生態系・・・22 ア．植生・・・22 イ．動物・・・22 ウ．太郎右衛門自然再生地及び周辺で確認された希少動植物・・・22 （3）土地利用・・・28 ア．土地利用の変遷・・・28 イ．太郎右衛門自然再生地の土地利用状況・・・28	荒川太郎右衛門地区自然再生事業 自然再生全体構想 目次 第1章 自然再生の対象となる区域・・・1 第1節 荒川流域の概要及び自然再生の対象となる区域・・・1 （1）荒川流域の概要・・・1 （2）自然再生の対象となる区域・・・2 第2節 荒川流域及び太郎右衛門自然再生地の歴史の変遷・・・4 （1）荒川流域及び治水の歴史・・・4 （2）太郎右衛門自然再生地周辺の歴史・・・8 第3節 太郎右衛門自然再生地の現況・・・9 （1）流況・水質・・・9 ア 荒川の流況・水質・・・9 イ 太郎右衛門自然再生地周辺の流況・水質・・・11 ウ 太郎右衛門自然再生地の旧流路縦断面図並びに堆積土厚・・・12 エ 太郎右衛門自然再生地への水供給状況・・・13 （2）生態系・・・15 ア 植生・・・15 イ 動物・・・15 ウ 太郎右衛門自然再生地及び周辺で確認された希少動植物・・・15 （3）土地利用・・・18 ア 土地利用の変遷・・・18 イ 太郎右衛門自然再生地の土地利用状況・・・18	目次 以降のページを調整 見出しを追加 見出しを追加 見出しを追加 「.」を追記

然再生事業 自然再生全体構想」 新旧対照表(案)

新	旧 (H18.5)	備考欄
(4) 治水・河川環境に関する計画・・・28 ア. 荒川水系河川整備基本方針・・・28 イ. 荒川水系河川整備計画・・・29 ウ. 荒川水系河川環境管理基本計画・・・30 (5) その他当該地区に係わる構想等・・・31 ア. 自然環境の総点検等に関する協議会・・・31 イ. 荒川エコロジカル・ネットワーク・・・31 第4節 太郎右衛門自然再生地の課題・・・33 (1) 自然環境の課題・・・33 ア. 乾燥化・・・33 イ. ハンノキ林の高木・壮齡樹化・・・37 (2) その他の課題・・・38	(4) 治水・河川環境に関する計画・・・18 ア 荒川水系工事実施基本計画・・・18 イ 河川整備基本方針と河川整備計画・・・20 ウ 荒川水系河川環境管理基本計画・・・21 (5) その他当該地区に係わる構想等・・・22 第4節 荒川太郎右衛門自然再生地の課題・・・24 (1) 自然環境の課題・・・24 ア 乾燥化・・・24 イ ハンノキ林の高木・壮齡樹化・・・28 (2) その他の課題・・・29 第2章 荒川太郎右衛門地区の自然再生目標 と自然再生事業の概要・・・30 第1節 自然再生目標・・・30 第2節 自然再生目標を達成するための施策・・・39 第3章 荒川太郎右衛門地区自然再生協議会組織 及び役割分担・・・45 第1節 荒川太郎右衛門地区自然再生協議会設置要綱・・・45 第2節 協議会委員名簿・・・50 第3節 役割分担・・・51 第4章 その他必要な事項・・・52 第1節 荒川全体の自然再生について・・・52 第2節 荒川太郎右衛門地区の荒川本川の自然再生について・・・52 第3節 エコロジカル・ネットワークに向けた施策について・・・52 第4節 河川敷の盛土に対する考え方について・・・53 第5節 水質汚染及び騒音に対する考え方について・・・54 参考資料 ・自然再生全体構想の追補の経緯・・・1 ・自然再生推進法のあらまし(パンフレット)・・・2	工事実施基本計画を削除して河川整備基本方針・河川整備計画を追加 見出しを追加 正確な名称に修正 正確な名称に修正 正確な名称に修正

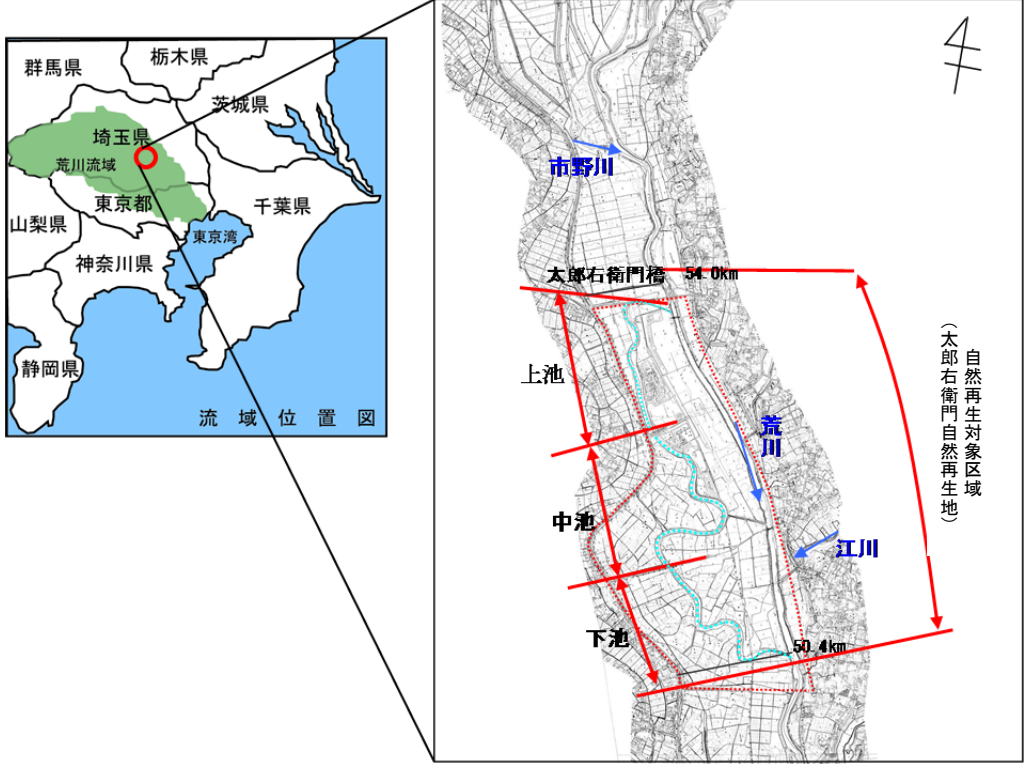
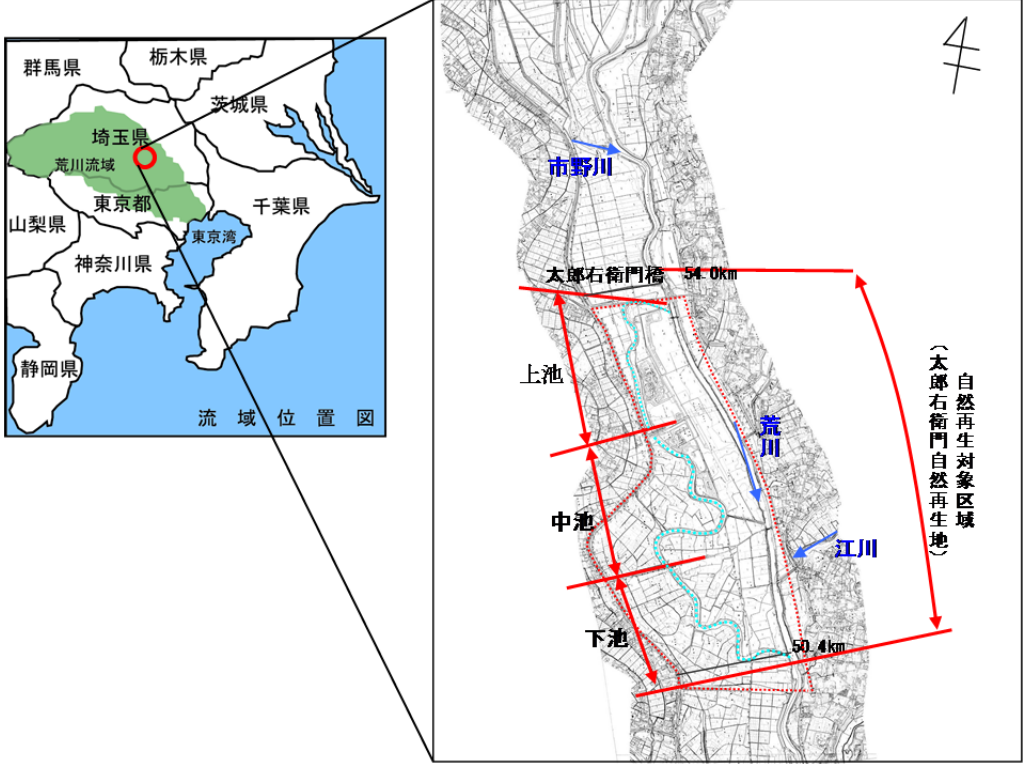
「荒川太郎右衛門地区自然再生事業 自然再生全体構想」 新旧対照表(案)

新	旧 (H18.5)	備考欄
 図 1-1 荒川流域図		(改訂版 P2) 第 4 8 協議会意見を踏まえ図を拡大

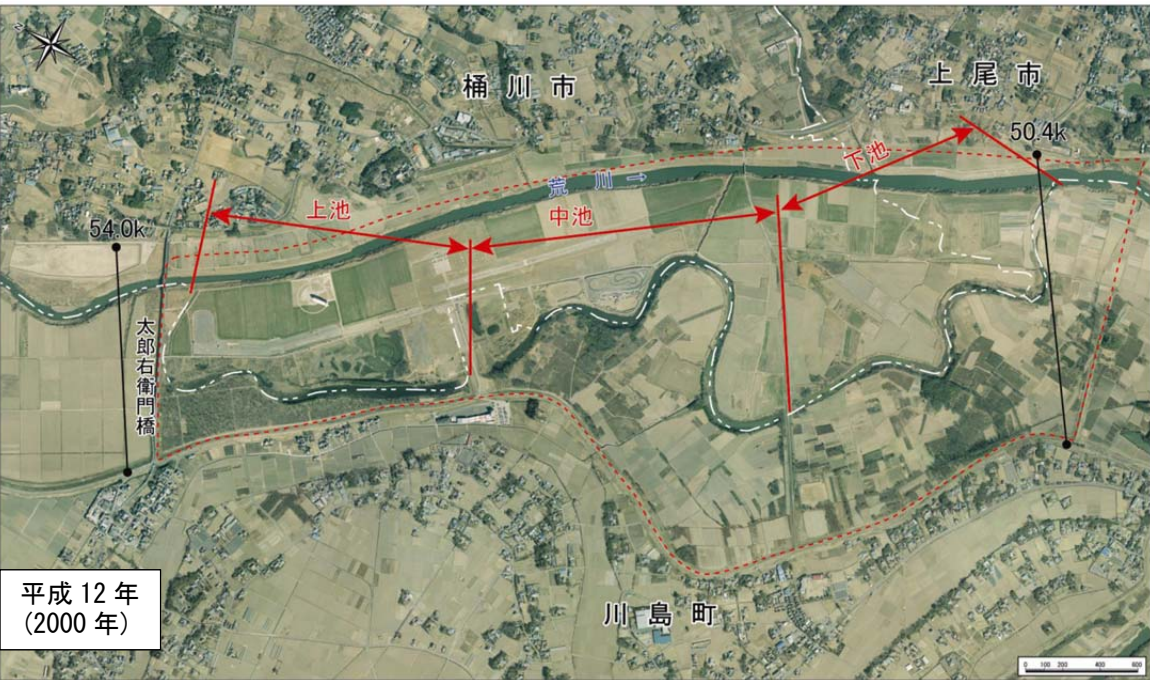
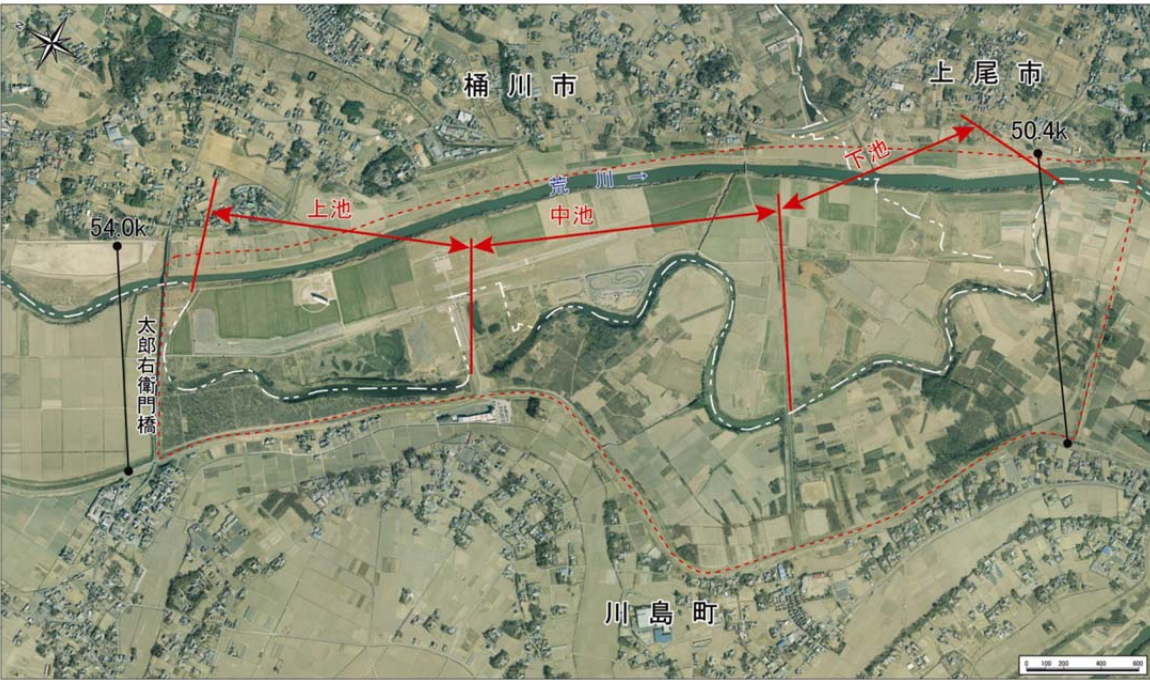
「荒川太郎右衛門地区自然再生事業 自然再生全体構想」 新旧対照表(案)

新	旧（H18.5）	備考欄
（２）自然再生の対象となる区域 荒川中流域において、大芦橋付近（69km 付近）から下流は、本来は蛇行した河川であった。この周辺では、洪水時の流路の安定化と遊水効果を高めるための横提が築かれた。河川敷には、かつては平野部で普通に見られた湿地や農村環境の面影を留める良好な自然が残っている。 自然再生全体構想では、太郎右衛門橋下流約 4km 区間（約 50. 4～54. 0km）を自然再生の対象とする区域とし、その名称を「太郎右衛門自然再生地」とする。 ア. 荒川中流域の河道 荒川中流域では、寄居から熊谷付近まで、砂礫が堆積している上に流路が乱変しており、寄居を扇頂とする扇状地形が形成され、寄居の下流約 10km の地点より両岸には堤防が築かれている。 和田吉野川と合流する大芦橋付近（69km 付近）から下流では、縦断勾配が 1/1, 000 以下の緩やかな低地河川であり、本来は蛇行した河川であった。この周辺では、勾配が緩く、有効な遊水効果が望めるため、洪水時の流路の安定化と遊水効果を高めるための横提が築かれた。 市野川、入間川と合流した後、河川幅は約 1. 5km となり低水路幅約 140m で流下する。 荒川上流河川事務所管内の荒川本川の高水敷の内、約 60％が国有地以外の土地（民有地・約 50％、公有地・約 10％）として分布している。 荒川中流域には、伝統的な水田や畑、素掘りの水路、屋敷林などが複雑に入り組んだ「多自然農地」や、蓮沼地区、太郎右衛門地区及び三ツ又沼地区などには荒川旧流路に由来する池や湿地といった自然が比較的多く点在している。このように荒川中流部の河川敷には周辺の都市化を免れ、かつては平野部で普通に見られた湿地や農村環境の面影を留める良好な自然が残っている。	（２）自然再生の対象となる区域 荒川中流域では、寄居から熊谷付近まで、砂礫が堆積しているうえに流路が乱変しており、寄居を扇頂とする扇状地形が形成され、寄居の下流約 10 k m の地点より両岸には堤防が築かれている。 和田吉野川と合流する大芦橋付近（69km 付近）から下流では、縦断勾配が 1/1000 以下の緩やかな低地河川であり、本来は蛇行した河川であった。この周辺では、勾配が緩く、有効な遊水効果が望めるため、洪水時の流路の安定化と遊水効果を高めるための横提が築かれた。 市野川、入間川と合流した後、河川幅は約 1. 5km となり低水路幅約 140m で流下する。 荒川の笹目橋より上流側の高水敷は約 6 割が民有地となっており、大芦橋付近から開平橋付近までは耕作地が多く、開平橋付近から笹目橋付近までは左岸側にゴルフ場やグラウンドの利用が多い。 荒川中流域には、伝統的な水田や畑、素掘りの水路、屋敷林などが複雑に入り組んだ「多自然農地」や、蓮沼地区、太郎右衛門地区及び三ツ又沼地区などには荒川旧流路に由来する池や湿地といった自然が比較的多く点在している。このように荒川中流部の河川敷には周辺の都市化を免れ、かつては平野部で普通に見られた湿地や農村環境の面影を留める良好な自然が残っている。	P2（改訂版 P3） 第 4 8 協議会意見を踏まえ「概要」「見出し」を追加 「概要」に用いた箇所を表示 荒川上流河川維持管理計画に基づき修正

「荒川太郎右衛門地区自然再生事業 自然再生全体構想」 新旧対照表(案)

新	旧 (H18.5)	備考欄
イ. 自然再生の対象となる区域 自然再生全体構想では、「荒川太郎右衛門地区自然再生協議会」の協議に基づき、荒川中流域において良好な湿地環境が残る太郎右衛門橋下流約 4km 区間(約 50.4～54.0km)を自然再生の対象となる区域とし、その名称を「太郎右衛門自然再生地」とする。  図 1-2 自然再生の対象となる区域の位置図	自然再生全体構想では、「荒川太郎右衛門地区自然再生協議会」の協議に基づき、荒川中流域において良好な湿地環境が残る太郎右衛門橋下流約 4km 区間（約 50.4km～54.0km）を自然再生の対象となる区域とし、その名称を「太郎右衛門自然再生地」とする。  図 1-2 自然再生の対象となる区域の位置図	P2 (改訂版 P4) 第 4 8 協議会意見を踏まえ「見出し」を追加 「概要」に用いた箇所を表示

「荒川太郎右衛門地区自然再生事業 自然再生全体構想」 新旧対照表(案)

新	旧 (H18.5)	備考欄
  図 1-3 太郎右衛門自然再生地の空中写真	 図 1-3 太郎右衛門自然再生地の空中写真 (平成 12 年) 写真追加 (元は A4 横、改定は A4 縦)	P3 (改訂版 P5)

「荒川太郎右衛門地区自然再生事業 自然再生全体構想」 新旧対照表(案)

新	旧（H18.5）	備考欄																																																																																																																				
第 2 節 荒川流域及び太郎右衛門自然再生地の歴史的変遷 （ 1 ） 荒川流域及び治水の歴史 近世以前の荒川は、源流から熊谷市付近までは、現在と同様の川筋を流れ熊谷市付近から大宮台地の東を流下し、古利根川に合流し東京湾に注いでいた。寛永 6 年(1629 年)に新川を開削して、利根川と荒川を分離し、荒川の本流を入間川の支川であった和田吉野川と合わせ隅田川に合流させ、東京湾へ注ぐ流路に変えた。 明治 44 年(1911 年)から直轄事業として、岩淵地点から河口に至る約 22km の放水路事業に着手し、昭和 5 年(1930 年)に完成した。岩淵地点から熊谷に至る区間は、築堤や低水路整備、河道拡幅と併せ、広大な川幅を利用した横堤の築造による遊水機能の確保により、下流の洪水を軽減させる工事に着手し、昭和 29 年(1954 年)に竣工した。 昭和 36 年(1961 年)には荒川総合開発計画の一環として二瀬ダムが完成した。平成 11 年(1999 年)には浦山ダム、平成 16 年(2004 年)には荒川第一調節池、平成 23 年(2011 年)には滝沢ダムが完成し、一定の洪水調節容量を確保してきている。	第 2 節 荒川流域及び太郎右衛門自然再生地の歴史的変遷 <table><tr><th>年代</th><th>西暦</th><th>1910年以前</th><th>1910年</th><th>1920年</th><th>1930年</th><th>1940年</th><th>1950年</th><th>1960年</th><th>1970年</th><th>1980年</th><th>1990年</th><th></th></tr><tr><th>年号</th><th></th><th>明治43年以前</th><th>大正元年～</th><th>昭和元年～</th><th>昭和10年～</th><th>昭和20年～</th><th>昭和30年～</th><th>昭和40年～</th><th>昭和50年～</th><th>平成元年～</th><th></th><th></th></tr><tr><td>社会的状況</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td>●第二次大戦(昭和16～昭和20年) (1941～1945)</td><td></td><td></td><td>●政府減反政策(昭和45年～:1970～) ●東京オリンピック(昭和39年:1964) 高度経済成長</td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td rowspan="2">水系全体</td><td>河川改修 治水等</td><td>1629荒川の西遷 洪水を繰り返す 河川であった。 明治43年大洪水</td><td>●第一次改修工事:荒川放水路(明治44年～昭和5年:1911～1930)</td><td></td><td>●第二次改修工事(大正7年～昭和29年:1918～1954) :川の直線化、横堤の建設</td><td></td><td>●二瀬ダム完成(昭和36年:1961) ●玉淀ダム完成(昭和39年:1964)</td><td>●武蔵水路通水(昭和39年:1964)</td><td></td><td>浦山ダム完成 (平成10年:1998)</td><td></td><td></td></tr><tr><td>その他</td><td>古くから人が住 む里山環境で あった。</td><td></td><td></td><td>●カスリーン台風(昭和22年:1947) ●狩野川台風(昭和33年:1958)</td><td></td><td>●台風10号(昭和57年:1982)</td><td>●高水敷開放計画:多目的利用化 (昭和49年～:1974～) ●砂利採取規制(昭和50年代～)</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>太郎右衛門 自然再生 地</td><td>河川改修</td><td></td><td></td><td></td><td>●本川が直線化される ●太郎右衛門地区の横堤(昭和9年～11年:1934～1936)</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td></td><td>環境</td><td></td><td></td><td></td><td>●旧流路は止水環境化</td><td></td><td>乾燥化進行</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td></td><td>高水敷</td><td>周辺は稲作が 盛んであった。</td><td></td><td></td><td>水田</td><td></td><td></td><td></td><td>畑作増加(昭和45年頃～:1970～) 樹林化進行(昭和45年頃～:1970 ホンダエアポートなど利用(昭和39年頃～:1964～)</td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td>川近くまで水田が広がる</td><td></td><td></td><td></td><td>放棄水田が増加、土地改良による盛土、嵩上げ</td><td></td><td></td><td></td></tr></table>	年代	西暦	1910年以前	1910年	1920年	1930年	1940年	1950年	1960年	1970年	1980年	1990年		年号		明治43年以前	大正元年～	昭和元年～	昭和10年～	昭和20年～	昭和30年～	昭和40年～	昭和50年～	平成元年～			社会的状況						●第二次大戦(昭和16～昭和20年) (1941～1945)			●政府減反政策(昭和45年～:1970～) ●東京オリンピック(昭和39年:1964) 高度経済成長				水系全体	河川改修 治水等	1629荒川の西遷 洪水を繰り返す 河川であった。 明治43年大洪水	●第一次改修工事:荒川放水路(明治44年～昭和5年:1911～1930)		●第二次改修工事(大正7年～昭和29年:1918～1954) :川の直線化、横堤の建設		●二瀬ダム完成(昭和36年:1961) ●玉淀ダム完成(昭和39年:1964)	●武蔵水路通水(昭和39年:1964)		浦山ダム完成 (平成10年:1998)			その他	古くから人が住 む里山環境で あった。			●カスリーン台風(昭和22年:1947) ●狩野川台風(昭和33年:1958)		●台風10号(昭和57年:1982)	●高水敷開放計画:多目的利用化 (昭和49年～:1974～) ●砂利採取規制(昭和50年代～)					太郎右衛門 自然再生 地	河川改修				●本川が直線化される ●太郎右衛門地区の横堤(昭和9年～11年:1934～1936)									環境				●旧流路は止水環境化		乾燥化進行							高水敷	周辺は稲作が 盛んであった。			水田				畑作増加(昭和45年頃～:1970～) 樹林化進行(昭和45年頃～:1970 ホンダエアポートなど利用(昭和39年頃～:1964～)									川近くまで水田が広がる				放棄水田が増加、土地改良による盛土、嵩上げ				P4（改訂版 P6） 年表更新、第 4 8 協議会意見を踏まえ表を拡大（位置を後段に移動） 荒川水系河川整備計画に基づき修正 第 4 8 協議会意見を踏まえ「概要」 「見出し」を追加 「概要」に用いた箇所を表示
年代	西暦	1910年以前	1910年	1920年	1930年	1940年	1950年	1960年	1970年	1980年	1990年																																																																																																											
年号		明治43年以前	大正元年～	昭和元年～	昭和10年～	昭和20年～	昭和30年～	昭和40年～	昭和50年～	平成元年～																																																																																																												
社会的状況						●第二次大戦(昭和16～昭和20年) (1941～1945)			●政府減反政策(昭和45年～:1970～) ●東京オリンピック(昭和39年:1964) 高度経済成長																																																																																																													
水系全体	河川改修 治水等	1629荒川の西遷 洪水を繰り返す 河川であった。 明治43年大洪水	●第一次改修工事:荒川放水路(明治44年～昭和5年:1911～1930)		●第二次改修工事(大正7年～昭和29年:1918～1954) :川の直線化、横堤の建設		●二瀬ダム完成(昭和36年:1961) ●玉淀ダム完成(昭和39年:1964)	●武蔵水路通水(昭和39年:1964)		浦山ダム完成 (平成10年:1998)																																																																																																												
	その他	古くから人が住 む里山環境で あった。			●カスリーン台風(昭和22年:1947) ●狩野川台風(昭和33年:1958)		●台風10号(昭和57年:1982)	●高水敷開放計画:多目的利用化 (昭和49年～:1974～) ●砂利採取規制(昭和50年代～)																																																																																																														
太郎右衛門 自然再生 地	河川改修				●本川が直線化される ●太郎右衛門地区の横堤(昭和9年～11年:1934～1936)																																																																																																																	
	環境				●旧流路は止水環境化		乾燥化進行																																																																																																															
	高水敷	周辺は稲作が 盛んであった。			水田				畑作増加(昭和45年頃～:1970～) 樹林化進行(昭和45年頃～:1970 ホンダエアポートなど利用(昭和39年頃～:1964～)																																																																																																													
					川近くまで水田が広がる				放棄水田が増加、土地改良による盛土、嵩上げ																																																																																																													

ア. 近世以前

近世以前の荒川は、源流から熊谷市付近までは、現在と同様の川筋を流れ熊谷市付近から大宮台地の東を流下し、古利根川に合流し東京湾に注いでいた。荒川はその名のとおりに「荒ぶる川」であり、扇状地末端の熊谷市付近より下流でしばしば流路を変えていた。

治水対策としては、中流部では川島領及び吉見領の大囲堤に代表される囲堤等の築造、増強等が行われ、下流部の隅田川では、徳川家康が入府後、本格的に浅草付近の右岸側に日本堤、左岸側に隅田堤を漏斗状に築造することにより、洪水時には上流で氾濫させ、江戸の町を守ってきた。

その後、寛永 6 年(1629 年)に伊奈忠治により久下村地先(現熊谷市)において新川を開削して、利根川と荒川を分離し、荒川の本流を入間川の支川であった和田吉野川と合わせ隅田川に合流させ、東京湾へ注ぐ流路に変えた。この一連の工事は後に「荒川の西遷」と言われ、現在の荒川の骨格が形成された。

イ. 明治 44 年(1911 年)から昭和 20 年代まで

明治以降の治水事業としては、明治 43 年(1910 年)8 月洪水の大水害を契機として、明治 44 年(1911 年)に岩淵地点における計画高水流量を 4,170m³/s とする改修計画を策定し、同年から直轄事業として、岩淵地点から河口に至る約 22km の放水路事業に着手し、昭和 5 年(1930 年)に完成した。一方、岩淵地点から熊谷に至る区間は、明治 43 年(1910 年)、大正 2 年(1913 年)、大正 3 年(1914 年)の洪水を契機に、大正 7 年(1918 年)に荒川上流改修計画を策定した。築堤や低水路整備、河道拡幅と併せ、広大な川幅を利用した横堤の築造による遊水機能の確保により、下流の洪水を軽減させる工事に着手し、昭和 29 年(1954 年)に竣工した。この工事で 27 箇所の横堤が築造され、現在も 25 箇所が存在し、いまなお治水機能を発揮している。また、御成橋のかかる鴻巣市、吉見町付近に約 2.5km の日本最大の川幅を有する広大な河道が設けられた。

昭和 16 年(1941 年)及び昭和 22 年(1947 年)の大洪水では、岩淵水門の付近等において計画高水位を大幅に上回ったため、昭和 26 年(1951 年)から水位の上昇に対処して暫定的に低水路拡幅及び堤防の嵩上げを行ってきた。

第 2 節 荒川流域及び太郎右衛門自然再生地の歴史の変遷

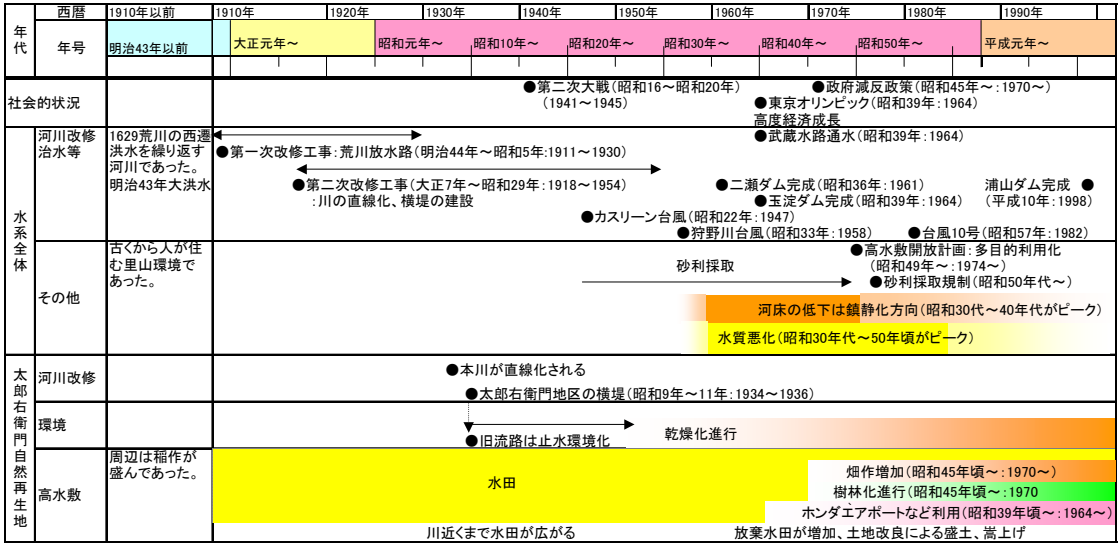


図 1-4 荒川および太郎右衛門自然再生地の年表

（ 1 ） 荒川流域及び治水の歴史

①明治 43 年（1910 年）まで

荒川はその名のとおりに「荒ぶる川」として昔から数多くの水害の歴史を残し、扇状地の末端にあたる熊谷付近から下流ではしばしば流路を変えていた。約千年前の荒川は、現在の元荒川筋を流れて、古利根川に合流する利根川の一支川であった。

天正 18 年(1590 年)、関東 8 国を与えられ江戸城に入った徳川家康は、その足固めとして江戸城と江戸城下の整備とともに関東平野の開発にとりかかる。寛永 6 年（1629 年）には、伊那備前守忠治により「荒川の西遷」と呼ばれる荒川の瀬替えが行われた。この河川改修は、洪水の防御とともに新田開発の促進、舟運路の確保、中山道の交通の確保なども目的にしていたといわれている。また、河川改修工事と同時に進められた用水路や溜井（遊水地）などの整備は、低湿地を水田に変えた。現在、埼玉県東部に広がる豊かな穀倉地帯は、この江戸時代の新田開発がもたらしたものといえる。

荒川の過去の主な水害としては、埼玉県の全体面積の 24%が浸水し未曾有の水害と言われた明治 43 年（1910 年）の大水害がある。この洪水により、埼玉県の堤防決壊は 178 箇所、死傷者 324 人、住宅の全半壊・破損・流出 18,147 戸、浸水家屋 84,538 戸、農産物の損害は 2,400 万円（現在の資産価値で約 1,000 億円）に達した。この大洪水を契機に、荒川は国が直轄で管理することとなった。この未曾有の大水害に対し、明治政府は臨時治水調査会を設けて抜本的な治水計画を樹立し、計画では荒川の笹目橋を境に、上流部と下流部に区分し、上流部では広い高水敷と横堤により堤外遊水機能を高めて下流への流量調節に努めることが定められ、下流部では荒川放水路の開削工事が行われる事となった。

P4（改訂版 P6）

年表更新、第 4 8 協議会意見を踏まえ表を拡大（位置を後段に移動）

荒川水系河川整備計画に基づき修正

第 4 8 協議会意見を踏まえ「概要」「見出し」を追加

「概要」に用いた箇所を表示

「荒川太郎右衛門地区自然再生事業 自然再生全体構想」 新旧対照表(案)

新	旧（H18.5）	備考欄
ウ. 昭和 30 年代から現在 昭和 34 年(1959 年)9 月の伊勢湾台風による災害に鑑み、昭和 35 年(1960 年)に東京湾高潮対策計画が策定され、昭和 36 年(1961 年)から高潮堤防が築造された。 昭和 36 年(1961 年)には荒川総合開発計画の一環として二瀬ダムが完成した。 昭和 39 年(1964 年)の新河川法施行に伴い、昭和 40 年(1965 年)に荒川上流改修計画を踏襲した荒川水系工事実施基本計画を策定した。明治 40 年(1907 年)及び明治 43 年(1910 年)の洪水を踏まえ、計画高水流量は、寄居において 5,570m³/s、下流岩淵までの遊水調節により 1,400m³/s を調節して、岩淵において 4,170m³/s とした。さらに、隅田川に 830m³/s を分派して、その下流では河口まで 3,340m³/s とした。また、隅田川の計画高水流量は、新河岸川の合流量 170m³/s を合わせ、1,000m³/s とした。この計画は、昭和 22 年(1947 年)のカスリーン台風をはじめ計画を上回る洪水にたびたび見舞われたこと、荒川流域において急速に都市化が進展し、ひとたび洪水氾濫に見舞われた場合に想定される被害が激増したことなどから、社会的な重要度を鑑み、昭和 48 年(1973 年)、利根川水系に匹敵する計画規模に変更した。 昭和 48 年(1973 年)の改定では、基準地点を寄居から岩淵に変更し、基本高水のピーク流量を 14,800m³/s とした。下流部の市街化等の制約から、下流部への負担を抑制する必要がある、大半を洪水調節することとし、岩淵において計画高水流量を 7,000m³/s とし、これを超える流量は、上中流部で洪水調節を行うこととした。荒川は、地形地質及び社会的条件もあり大規模なダム建設の適地に乏しかったことから、中流部の広大な高水敷を活用した調節池を上流ダム群と一体となったものとして位置づけ、洪水調節量を 7,800m³/s とした。また、隅田川については、東京への一極集中に伴う流域の急激な市街化に伴い、河道で分担できる流量が限界になっていたため、荒川からの分派量を 830m³/s から 0m³/s とし、同じく急激な都市化の進んだ新河岸川、石神井川、神田川等の支川流域の流出増や内水量を見込んで、河口において 2,100 m³/s とする工事実施基本計画の改定を行った。 昭和 63 年(1988 年)に計画規模を上回る洪水の対策として高規格堤防の整備を工事実施基本計画に位置づけた。 平成 11 年(1999 年)には浦山ダム、平成 16 年(2004 年)には荒川第一調節池、平成 23 年(2011 年)には滝沢ダムが完成し、一定の洪水調節容量を確保してきている。	②明治 44 年（1911 年）から昭和 30 年まで 明治 44 年（1911 年）には荒川放水路開削が始まり昭和 5 年（1930 年）に完成した。また、上流部の改修は大正 7 年（1918 年）に着手され、戸田市から吉見町の間は川幅を 500～2,500m と非常に広くとり、洪水時には河川敷を遊水地にすることで下流の洪水を軽減させた。特徴的な点は治水効果を高めながら堤外地に残された農耕地を保護するために、堤防に対して直角方向に築かれた 26 箇所の横堤である。この工事は着工以来 36 年間を要し、昭和 29 年（1954 年）に改修が竣工した。この他、入間川、小畔川、越辺川の三川合流部を中心に支川の改修が進められた。このように荒川流域では、治水事業が進められたものの、昭和 22 年（1947 年）には戦後最大といわれるカスリーン台風の来襲により、戦後復興の緒についたばかりの荒川流域は大被害を受けた。 ③昭和 30 年から現在 昭和 30 年代以降、日本経済は高度成長期を迎え、その成長とともに、荒川流域に人口・産業が集中するに至り、新たな治水・利水対策が必要となってきた。人口の増加、産業の発展に伴って水の利用量が増大し、それまで中流及び下流域では地下水の使用が主であったが、地盤沈下の問題により河川の表層水使用の割合が増加してきた。表層水利用の需要をまかなうため、昭和 39 年（1964 年）には武蔵水路及び秋ヶ瀬取水堰が竣工され、上流域では、治水及び利水のために多目的ダムの二瀬ダム及び玉淀ダムが建設された。しかし、水需要の増加は急激に伸び、取水制限を行うほどの渇水が昭和 39 年より頻発し、現在に至っている。 治水面では、昭和 33 年（1958 年）の狩野川台風により、荒川流域では大きな被害があった。また急速な都市化による雨水流出機構の顕著な変化及び地盤沈下により、洪水疎通能力が年超過確率で 1/20 程度に過ぎないことがわかり、昭和 40 年（1965 年）に河川法が改正され、一級河川に指定されたことに伴い、荒川水系工事実施基本計画が策定された。 荒川流域内のダムや調節池は、上流部に二瀬ダム＜昭和 36 年度（1961 年度）完成＞、浦山ダム＜平成 10 年度（1998 年度）完成＞、の 2 箇所のダムが治水機能を発揮しており、現在は滝沢ダムが建設中である。県管理のダムとしては、有間ダム＜昭和 60 年度（1985 年度）完成＞、合角^{かつかく}ダム＜平成 12 年度（2000 年度）完成＞、がある。一方、中流部では荒川第一調節池＜平成 15 年度（2003 年度）完成予定＞が整備されている。 荒川本川では、「荒川水系工事実施基本計画（平成 4 年 4 月 7 日 施行）」によれば、概ね 200 年に 1 回の頻度で発生する規模の洪水を対象として、流域を洪水から防御する計画となっている。この治水計画では、岩淵地点での基本高水流量を 14,800m³/s とし、そのうち上流のダム群や調節池で 7,800m³/s を調節し、7,000m³/s を河道で安全に流下させるものとしている。 近年では、平成 11 年（1999 年）8 月に熱帯低気圧により発達した雨雲が関東地方に入り込んだために豪雨となり、治水橋上流域で 3 日間の平均雨量 399mm、岩淵地点では戦後 3 番目の水位を記録した。しかし、上流ダム群と整備中であった荒川第一調節池などが治水効果を発揮し、被害が低く抑えられた。	P5（改訂版 P7） 第 4 8 協議会意見を踏まえ「見出し」を追加

「荒川太郎右衛門地区自然再生事業 自然再生全体構想」 新旧対照表(案)

新	旧 (H18.5)	備考欄
エ. 入間川と支川 入間川及びその支川については、昭和 8～10 年(1933～1935 年)に実施された内務省による調査・計画が基本となり、昭和 18 年(1943 年)に改修計画を策定した。改修計画の骨子は、旧堤の拡幅補強を主体とした河道計画や、入間川、越辺川、小畔川の三川合流部の背割堤による下流側への付け替えであり、昭和 18 年(1943 年)から本格的に、築堤、護岸等を施工し河道を整正した。 昭和 29 年(1954 年)には、入間川、越辺川、小畔川の三川合流部である落合橋までの下流については三川合流工事と共に改修工事が完成された。 その後、平成 11 年(1999 年)8 月洪水による浸水被害を受け、入間川・越辺川等緊急対策特定事業を実施した。		(改訂版 P8) 第 4 8 協議会意見を踏まえ「見出し」を追加
オ. 新河岸川 新河岸川については、昭和 54 年(1979 年)に総合治水対策特定河川に指定され、調節池の整備や雨水の地下浸透促進等、流域での対策と合わせて治水安全度の向上を図っている。 その後、昭和 57 年(1982 年)8 月に流域内の関係機関の合意のもとに新河岸川流域整備計画を策定(平成 17 年(2005 年)3 月改定)し総合的な治水対策を講じてきた。 平成 19 年(2007 年)3 月に策定した荒川水系河川整備基本方針(以下「河川整備基本方針」という。)において、基準地点岩淵における基本高水のピーク流量については 14,800m³/s とし、計画高水流量は、洪水調節施設により洪水調節して、寄居において 7,000m³/s とし、支川入間川等の流量を合わせ、中流部における洪水調節施設により洪水調節して、岩淵において 7,000m³/s、小名木において 7,700m³/s とし、河口まで同量とした。		
カ. 隅田川 派川隅田川の計画高水流量は荒川本川からの分派量を 0m³/s とし、新河岸川、石神井川、神田川等の支川の流量を合わせ河口において 2,100m³/s とした。入間川及びその支川の計画高水流量は、小ヶ谷において、2,000m³/s とし、越辺川の流量を合わせて菅間において 4,500m³/s とした。越辺川の計画高水流量は入西において 1,050m³/s とし、支川高麗川、都幾川等の流量を合わせ、洪水調節施設により洪水調節して、入間川合流点において 2,800m³/s とした。		

「荒川太郎右衛門地区自然再生事業 自然再生全体構想」 新旧対照表(案)

新	旧（H18.5）	備考欄																																																																																							
表 1-1 主要洪水と洪水被害 <table><tr><th>洪水発生年</th><th>原因</th><th>被害状況</th></tr><tr><td>大正 6 年 9 月 (1917 年)</td><td>台風</td><td>死者・行方不明者 576 人 床下浸水 50,514 戸 床上浸水 132,002 戸 全半壊・流失 6,833 戸</td></tr><tr><td>昭和 13 年 8 月 (1938 年)</td><td>台風</td><td>死者・行方不明者 85 人 床下浸水 71,583 戸 床上浸水 47,617 戸 全半壊・流失 2,967 戸</td></tr><tr><td>昭和 16 年 7 月 (1941 年)</td><td>台風</td><td>床下浸水 22,024 戸 床上浸水 6,098 戸 全半壊・流失 50 戸</td></tr><tr><td>昭和 22 年 9 月 (1947 年)</td><td>カスリーン台風</td><td>死者・行方不明者 109 人 床下浸水 79,814 戸 床上浸水 124,896 戸 全半壊・流失 3,428 戸</td></tr><tr><td>昭和 33 年 9 月 (1958 年)</td><td>台風第 22 号</td><td>死者・行方不明者 42 人 床下浸水 370,385 戸 床上浸水 135,189 戸 全半壊・流失 969 戸</td></tr><tr><td>昭和 49 年 8 月 (1974 年)</td><td>台風第 14、16、18 号</td><td>死者・行方不明者 1 人 床下浸水 3,162 戸 床上浸水 168 戸</td></tr><tr><td>昭和 57 年 7 月 (1982 年)</td><td>台風第 10 号</td><td>死者・行方不明者 4 人 床下浸水 20 戸</td></tr><tr><td>昭和 57 年 9 月 (1982 年)</td><td>台風第 18 号</td><td>死者・行方不明者 1 人 床下浸水 12,363 戸 床上浸水 6,931 戸 全半壊・流失 4 戸</td></tr><tr><td>平成 11 年 8 月 (1999 年)</td><td>熱帯低気圧</td><td>床下浸水 1,741 戸 床上浸水 622 戸 全半壊・流失 2 戸</td></tr><tr><td>平成 19 年 9 月 (2007 年)</td><td>台風第 9 号</td><td>床下浸水 12 戸 床上浸水 1 戸</td></tr></table> ※昭和 33 年(1958 年)洪水までは「埼玉県の気象百年」(気象庁)、「東京市史稿」(東京都)、「東京都水害誌」(東京都)、「東京都水防計画(資料編)」(東京都)をもとに作成 ※昭和 49 年(1974 年)洪水以降は「水害統計」(建設省河川局及び国土交通省水管理・国土保全局)をもとに作成 表 1-1 明治以降の主な洪水 <table><tr><th>年</th><th>台風の名前</th><th>死者・ 行方不明者数</th><th>浸水家屋数</th></tr><tr><td>1890年(明治23年)</td><td>明治23年洪水</td><td>16名</td><td>69,650戸</td></tr><tr><td>1907年(明治40年)</td><td>明治40年洪水</td><td>13名</td><td>18,174戸</td></tr><tr><td>1910年(明治43年)</td><td>明治43年洪水</td><td>324名</td><td>84,538戸</td></tr><tr><td>1938年(昭和13年)</td><td>昭和13年洪水</td><td>不明</td><td>不明</td></tr><tr><td>1941年(昭和16年)</td><td>昭和16年洪水</td><td>不明</td><td>不明</td></tr><tr><td>1947年(昭和22年)</td><td>カスリーン台風</td><td>16名</td><td>28,520戸</td></tr><tr><td>1948年(昭和23年)</td><td>アイオン台風</td><td>不明</td><td>不明</td></tr><tr><td>1958年(昭和33年)</td><td>狩野川台風</td><td>5名</td><td>63,150戸</td></tr><tr><td>1974年(昭和49年)</td><td>台風16号</td><td>3名</td><td>1,329戸</td></tr><tr><td>1982年(昭和57年)</td><td>台風10号</td><td>2名</td><td>2,326戸</td></tr><tr><td>1982年(昭和57年)</td><td>台風18号</td><td>1名</td><td>17,168戸</td></tr><tr><td>1991年(平成3年)</td><td>台風18号</td><td>0名</td><td>6,069戸</td></tr><tr><td>1999年(平成11年)</td><td>熱帯低気圧</td><td>0名</td><td>3,274戸</td></tr></table> (出典：国土交通省、埼玉県) <明治 43 年（1910 年）の洪水の状況>  <昭和 22 年（1947 年）カスリーン台風による洪水の状況>  <平成 11 年（1999 年）の洪水の状況>  P6（改訂版 P9） 年表更新 図は次頁へ移動	洪水発生年	原因	被害状況	大正 6 年 9 月 (1917 年)	台風	死者・行方不明者 576 人 床下浸水 50,514 戸 床上浸水 132,002 戸 全半壊・流失 6,833 戸	昭和 13 年 8 月 (1938 年)	台風	死者・行方不明者 85 人 床下浸水 71,583 戸 床上浸水 47,617 戸 全半壊・流失 2,967 戸	昭和 16 年 7 月 (1941 年)	台風	床下浸水 22,024 戸 床上浸水 6,098 戸 全半壊・流失 50 戸	昭和 22 年 9 月 (1947 年)	カスリーン台風	死者・行方不明者 109 人 床下浸水 79,814 戸 床上浸水 124,896 戸 全半壊・流失 3,428 戸	昭和 33 年 9 月 (1958 年)	台風第 22 号	死者・行方不明者 42 人 床下浸水 370,385 戸 床上浸水 135,189 戸 全半壊・流失 969 戸	昭和 49 年 8 月 (1974 年)	台風第 14、16、18 号	死者・行方不明者 1 人 床下浸水 3,162 戸 床上浸水 168 戸	昭和 57 年 7 月 (1982 年)	台風第 10 号	死者・行方不明者 4 人 床下浸水 20 戸	昭和 57 年 9 月 (1982 年)	台風第 18 号	死者・行方不明者 1 人 床下浸水 12,363 戸 床上浸水 6,931 戸 全半壊・流失 4 戸	平成 11 年 8 月 (1999 年)	熱帯低気圧	床下浸水 1,741 戸 床上浸水 622 戸 全半壊・流失 2 戸	平成 19 年 9 月 (2007 年)	台風第 9 号	床下浸水 12 戸 床上浸水 1 戸	年	台風の名前	死者・ 行方不明者数	浸水家屋数	1890年(明治23年)	明治23年洪水	16名	69,650戸	1907年(明治40年)	明治40年洪水	13名	18,174戸	1910年(明治43年)	明治43年洪水	324名	84,538戸	1938年(昭和13年)	昭和13年洪水	不明	不明	1941年(昭和16年)	昭和16年洪水	不明	不明	1947年(昭和22年)	カスリーン台風	16名	28,520戸	1948年(昭和23年)	アイオン台風	不明	不明	1958年(昭和33年)	狩野川台風	5名	63,150戸	1974年(昭和49年)	台風16号	3名	1,329戸	1982年(昭和57年)	台風10号	2名	2,326戸	1982年(昭和57年)	台風18号	1名	17,168戸	1991年(平成3年)	台風18号	0名	6,069戸	1999年(平成11年)	熱帯低気圧	0名	3,274戸
洪水発生年	原因	被害状況																																																																																							
大正 6 年 9 月 (1917 年)	台風	死者・行方不明者 576 人 床下浸水 50,514 戸 床上浸水 132,002 戸 全半壊・流失 6,833 戸																																																																																							
昭和 13 年 8 月 (1938 年)	台風	死者・行方不明者 85 人 床下浸水 71,583 戸 床上浸水 47,617 戸 全半壊・流失 2,967 戸																																																																																							
昭和 16 年 7 月 (1941 年)	台風	床下浸水 22,024 戸 床上浸水 6,098 戸 全半壊・流失 50 戸																																																																																							
昭和 22 年 9 月 (1947 年)	カスリーン台風	死者・行方不明者 109 人 床下浸水 79,814 戸 床上浸水 124,896 戸 全半壊・流失 3,428 戸																																																																																							
昭和 33 年 9 月 (1958 年)	台風第 22 号	死者・行方不明者 42 人 床下浸水 370,385 戸 床上浸水 135,189 戸 全半壊・流失 969 戸																																																																																							
昭和 49 年 8 月 (1974 年)	台風第 14、16、18 号	死者・行方不明者 1 人 床下浸水 3,162 戸 床上浸水 168 戸																																																																																							
昭和 57 年 7 月 (1982 年)	台風第 10 号	死者・行方不明者 4 人 床下浸水 20 戸																																																																																							
昭和 57 年 9 月 (1982 年)	台風第 18 号	死者・行方不明者 1 人 床下浸水 12,363 戸 床上浸水 6,931 戸 全半壊・流失 4 戸																																																																																							
平成 11 年 8 月 (1999 年)	熱帯低気圧	床下浸水 1,741 戸 床上浸水 622 戸 全半壊・流失 2 戸																																																																																							
平成 19 年 9 月 (2007 年)	台風第 9 号	床下浸水 12 戸 床上浸水 1 戸																																																																																							
年	台風の名前	死者・ 行方不明者数	浸水家屋数																																																																																						
1890年(明治23年)	明治23年洪水	16名	69,650戸																																																																																						
1907年(明治40年)	明治40年洪水	13名	18,174戸																																																																																						
1910年(明治43年)	明治43年洪水	324名	84,538戸																																																																																						
1938年(昭和13年)	昭和13年洪水	不明	不明																																																																																						
1941年(昭和16年)	昭和16年洪水	不明	不明																																																																																						
1947年(昭和22年)	カスリーン台風	16名	28,520戸																																																																																						
1948年(昭和23年)	アイオン台風	不明	不明																																																																																						
1958年(昭和33年)	狩野川台風	5名	63,150戸																																																																																						
1974年(昭和49年)	台風16号	3名	1,329戸																																																																																						
1982年(昭和57年)	台風10号	2名	2,326戸																																																																																						
1982年(昭和57年)	台風18号	1名	17,168戸																																																																																						
1991年(平成3年)	台風18号	0名	6,069戸																																																																																						
1999年(平成11年)	熱帯低気圧	0名	3,274戸																																																																																						

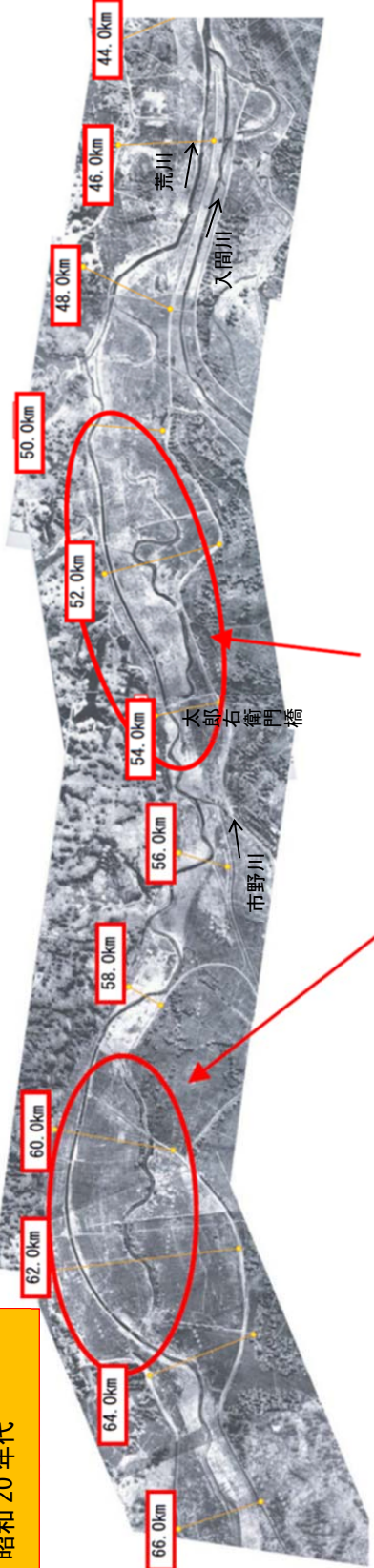
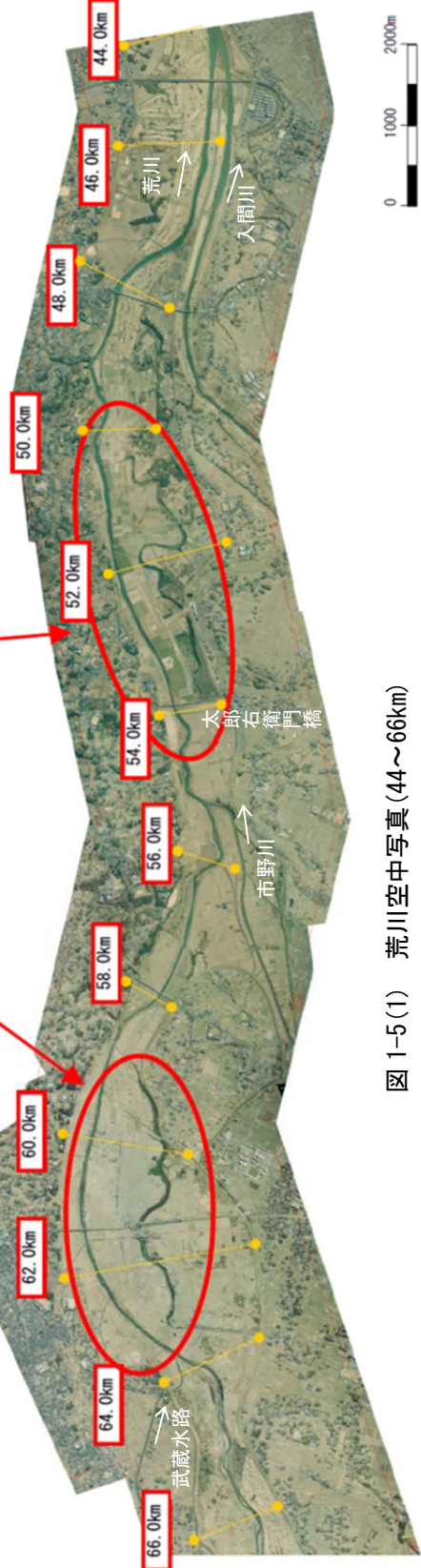
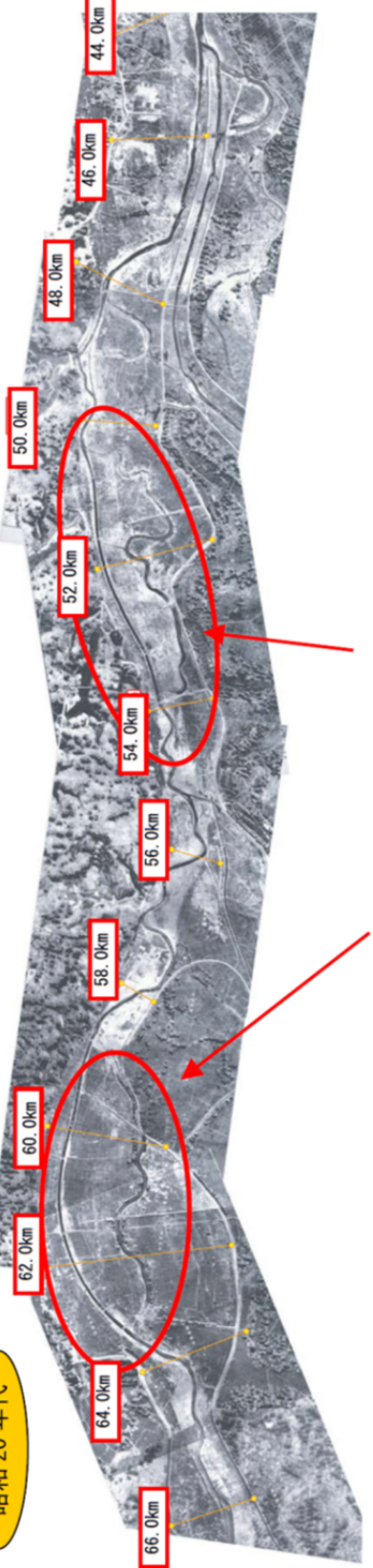
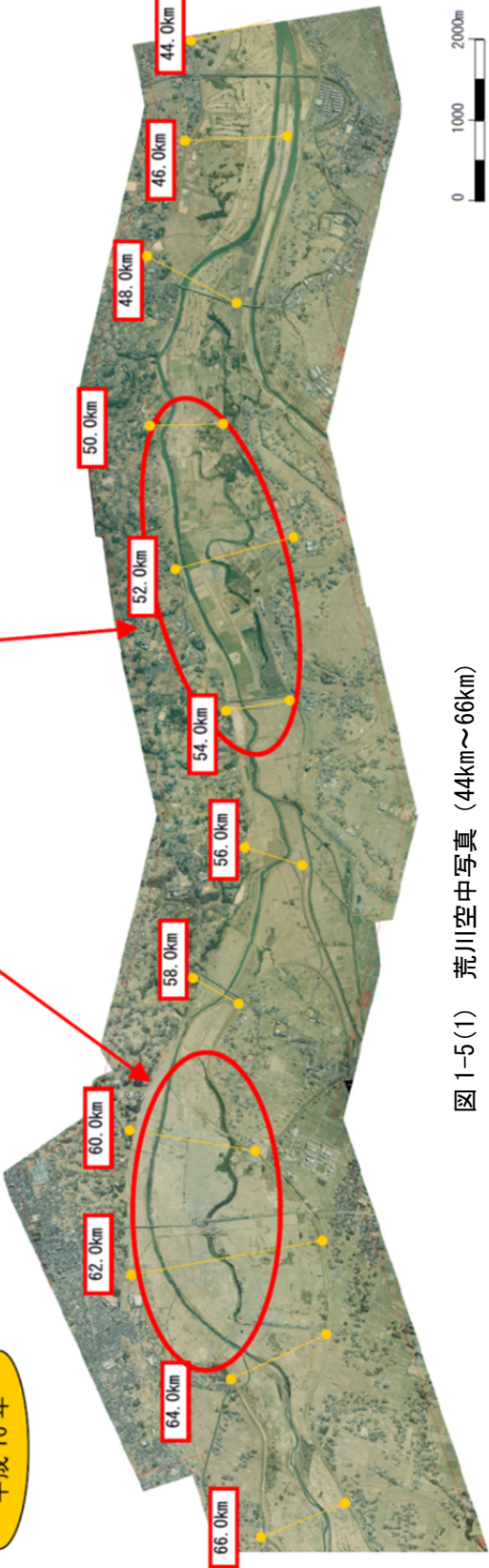
「荒川太郎右衛門地区自然再生事業 自然再生全体構想」 新旧対照表(案)

新	旧 (H18.5)	備考欄
 <明治 43 年(1910 年)の洪水の状況>  <昭和 22 年(1947 年)カスリーン台風による洪水の状況>  <平成 11 年(1999 年)の洪水の状況>		P6 (改訂版 P10) 図を前頁から移動

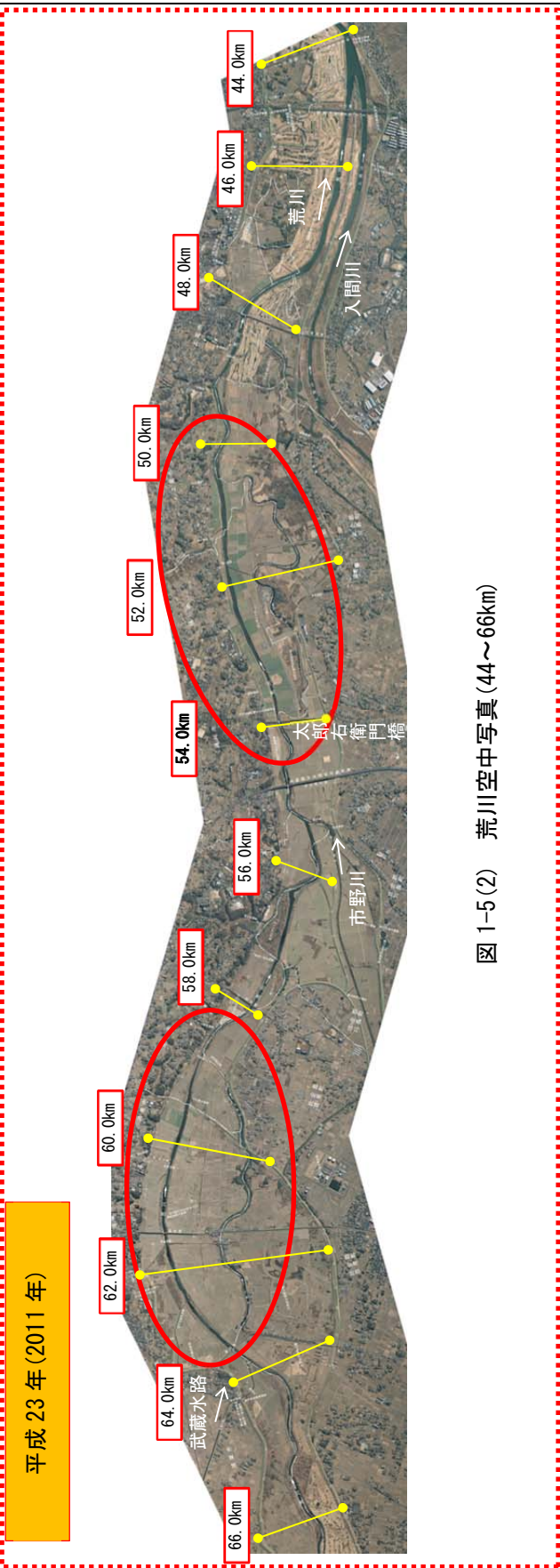
「荒川太郎右衛門地区自然再生事業 自然再生全体構想」 新旧対照表(案)

[illegible]

「荒川太郎右衛門地区自然再生事業 自然再生全体構想」 新旧対照表(案)

新	旧 (H18.5)	備考欄
昭和 20 年代  約 70 年前の蛇行形状が今なお変わらずに残る。 平成 16 年 (2004 年)  図 1-5 (1) 荒川空中写真 (44~66km)	昭和 20 年代  約 70 年前の蛇行形状が今なお変わらずに残る。 平成 16 年  図 1-5 (1) 荒川空中写真 (44km~66km)	P7 (改訂版 P12) 河川名、太郎右衛門橋追記

「荒川太郎右衛門地区自然再生事業 自然再生全体構想」 新旧対照表(案)

新	旧 (H18.5)	備考欄
平成 23 年 (2011 年)  図 1-5 (2) 荒川空中写真 (44～66km)		(改訂版 P13) 写真追加

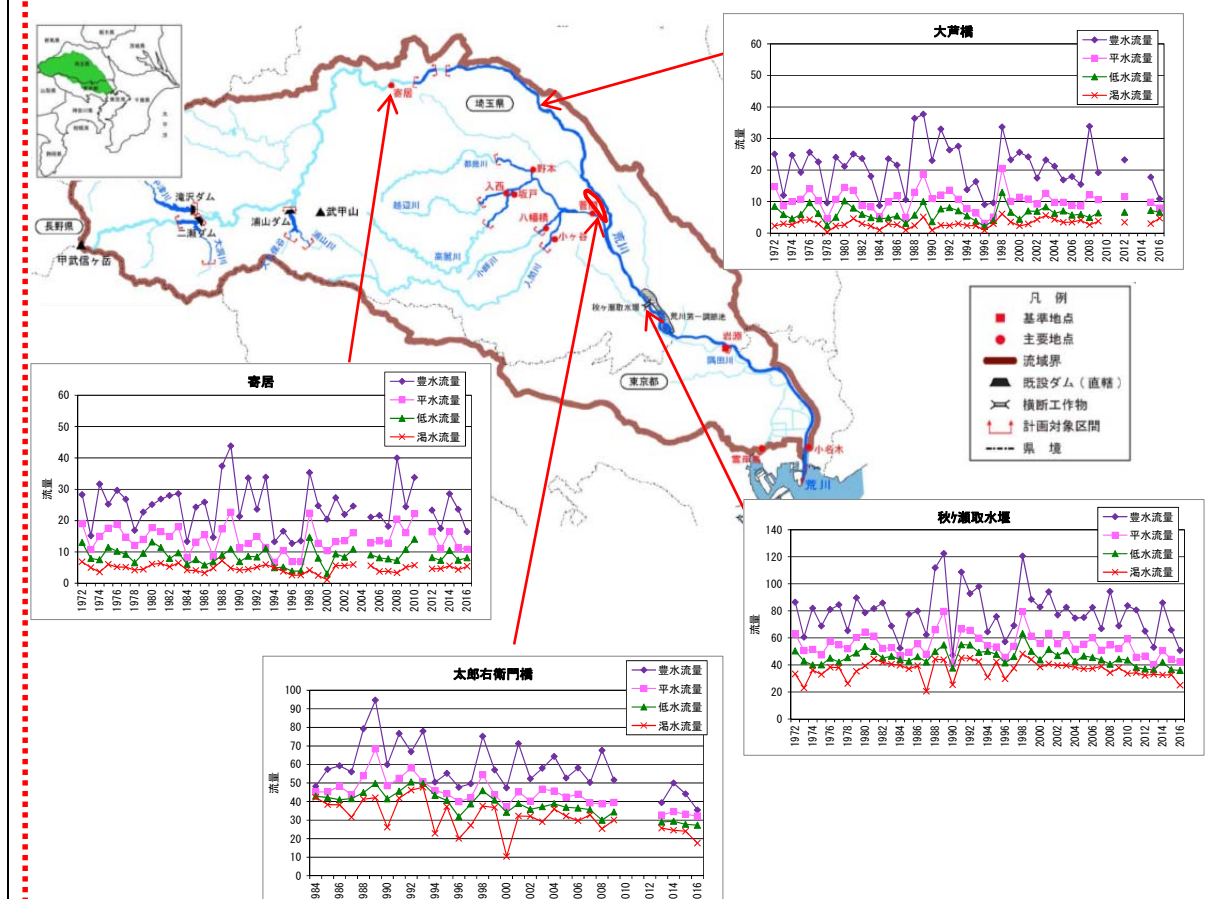
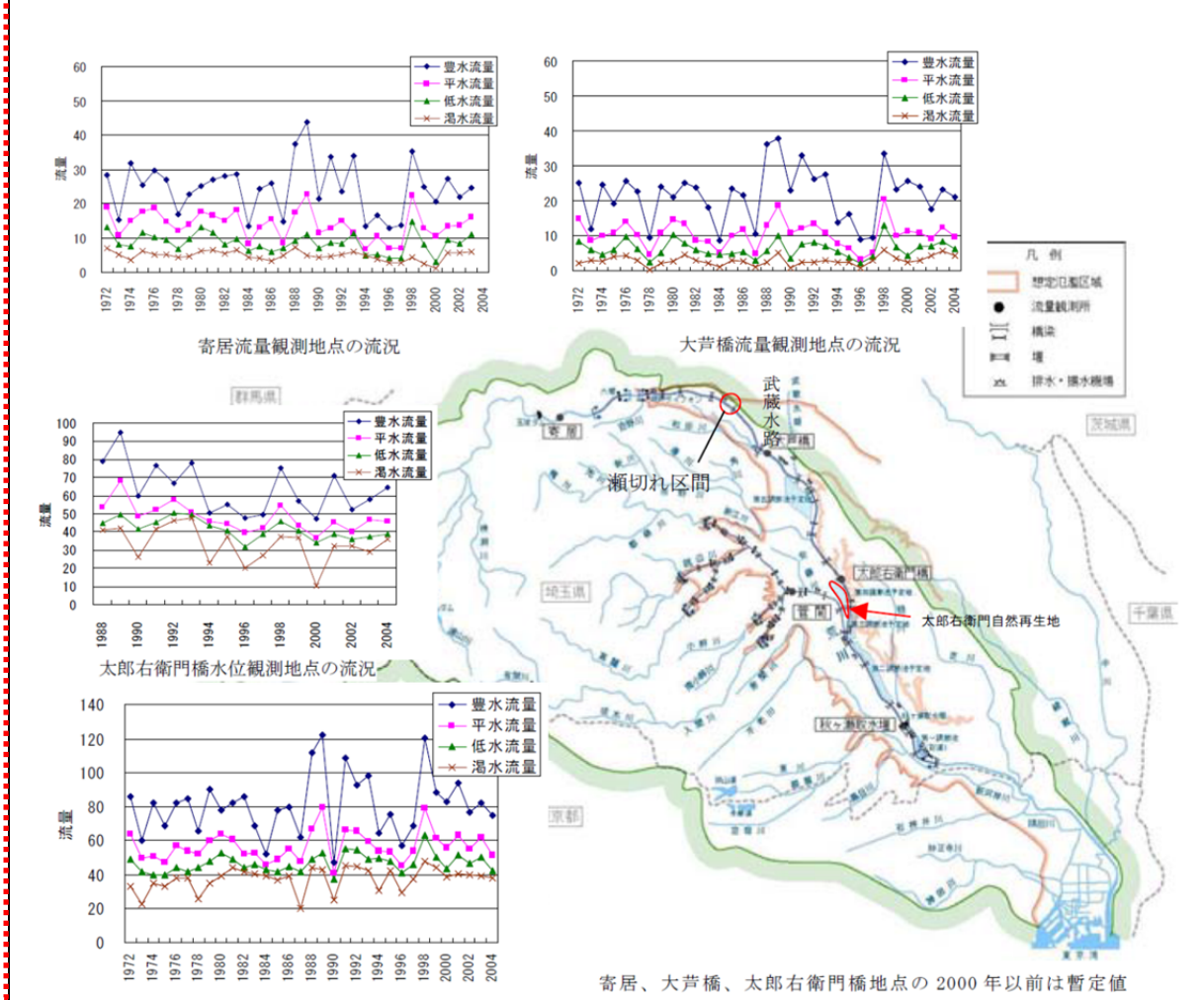
「荒川太郎右衛門地区自然再生事業 自然再生全体構想」 新旧対照表(案)

新	旧（H18.5）	備考欄
（２）太郎右衛門自然再生地周辺の歴史 荒川の西遷以降、江戸への川を使った舟運による物資の輸送が盛んとなり、港の役割を担う「河岸」が荒川沿いの町や村の各所に出来た。太郎右衛門橋付近には、人や馬の川向こうへの移動のために渡船場として「太郎右衛門渡し」が存在していた。 太郎右衛門自然再生地の旧流路は、1930 年代の河川改修事業により捷水路が整備された結果生じたもので、以前の荒川本流である。 太郎右衛門周辺の荒川本川では昭和 29 年(1954 年)までの河道の直線化以降(第二次改修)、昭和 30 年代の砂利採取により河床が著しく低下した。 ア. 太郎右衛門河岸と太郎右衛門渡し 荒川の西遷以降、江戸への川を使った舟運による物資の輸送が盛んとなり、港の役割を担う「河岸」が荒川沿いの町や村の各所に出来た。舟運で活躍したのは船底が平で瀬の浅い川でも通れた高瀬舟である。事業地付近には江戸中期より「太郎右衛門河岸」が存在し、石油・塩・石炭等に移入し、米・下駄・瓦等移出していたが、昭和 5 年(1930 年)頃廃業したといわれている。 また、太郎右衛門橋付近には、人や馬の川向こうへの移動のために渡船場として「太郎右衛門渡し」が存在していたが、明治時代に入ると賃銭橋がこの地域に架かり、昭和 15 年(1940 年)には渡しはなくなったといわれている。 イ. 太郎右衛門自然再生地の旧流路 太郎右衛門自然再生地の旧流路は、1930 年代の河川改修事業により捷水路が整備された結果生じたもので、以前の荒川本流である。捷水路の整備と時を同じくして、荒川河道内に遊水効果を高めるための横提が築かれ、蛇行していた旧流路は 2 本の横提により 3 つの池(上池、中池、下池)に分断され、現在の形状となった。	（２）太郎右衛門自然再生地周辺の歴史 荒川の西遷以降、江戸への川を使った舟運による物資の輸送が盛んとなり、港の役割を担う「河岸」が荒川沿いの町や村の各所に出来た。舟運で活躍したのは船底が平で瀬の浅い川でも通れた高瀬舟である。事業地付近には江戸中期より「太郎右衛門河岸」が存在し、石油・塩・石炭等に移入し、米・下駄・瓦等移出していたが、昭和 5 年（1930 年）頃廃業したといわれている。 また、太郎右衛門橋付近には、人や馬の川向こうへの移動のために渡船場として「太郎右衛門渡し」が存在していたが、明治時代に入ると賃銭橋がこの地域に架かり、昭和 15 年（1940 年）には渡しはなくなったといわれている。 太郎右衛門自然再生地の旧流路は、約 70 年前の河川改修事業により捷水路が整備された結果生じたもので、以前の荒川本流である。捷水路の整備と時を同じくして、荒川河道内に遊水効果を高めるための横提が築かれ、蛇行していた旧流路は 2 本の横提により 3 つの池（上池、中池、下池）に分断され、現在の形状となった。 太郎右衛門周辺の荒川本川では昭和 29 年（1954 年）までの河道の直線化以降（第二次改修）、昭和 30 年代の砂利採取により河床が著しく低下し、また高度経済成長期には水質が悪化した。河床の低下は昭和 30 年から 40 年代がピークとなったが現在では沈静化し、また、水質も昭和 50 年頃以降回復してきている。 昭和 45 年（1970 年）以前は、太郎右衛門自然再生地周辺には水田が広がっていたが、減反政策の影響により、畑作への転向（土地改良）や放棄水田が増加した。 荒川の河川敷は、昭和 49 年（1974 年）の高水敷開放計画を受け、多目的利用が盛んになったが、当該地区では昭和 39 年頃（1964 年頃）からホンダエアポート、モトクロス場などへの土地利用の転換が行われた。 図 1-6 太郎右衛門自然再生地の荒川流路の変遷	P8（改訂版 P14） 第 4 8 協議会意見を踏まえ「概要」「見出し」を追加 「概要」に用いた箇所を表示 ここから次頁へ移動 年代表記を修正

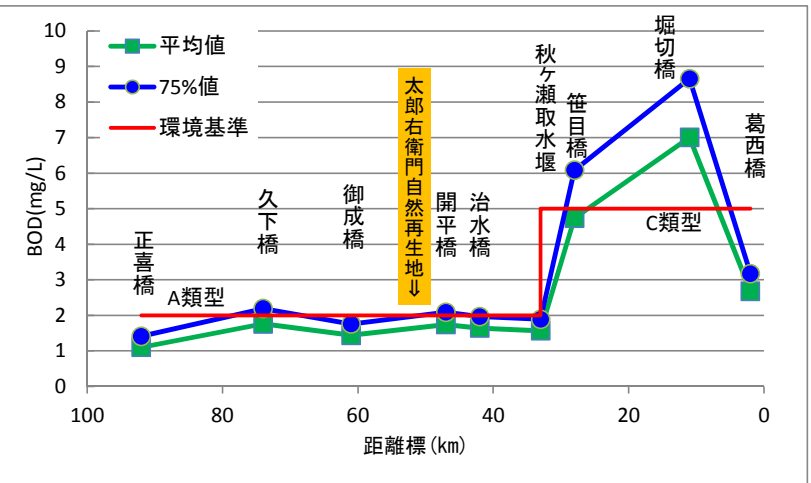
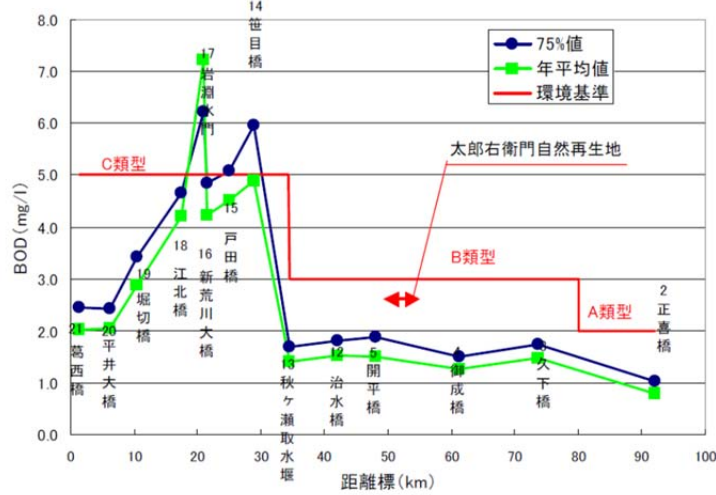
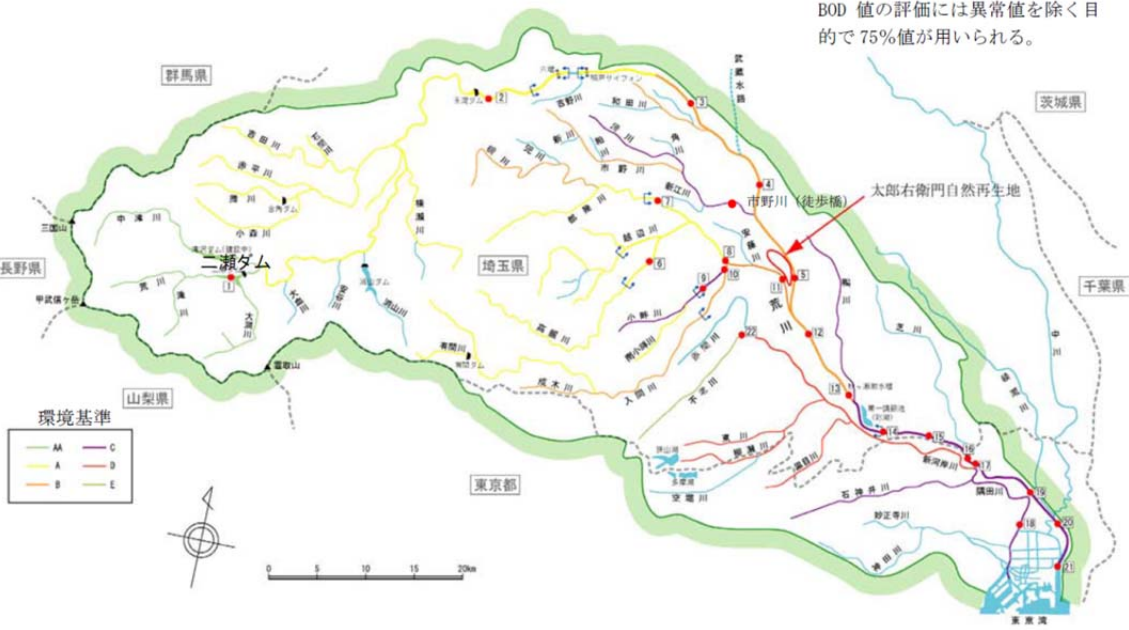
「荒川太郎右衛門地区自然再生事業 自然再生全体構想」 新旧対照表(案)

新	旧 (H18.5)	備考欄
ウ. 太郎右衛門自然再生地周辺の環境・土地利用変化 太郎右衛門周辺の荒川本川では昭和 29 年(1954 年)までの河道の直線化以降(第二次改修)、昭和 30 年代の砂利採取により河床が著しく低下し、また高度経済成長期には水質が悪化した。河床の低下は昭和 30 年から 40 年代がピークとなったが現在では沈静化し、また、水質も昭和 50 年(1975 年)頃以降回復してきている。 昭和 45 年(1970 年)以前は、太郎右衛門自然再生地周辺には水田が広がっていたが、減反政策の影響により、畑作への転向(土地改良)や放棄水田が増加した。 荒川の河川敷は、昭和 49 年(1974 年)の高水敷開放計画を受け、多目的利用が盛んになったが、当該地区では昭和 39 年(1964 年)頃からホンダエアポート、モトクロス場などへの土地利用の転換が行われた。  【明治14年第一軍管地方迅速測図】  【現況河道】 図 1-6 太郎右衛門自然再生地の荒川流路の変遷		(改訂版 P15) 第 4 8 協議会意見を踏まえ「見出し」を追加 「概要」に用いた箇所を表示 河川名追記

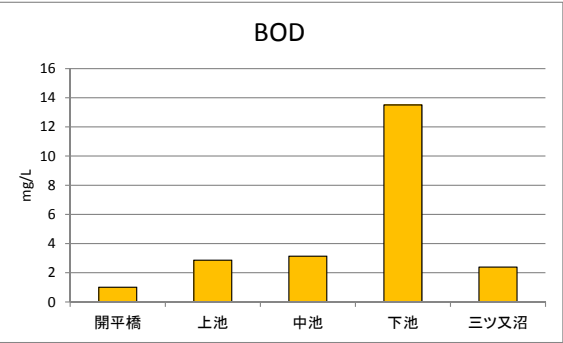
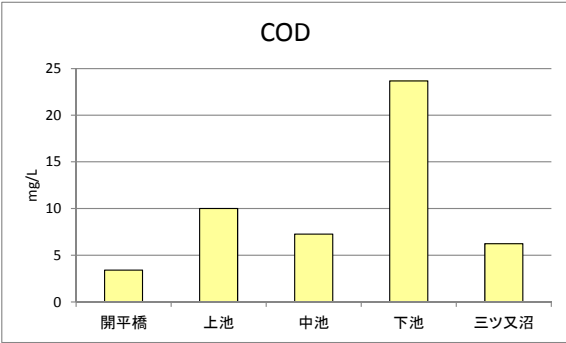
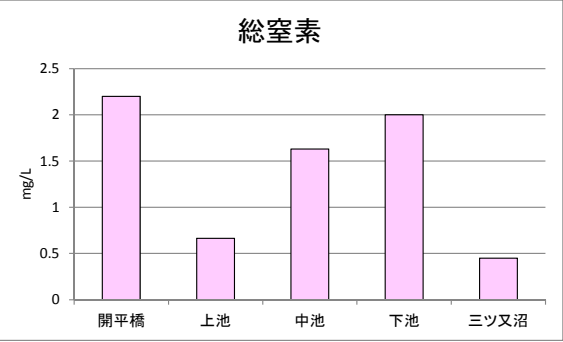
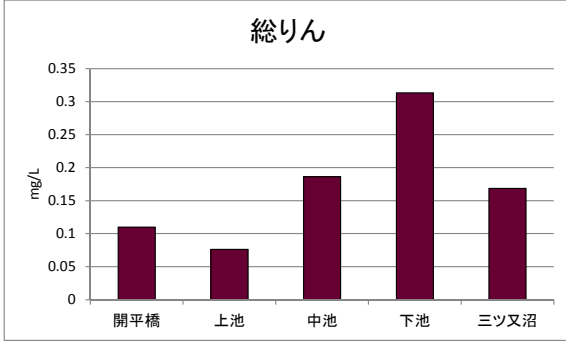
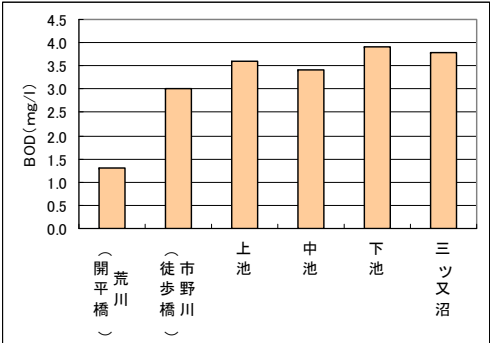
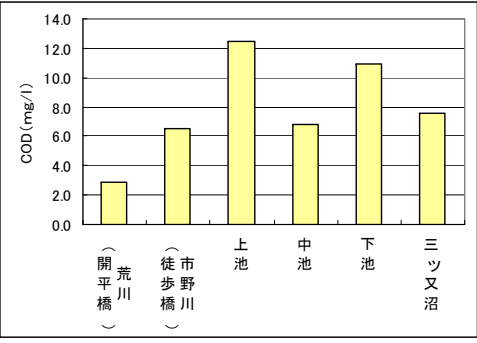
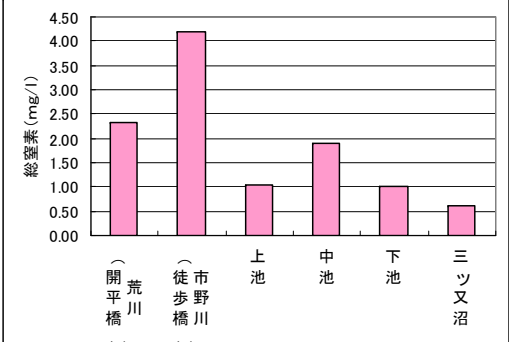
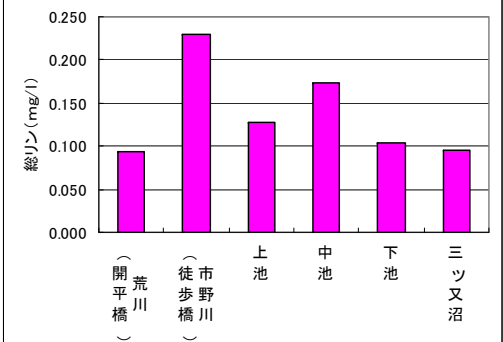
「荒川太郎右衛門地区自然再生事業 自然再生全体構想」 新旧対照表(案)

新	旧 (H18.5)	備考欄																																																																						
第3節 太郎右衛門自然再生地の現況 (1) 流況・水質 ア. 荒川の流況・水質 <流況> 河況係数(最大流量/最小流量)は、荒川の寄居では約 649 で、利根川の栗橋の約 73 に比べて大変大きい数字となり、荒川は流量変動の激しい河川であり、洪水の制御が難しい河川といえる。 荒川本川の寄居での平水時の流況は 10～20m³/s 程度であるが、太郎右衛門橋までに武蔵水路、市野川等と合流し、太郎右衛門橋での平水時の流況は 30～50m³/s となる。 表 1-2 流量観測地点各流況の平均値* (単位：m³/s) <table><tr><th>観測所</th><th>最大流量</th><th>豊水流量</th><th>平水流量</th><th>低水流量</th><th>渇水流量</th><th>最小流量</th></tr><tr><td>寄居</td><td>1,853</td><td>24.5</td><td>14.1</td><td>8.59</td><td>4.73</td><td>3.56</td></tr><tr><td>大芦橋</td><td>1,749</td><td>21.2</td><td>10.4</td><td>6.23</td><td>3.02</td><td>2.30</td></tr><tr><td>太郎右衛門橋</td><td>1,239</td><td>58.4</td><td>44.5</td><td>38.73</td><td>31.94</td><td>26.79</td></tr><tr><td>秋ヶ瀬取水堰</td><td>2,323</td><td>78.8</td><td>55.2</td><td>45.56</td><td>36.66</td><td>22.71</td></tr></table> * 昭和 47～平成 28 年(1972～2016 年)の平均(一部観測のない年を含む)  ※データは水文水質データベースより算定(空白部分は観測なし)、地図は荒川水系河川整備計画より転記 図 1-7 荒川の流量観測地点及び流況	観測所	最大流量	豊水流量	平水流量	低水流量	渇水流量	最小流量	寄居	1,853	24.5	14.1	8.59	4.73	3.56	大芦橋	1,749	21.2	10.4	6.23	3.02	2.30	太郎右衛門橋	1,239	58.4	44.5	38.73	31.94	26.79	秋ヶ瀬取水堰	2,323	78.8	55.2	45.56	36.66	22.71	第3節 太郎右衛門自然再生地の現況 (1) 流況・水質 ア. 荒川の流況・水質 <流況> 荒川の流況係数(最大流量/最小流量)は、1972 年(昭和 47 年)～2004 年(平成 16 年)の平均によると、利根川(栗橋)では約 60 に比べて、寄居では約 521 と大変大きい数字となり、荒川は流量変動の激しい河川であり、洪水の制御が難しい河川といえる。 荒川本川の寄居での平水時の流況は 10～20m³/sec 程度であるが、秋ヶ瀬取水堰までに武蔵水路、市野川、入間川等と合流し、秋ヶ瀬取水堰での平水時の流況は 50～60m³/sec となる。 しかし、久下橋(74km)から熊谷大橋(78km)の約 4km 区間では瀬切れが起きている。 表 1-2 流量観測地点各流況の平均値(1972～2004 年) 単位：m³/sec <table><tr><th>観測所名</th><th>最大流量</th><th>豊水流量</th><th>平水流量</th><th>低水流量</th><th>渇水流量</th><th>最低流量</th></tr><tr><td>寄居</td><td>1,862.38</td><td>24.58</td><td>13.86</td><td>8.46</td><td>4.73</td><td>3.57</td></tr><tr><td>大芦橋</td><td>1,699.67</td><td>21.70</td><td>10.49</td><td>6.21</td><td>2.89</td><td>2.26</td></tr><tr><td>太郎右衛門橋</td><td>1,176.43</td><td>63.73</td><td>48.06</td><td>41.63</td><td>33.31</td><td>29.74</td></tr><tr><td>秋ヶ瀬取水堰</td><td>2,225.76</td><td>81.37</td><td>57.20</td><td>47.40</td><td>37.69</td><td>20.53</td></tr></table>  寄居、大芦橋、太郎右衛門橋地点の 2000 年以前は暫定値 図 1-7 荒川の流量観測地点及び流況	観測所名	最大流量	豊水流量	平水流量	低水流量	渇水流量	最低流量	寄居	1,862.38	24.58	13.86	8.46	4.73	3.57	大芦橋	1,699.67	21.70	10.49	6.21	2.89	2.26	太郎右衛門橋	1,176.43	63.73	48.06	41.63	33.31	29.74	秋ヶ瀬取水堰	2,225.76	81.37	57.20	47.40	37.69	20.53	P9 (改訂版 P16) データ更新、文章修正
観測所	最大流量	豊水流量	平水流量	低水流量	渇水流量	最小流量																																																																		
寄居	1,853	24.5	14.1	8.59	4.73	3.56																																																																		
大芦橋	1,749	21.2	10.4	6.23	3.02	2.30																																																																		
太郎右衛門橋	1,239	58.4	44.5	38.73	31.94	26.79																																																																		
秋ヶ瀬取水堰	2,323	78.8	55.2	45.56	36.66	22.71																																																																		
観測所名	最大流量	豊水流量	平水流量	低水流量	渇水流量	最低流量																																																																		
寄居	1,862.38	24.58	13.86	8.46	4.73	3.57																																																																		
大芦橋	1,699.67	21.70	10.49	6.21	2.89	2.26																																																																		
太郎右衛門橋	1,176.43	63.73	48.06	41.63	33.31	29.74																																																																		
秋ヶ瀬取水堰	2,225.76	81.37	57.20	47.40	37.69	20.53																																																																		

「荒川太郎右衛門地区自然再生事業 自然再生全体構想」 新旧対照表(案)

新	旧 (H18.5)	備考欄																																																																					
<水質> 荒川の水質は、環境基準に基づき、二瀬ダム(150km)下流の中津川合流点付近から秋ヶ瀬取水堰までがA類型(BOD 2mg/L以下)、秋ヶ瀬取水堰より下流がC類型(BOD 5mg/L以下)となっている。 秋ヶ瀬取水堰より上流は、概ね環境基準以下か同等の水質となっているが、感潮域となる笹目橋付近から下流では、環境基準を上回る地点がある。   ※図の出典は埼玉県 HP 図 1-8 荒川の水質観測地点及び荒川本川の水質(昭和 33～平成 28 年(1958～2016 年))	<水質> 荒川の水質は、環境基準に基づき、AA 類型～C 類型に指定されている。二瀬ダム(150km)下流付近から熊谷付近 (80km 地点) までが A 類型 (BOD 2mg/l 以下)、熊谷付近 (80km 地点) から秋ヶ瀬取水堰までが B 類型 (BOD 3mg/l 以下)、秋ヶ瀬取水堰より下流が C 類型 (BOD 5mg/l 以下) となっている。 荒川中流域の久下橋から秋ヶ瀬取水堰までは、環境基準以下の水質となっているが、感潮域となる笹目橋付近から下流では、環境基準を上回る地点がある。 <table border="1"><caption>荒川水系公共用水水質調査地点</caption><thead><tr><th>番号</th><th>地点名</th><th>河川</th></tr></thead><tbody><tr><td>1</td><td>二瀬ダム(湖心)</td><td>荒川</td></tr><tr><td>2</td><td>正喜橋</td><td>荒川</td></tr><tr><td>3</td><td>久下橋</td><td>荒川</td></tr><tr><td>4</td><td>御成橋</td><td>荒川</td></tr><tr><td>5</td><td>開平橋</td><td>荒川</td></tr><tr><td>6</td><td>高麗川大橋</td><td>高麗川</td></tr><tr><td>7</td><td>東松山橋</td><td>都幾川</td></tr><tr><td>8</td><td>落合橋(越)</td><td>越辺川</td></tr><tr><td>9</td><td>とげ橋</td><td>小群川</td></tr><tr><td>10</td><td>落合橋(入間)</td><td>入間川</td></tr><tr><td>11</td><td>入間大橋</td><td>入間川</td></tr><tr><td>12</td><td>治水橋</td><td>荒川</td></tr><tr><td>13</td><td>秋ヶ瀬取水堰</td><td>荒川</td></tr><tr><td>14</td><td>笹目橋</td><td>荒川</td></tr><tr><td>15</td><td>戸田橋</td><td>荒川</td></tr><tr><td>16</td><td>新荒川大橋</td><td>荒川</td></tr><tr><td>17</td><td>岩淵水門</td><td>荒川</td></tr><tr><td>18</td><td>江北橋</td><td>隅田川</td></tr><tr><td>19</td><td>堀切橋</td><td>荒川</td></tr><tr><td>20</td><td>平井大橋</td><td>荒川</td></tr><tr><td>21</td><td>葛西橋</td><td>荒川</td></tr><tr><td>22</td><td>不老橋</td><td>不老川</td></tr></tbody></table>  ※BOD の環境基準値には平均値を用いられるが、平均値には異常値を含むことも多い。そのため、河川 BOD 値の評価には異常値を除く目的で 75%値が用いられる。  図 1-8 荒川の水質観測地点および荒川本川の水質 (1995 年～2004 年)	番号	地点名	河川	1	二瀬ダム(湖心)	荒川	2	正喜橋	荒川	3	久下橋	荒川	4	御成橋	荒川	5	開平橋	荒川	6	高麗川大橋	高麗川	7	東松山橋	都幾川	8	落合橋(越)	越辺川	9	とげ橋	小群川	10	落合橋(入間)	入間川	11	入間大橋	入間川	12	治水橋	荒川	13	秋ヶ瀬取水堰	荒川	14	笹目橋	荒川	15	戸田橋	荒川	16	新荒川大橋	荒川	17	岩淵水門	荒川	18	江北橋	隅田川	19	堀切橋	荒川	20	平井大橋	荒川	21	葛西橋	荒川	22	不老橋	不老川	P10 (改訂版 P17) データ更新、文章修正
番号	地点名	河川																																																																					
1	二瀬ダム(湖心)	荒川																																																																					
2	正喜橋	荒川																																																																					
3	久下橋	荒川																																																																					
4	御成橋	荒川																																																																					
5	開平橋	荒川																																																																					
6	高麗川大橋	高麗川																																																																					
7	東松山橋	都幾川																																																																					
8	落合橋(越)	越辺川																																																																					
9	とげ橋	小群川																																																																					
10	落合橋(入間)	入間川																																																																					
11	入間大橋	入間川																																																																					
12	治水橋	荒川																																																																					
13	秋ヶ瀬取水堰	荒川																																																																					
14	笹目橋	荒川																																																																					
15	戸田橋	荒川																																																																					
16	新荒川大橋	荒川																																																																					
17	岩淵水門	荒川																																																																					
18	江北橋	隅田川																																																																					
19	堀切橋	荒川																																																																					
20	平井大橋	荒川																																																																					
21	葛西橋	荒川																																																																					
22	不老橋	不老川																																																																					

「荒川太郎右衛門地区自然再生事業 自然再生全体構想」 新旧対照表(案)

新	旧 (H18.5)	備考欄
イ. 太郎右衛門自然再生地周辺の流況・水質 <流況> 荒川本川の水量は、約 64km 地点では平水時約 10m³/s であるが、63. 5km 地点で武蔵水路からの導水約 40m³/s と合流し、太郎右衛門橋付近(約 54km 地点)では平水時で約 50m³/s ある。太郎右衛門自然再生地周辺(約 50km から 54km 地点)では、武蔵水路からの導水によって、渇水時でも 10～40m³/s の流量が維持されている。 <水質> 河川の有機汚濁を示す BOD と湖沼の有機汚濁を示す COD は、太郎右衛門自然再生地の下流に位置する荒川本川の開平橋と太郎右衛門自然再生地内の旧流路(上池、中池、下池)及び三ツ又沼ビオトープの池を比較すると、いずれも本川の方が低い値を示している。富栄養化の原因となる項目のうち、総りんは概ね BOD・COD と同様の傾向で上池を除き本川の方が低い値を示しているが、総窒素では逆に本川の方が高い値を示している。 BOD  COD  総窒素  総りん  ※ 本川(開平橋)：平成 28 年度(2016 年度) 年間 12 回の平均 旧流路：平成 28 年度(2016 年度) 上池 1 地点、中池 2 地点、下池 2 地点、年 6 回観測の平均 三ツ又沼：平成 28 年度(2016 年度) 年間 6 回の平均 図 1-9 太郎右衛門自然再生地周辺水質	イ. 太郎右衛門自然再生地周辺の流況・水質 <流況> 荒川本川の水量は、約 64km 地点では平水時約 10m³/sec であるが、63. 5km 地点で武蔵水路からの導水約 40m³/sec と合流し、太郎右衛門橋付近 (約 54km 地点) では平水時で約 50m³/sec ある。太郎右衛門自然再生地周辺 (約 50km から 54km 地点) では、武蔵水路からの導水によって、渇水時でも 10～40m³/sec の流量が維持されている。 <水質> 太郎右衛門自然再生地周辺の荒川本川の水質は、下流の開平橋における BOD が 1. 3mg/ l である。市野川は太郎右衛門自然再生地から 2km ほど上流で荒川本川に合流するが、市野川には生活雑排水等が多く流入しており、BOD で平均 3. 0mg/ l と本川に比べ高い値となっている。旧流路及び三ツ又沼は市野川よりもさらに高い値を示している。また、市野川では、富栄養化の原因となる総窒素及び総リンも高い値となっている。旧流路では、閉鎖水域の有機汚濁を示す C O D が、上池、下池において高い値を示している。 B O D  C O D  B O D  C O D  図 1-9 太郎右衛門自然再生地周辺水質 ※ 本川 (開平橋)：平成 17 年度 年間 12 回の平均 市野川 (徒歩橋)：平成 16 年度 年間 6 回の平均 旧流路：平成 17 年度 上池 1 地点、中池 2 地点、下池 2 地点、年 6 回観測の平均 三ツ又沼：平成 7 年度 年間 6 回の平均	P11 (改訂版 P18) データ確認、変更無し データ更新 前頁から移動 以下→次頁に修正
ウ. 太郎右衛門自然再生地の旧流路縦断面図並びに堆積土厚 平成 15 年度(2003 年度)の測量及びボーリング調査によって得られた縦断面図及び旧流路内に堆積している土砂等の厚みを次頁にまとめた。		

「荒川太郎右衛門地区自然再生事業 自然再生全体構想」 新旧対照表(案)

新	旧 (H18.5)	備考欄
図 1-10 旧流路縦断面図(堆積土厚) 図 1-11 ボーリング調査地点毎の堆積土厚	ウ. 太郎右衛門自然再生地の旧流路縦断面図並びに堆積土厚 平成 15 年度 (2003 年度) の測量及びボーリング調査によって得られた縦断面図及び旧流路内に堆積している土砂等の厚みを以下にまとめた。 図 1-10 旧流路縦断面図 (堆積土厚) 図 1-11 ボーリング調査地点毎の堆積土厚	P12 (改訂版 P19) 第 4 8 協議会意見を踏まえ文字が小さく読みにくいため前頁に移動

「荒川太郎右衛門地区自然再生事業 自然再生全体構想」 新旧対照表(案)

新	旧（H18.5）	備考欄																					
エ. 太郎右衛門自然再生地への水供給状況 ・高水時 平成 8～29 年(1996～2017 年)までの太郎右衛門橋水位観測所のデータを基に、上池及び下池への本川水の流入頻度を求めた。結果は、上池では旧呑口であった平成 22 年(2010 年)までに 9 回と新呑口を整備した平成 23 年(2011 年)以降に 9 回、下池では 29 回の流入があったと考えられる。そのため、上池が 1 回／1.5 年程度、下池では 1.5 回／1 年程度、流入していると考えられる。 表 1-3 上池及び下池への流入頻度 <table><tr><th></th><th>流入回数(H8～H29)</th><th>条件</th></tr><tr><td>上池 旧呑口 (～平成 21 年(2009 年))</td><td>9 回</td><td>呑口敷高 A. P. +10. 9m</td></tr><tr><td>上池 新呑口 (平成 22(2010 年)～)</td><td>9 回</td><td>呑口敷高 A. P. +10. 3m</td></tr><tr><td>下池</td><td>29 回</td><td>本川接続部河床高 AP+9. 17m</td></tr></table> 図 1-12 太郎右衛門橋水位観測所での日水位変化 平成 8～29 年(1996～2017 年) ・農業用水路 農業用水による旧流路への水供給の経路として、中池では赤城樋管からの流入(非灌漑期 0. 03m³/s:29L/s) 平成 15 年(2003 年)12 月 22 日調査)、下池では灌漑期に水田の落ち水の流入が考えられる。上池には農業用水の落ち水等の流入は確認されていない。 ・地下水位 太郎右衛門自然再生地の池、特に上池ではかつて湧水によって豊かな水域が形成されていたとされる。 平成 15 年度(2003 年度)のボーリング結果による地下水位の観測結果では、高水敷の地下水位は観測時点(9～10 月)では地表面から約 0. 5m～約 4m 付近にある。		流入回数(H8～H29)	条件	上池 旧呑口 (～平成 21 年(2009 年))	9 回	呑口敷高 A. P. +10. 9m	上池 新呑口 (平成 22(2010 年)～)	9 回	呑口敷高 A. P. +10. 3m	下池	29 回	本川接続部河床高 AP+9. 17m	エ. 太郎右衛門自然再生地への水供給状況 ・高水時 平成 8 年（1996 年）～平成 17 年（2005 年）までの太郎右衛門橋水位観測所のデータと平成 17 年度（2005 年度）測量調査で得られたデータを基に、上池及び下池への高水時の流入頻度を求めた。結果は、上池では 10 年間に 11 回、下池では 19 回の流入があったと考えられる。そのため、年間では上池が 1 回程度下池では 2 回弱程度、高水時に流入していると考えられる。 表 1-3 上池及び下池への高水時の流入頻度 <table><tr><th>-</th><th>1996年～2005年 (10年間)</th><th>条件</th></tr><tr><td>上池流入頻度</td><td>11回</td><td>荒川との接続水路河床高の最大高さAP11.07mを越えた水位</td></tr><tr><td>下池流入頻度</td><td>19回</td><td>荒川との接続水路河床高の最大高さAP9.17mを越えた水位</td></tr></table> 図 1-12 太郎右衛門橋水位観測所での日水位変化 平成 8 年（1996 年）～平成 17 年（2005 年） ・農業用水路 農業用水による旧流路への水供給の経路として、中池では赤城樋管からの流入（非灌漑期 0. 03m³/sec:29ℓ/sec） 平成 15 年 12 月 22 日調査)、下池では灌漑期に水田の落ち水の流入が考えられる。上池には農業用水の落ち水等の流入は確認されていない。 ・地下水位 太郎右衛門自然再生地の池、特に上池ではかつて湧水によって豊かな水域が形成されていたとされる。 平成 15 年度のボーリング結果による地下水位の観測結果では、高水敷の地下水位は観測時点（平成 15 年 9 月～10 月）では地表面から約 0. 5m～約 4m 付近にある。	-	1996年～2005年 (10年間)	条件	上池流入頻度	11回	荒川との接続水路河床高の最大高さAP11.07mを越えた水位	下池流入頻度	19回	荒川との接続水路河床高の最大高さAP9.17mを越えた水位	P13（改訂版 P20） 箇条書きの先頭を字下げ データ更新 箇条書きの先頭を字下げ 箇条書きの先頭を字下げ
	流入回数(H8～H29)	条件																					
上池 旧呑口 (～平成 21 年(2009 年))	9 回	呑口敷高 A. P. +10. 9m																					
上池 新呑口 (平成 22(2010 年)～)	9 回	呑口敷高 A. P. +10. 3m																					
下池	29 回	本川接続部河床高 AP+9. 17m																					
-	1996年～2005年 (10年間)	条件																					
上池流入頻度	11回	荒川との接続水路河床高の最大高さAP11.07mを越えた水位																					
下池流入頻度	19回	荒川との接続水路河床高の最大高さAP9.17mを越えた水位																					

「荒川太郎右衛門地区自然再生事業 自然再生全体構想」 新旧対照表(案)

新	旧 (H18.5)	備考欄
		P14 (改訂版 P21)
図 1-13 上池周辺の地下水の状況		
図 1-14 中池周辺の地下水の状況		
図 1-15 下池周辺の地下水の状況	図 1-15 下池周辺の地下水の状況	

「荒川太郎右衛門地区自然再生事業 自然再生全体構想」 新旧対照表(案)

新	旧 (H18.5)	備考欄
(2) 生態系 ア. 植生 太郎右衛門自然再生地に生育している植物は、水生植物であるヒシや河畔林としてのハンノキなどの湿生植物を中心に確認されている。 旧流路周辺の自然植生は、主に旧流路の右岸側に集中している。太郎右衛門自然再生地の特徴的な植生群落としては、上池部分のオギ群落、中池の周辺の湿性地で見られるムクノキ-エノキ群落、乾燥地で見られるクヌギ群落、下池の周辺のハンノキ群落、上池及び下池周辺の湿性地で見られるヨシ群落があげられる。 イ. 動物 太郎右衛門自然再生地に生息している動物は、両生類・爬虫類ではヤマカガシや水田や池に見られるトウキョウダルマガエルなどが、哺乳類ではヨシ原やオギ原を生息環境とするカヤネズミやまとまった自然地を生息地とするホンドキツネなどが確認されている。 鳥類では、開放水面を餌場とするカイツブリやカワセミ、水辺を餌場として利用するバンやアオサギ、樹林地を生息地や餌場として利用するウグイスやオオタカなどが確認されている。 また、昆虫で確認されている内、湿地を代表するシオカラトンボなどのトンボ類やハンノキを食草とするミドリシジミなどチョウ類が確認されている。 魚類では緩やかな流れの場所を好むナマズやミナミメダカなどが、甲殻類・貝類では緩やかな流れの場所を好むヌカエビやマルタニシなどが確認されている。 ※ア.とイ.の詳細については「生態系モニタリング報告書」を参照 (http://www.ktr.mlit.go.jp/arajo/arajo00615.html) ウ. 太郎右衛門自然再生地及び周辺で確認された希少動植物 太郎右衛門自然再生地では表 1-4 に示すとおり、10 類 107 科 183 種の希少動植物が確認されている。このうち、ミナミメダカやタコノアシなど環境省レッドリストに掲載されている種は 60 種で、埼玉県レッドデータブックには 175 種が掲載されている。(なお、埼玉県レッドデータブックについては改訂前のみの掲載種も含めて整理した) また、当該地の生物に詳しい方 5 名と、かつて当該域で釣りをしていた方 3 名へのヒアリング調査により、当該地で昭和 16～45 年頃(1940～1970 年頃)に見られた生物として、ニホンアナグマやミナミメダカなど 22 種の希少種が確認された。	(2) 生態系 ア. 植生 太郎右衛門自然再生地に生育している植物は、水生植物であるヒシや河畔林としてのハンノキなどの湿生植物を中心に 86 科 388 種（平成 14 年度～平成 16 年度調査）が確認されている。 旧流路周辺の自然植生は、主に旧流路の右岸側に集中している。太郎右衛門自然再生地の特徴的な植生群落としては、上池部分のオギ群落、中池の周辺の湿性地で見られるムクノキ-エノキ群落、乾燥地で見られるクヌギ群落、下池の周辺のハンノキ群落、上池および下池周辺の湿性地で見られるヨシ群落があげられる。 イ. 動物 平成 14 年度～平成 16 年度の調査で、両生類・爬虫類ではヤマカガシや水田や池に見られるトウキョウダルマガエルなど 6 科 9 種が、哺乳類ではヨシ原やオギ原を生息環境とするカヤネズミやまとまった自然地を生息地とするホンドキツネなど 5 科 8 種が確認されている。 鳥類では、開放水面を餌場とするカイツブリやカワセミ、水辺を餌場として利用するバンやアオサギ、樹林地を生息地や餌場として利用するウグイスやオオタカなど 31 科 77 種が確認されている。 また、昆虫では 133 科 423 種が確認されている内、湿地を代表するシオカラトンボなどのトンボ類が 9 科 25 種やハンノキを食草とするミドリシジミなど蝶類が 26 科 71 種確認されている。 ウ. 太郎右衛門自然再生地及び周辺で確認された希少動植物 太郎右衛門自然再生地では表 1-4 に示すとおり、10 類 70 科 106 種の希少動植物が確認されている。このうち、メダカやタコノアシなど環境省レッドデータブックに掲載されている種は 20 種で、埼玉県レッドデータブックには 104 種が掲載されている。 また、当該地の生物に詳しい方 5 名と、かつて当該域で釣りをしていた方 3 名へのヒアリング調査により、当該地で 1940～1970 年頃に見られた生物として、ニホンアナグマやメダカなど 22 種の希少種が確認された。このうちニホンアナグマやタマシギなどの 9 種は、平成 8 年度～16 年度の調査では確認されていない種である。 生物種の減少の原因に関しては、様々な要因が複雑に関わっているため、明確な原因を特定することは困難であるが、近年確認されない種について、おおよそ下記のことを言えると考えられる。 - 確認されている種のうち、ニホンアナグマ及びゲンゴロウは当該地区周辺で絶滅したものとされている。 - タマシギに関しては、荒川中流部全域において生息環境である湿地環境が減少したため、近年個体数が少なく、確認されないものと考えられる。 - ニホンアカガエル、ホトケドジョウ、ヤリタナゴ、ドブガイは水質の悪化、農薬の使用等により、サクラソウは湿性原野の乾燥化等が原因で激減あるいは当該地区では絶滅したのと考えられる。 - ギバチは本川を生息環境としており、かつては本川との繋がりが濃かったことを示す種と考えられる。	P15 (改訂版 P22) 調査年度、確認種数は削除 調査年度、確認種数は削除 蝶をチョウに修正 魚類・甲殻類・貝類を追加 確認種の詳細が整理されている生態系モニタリング報告書のアドレスを追加 平成 29 年度までに修正 メダカの和名変更 環境省レッドデータブックをレッドリストに修正 メダカの和名変更 P33 (改訂版 P42) の目標種の生態系ピラミッドに旧埼玉県レッドデータブックにしか記載が無いヒメモノアラガイがあるため、旧埼玉県レッドデータブックの掲載種も含めた。 「このうち・・・」以降の文章は、時点更新にあたり現状に沿わない部分がある（近年確認された種がある）ほか、考察的記述は後段で類似の表現があるため、削除。

「荒川太郎右衛門地区自然再生事業 自然再生全体構想」 新旧対照表(案)

新

旧 (H18.5)

備考欄

表 1-4(1) 太郎右衛門自然再生地で確認された希少種

確認種			NO.	希少種の指定状況		昭和15～45年頃 (1940～1970年頃) に見られた種※4			平成8～平成17年度 (1996年～2005年) 確認種 ※5			平成18～平成29年度 (2006年～2017年) 確認種 ※6			生息・生育環境
類	科	種※1		環境省RL※2	埼玉県RDB ※3	上池	中池	下池	上池	中池	下池	上池	中池	下池	
哺乳類	トガリネズミ科	ホンシュウジネズミ	1	※7		●					●				河畔、水辺、林縁の草地や低木林に生息する。
	ウサギ科	キュウシュウノウサギ	2	※7								●	●	●	河畔、樹林、草地に生息する。林縁近くや低木林を好む。
	ネズミ科	ホンシュウカヤネズミ	3	※7					●	●	●		●	●	草地に生息する。ヨシ、オギなどに球根を作る。
	イヌ科	ホンドタヌキ	4	※7		●	●		●	●	●	●	●	●	樹林地から田畑及び住宅地近くまで生息する。
		ホンドキツネ	5	※7		●	●		●	●	●	●	●	●	農耕地や森林、原野、集落地が混在する環境を好む。
	イタチ科	ニホンアナグマ	6	※7		●					●	●	●	●	森林や灌木林に生息し、巣穴は斜面や大岩、木の根元を利用する。
鳥類	キジ科	ウズラ	7	VU	CR/CR						●			●	乾燥草原地に生息する。
	クイナ科	クイナ	8	-/VU		●			●		●	●	●	●	冬鳥として渡来し、河岸や池沼のヨシ原などの湿地環境に生息する。
		ヒクイナ	9	NT	CR/-	●					●	●	●	●	留鳥として水生植物が繁茂した水辺に生息する。
		バン	10		VU/-						●	●	●	●	湿地に生息し、開放水面を餌場とする。
		オオバン	11		DD/-				●						広い湿地植物帯で繁殖する。開放水面で水草を餌とし、開放水面で採食する。
	サギ科	ヨシゴイ	12	NT	VU/-						●	●			夏鳥として渡来し、ヨシ原などの湿地で繁殖する。
		コサギ	13		NT2/-						●	●	●	●	水田や河辺で魚やカエルを捕食する。
	カウコウ科	ホトトギス	14		(RT)/-				●	●		●	●	●	夏鳥として渡来し、低地から山地の森林に生息する。主にウグイスに托卵する。
		カウコウ	15		NT2/-				●	●	●	●	●	●	夏鳥として飛来し、モズやオオソシキリ、ホオジロに托卵する。
	チドリ科	タゲリ	16		-/NT2				●	●	●	●	●	●	冬鳥として渡来し、水田等湿地で越冬する。
	シギ科	オオジシギ	17	NT	(CR)/-							●		●	旅鳥として渡来し、湿った草原に生息する。
		タシギ	18		-/NT2							●	●	●	冬鳥として飛来し、水田、河川、内陸の湿地等に生息する。
		イソシギ	19		NT2/-							●		●	河川、湖沼および水田などに生息する。
	タマシギ科	タマシギ	20	VU	CR/CR	●	●								広い水田地帯で繁殖・越冬する。
鳥類	タカ科	トビ	21		DD/-				●	●	●	●	●	●	水辺から山地まで広く分布し、動物の死骸や魚、カエル、トカゲなどの小動物を捕食する。
		ツミ	22		NT2/-						●				低地から山地に生息し、樹林地で繁殖する。
		ハイタカ	23	NT	(DD)/VU							●		●	低地から山地に生息し、樹林地で繁殖する。
		オオタカ	24	NT	VU/NT2				●	●	●	●	●	●	平地から低山の樹林に生息する。アカマツなど大木に営巣し、主に小鳥類を捕食する。
		サシバ	25	VU	CR/-				●						夏鳥として渡来し、樹林地で繁殖する。湿地でカエルなどを捕食する。
		ノスリ	26		DD/NT2				●	●	●	●	●	●	低地から山地で繁殖し、河川敷や耕作地などで越冬する。
	フクロウ科	アオバズク	27		VU/-						●			●	夏鳥として渡来し、平地、山地の大木に営巣し、昆虫類を餌とする。
		コミミズク	28		-/VU				●	●					冬鳥として渡来し、河川敷や水田など広い草原で越冬する。
	カワセミ科	カワセミ	29		LP/-				●	●	●	●	●	●	河川や湖沼などに生息し、小魚やエビなどを捕食する。
	ハヤブサ科	チョウゲンボウ	30		NT2/-				●	●	●	●	●	●	川沿いの岩壁等に営巣し、平野でモグラやネズミ、小鳥、カエルなどを捕食する。
	シジュウカラ科	ヤマガラ	31		CR/-									●	山地の広葉樹林や混交林に生息する。
	ウグイス科	ウグイス	32		(RT)/-				●	●	●	●	●	●	藪をともなう低木林、林縁などに生息する。
	ムシクイ科	センダイムシクイ	33		(NT2)/-					●					夏鳥として渡来。低山帯から山地の落葉広葉樹林に生息する。
	ヨシキリ科	オオヨシキリ	34		NT2/-				●	●	●	●	●	●	夏鳥として渡来。ヨシ原を中心に生息する。
		コヨシキリ	35		EN/-					●	●				夏鳥として渡来。ヨシ原などの湿性草地を中心に生息する。
	ムクドリ科	コムクドリ	36		(DD)/-							●			春秋に、平野から丘陵地の樹林や耕作地、住宅地とその周辺に生息する。
	ヒタキ科	アカハラ	37		(NT2)/-				●	●	●	●	●	●	夏は山地帯から亜高山帯、冬は低地帯の明るい林に生息する。
		ルリビタキ	38		-/NT2					●			●	●	夏は亜高山帯、冬は低山帯の樹林地に生息する。
		コサメビタキ	39		EX/-					●	●				夏鳥として渡来し、平地から山地の林に生息する。
		キビタキ	40		(RT)/-				●	●					夏鳥として渡来。丘陵から山地の林に生息する。
	アトリ科	オオルリ	41		(RT)/-					●	●	●	●	●	夏鳥として渡来。低山帯から亜高山帯の樹林に生息し、溪谷沿いに多い。
		ベニマシコ	42		-/NT2				●	●	●	●	●	●	冬鳥として渡来し、河川沿い、湿原周辺の灌木地、数地に生息する。
	ホオジロ科	ホオジロ	43		NT2/-				●	●	●	●	●	●	平地から山地の林、草地、農耕地などに生息する。
		ホオアカ	44		CR/-							●	●		草原やヨシ原などに生息する。
		ミヤマホオジロ	45		-/NT2									●	冬鳥として渡来し、平地から山地の林に生息する。
		アオジ	46		(DD)/-				●	●	●				冬鳥として渡来し、林やヨシ原、人家の庭などに生息する。

表 1-4 太郎右衛門自然再生地で確認された希少種

確認種			NO.	希少種の指定状況		昭和15～45年頃 (1940～1970年頃) に見られた種※4			平成8～平成17年度 (1996年～2005年) 確認種 ※5			平成18～平成29年度 (2006年～2017年) 確認種 ※6			生息・生育環境
類	科	種※1		環境省RL※2	埼玉県RDB ※3	上池	中池	下池	上池	中池	下池	上池	中池	下池	
哺乳類	ネズミ科	ホンシュウジネズミ	1						●			●	●	●	河畔、水辺、林縁のヤブ等に生息する。
		ホンドキツネ	2									●	●	●	ヨシ、オギなどに球根を作り生息する。
	ウサギ科	キュウシュウノウサギ	3												食物となる植物が多く、隠れ場所の多い林や草原を好む。
	イヌ科	ホンドタヌキ	4									●	●	●	樹林地から田畑及び住宅地近くまで生息する。
		ホンドキツネ	5						●	●		●	●	●	農耕地や森林、原野、集落地が混在する環境を好む。
	イタチ科	ニホンアナグマ	6						●	●		●	●	●	森林や灌木林に生息し、巣穴は斜面や大岩、木の根元を利用する。
鳥類	キジ科	ウズラ	7												乾燥草原地に生息する。
	クイナ科	オオバン	8									●	●	●	アオバズクなど大木に営巣し、小鳥類を捕食する。
		ノスリ	9									●	●	●	低地から山地の樹林地に営巣する。
		サシバ	10									●	●	●	山地で繁殖し、冬、河川敷などで越冬する。
		クサビ	11									●	●	●	クサビなどの大木に営巣し、湿地でカエル等を捕食する。
	ハヤブサ科	チョウゲンボウ	12									●	●	●	川沿いの岩壁等に営巣し、小鳥やカエルなどを捕食する。
	シジュウカラ科	ウズラ	13												乾燥草原地に生息する。
	クイナ科	クイナ	14										●	●	河岸や池沼のヨシ原や湿地環境に生息する。
		ヒクイナ	15										●	●	冬鳥として渡来し、越冬する。水生植物が繁茂した水辺に生息する。
		バン	16										●	●	広い湿地植物帯で繁殖する。開放水面で水草を餌とする。
		オオバン	17										●	●	広い湿地植物帯で繁殖する。開放水面で水草を餌とする。
	サギ科	ヨシゴイ	18										●	●	夏鳥として渡来し、越冬する。水生植物が繁茂した水辺に生息する。
		コサギ	19										●	●	夏鳥として渡来し、越冬する。水生植物が繁茂した水辺に生息する。
		ヨシゴイ	20										●	●	夏鳥として渡来し、越冬する。水生植物が繁茂した水辺に生息する。
		コサギ	21										●	●	夏鳥として渡来し、越冬する。水生植物が繁茂した水辺に生息する。
	カウコウ科	ホトトギス	22										●	●	夏鳥として渡来し、越冬する。水生植物が繁茂した水辺に生息する。
		カウコウ	23										●	●	夏鳥として渡来し、越冬する。水生植物が繁茂した水辺に生息する。
		ホトトギス	24										●	●	夏鳥として渡来し、越冬する。水生植物が繁茂した水辺に生息する。
		カウコウ	25										●	●	夏鳥として渡来し、越冬する。水生植物が繁茂した水辺に生息する。
鳥類	チドリ科	タゲリ	26												冬鳥として渡来し、越冬する。水生植物が繁茂した水辺に生息する。
	シギ科	オオジシギ	27										●	●	旅鳥として渡来し、湿った草原に生息する。
		タシギ	28										●	●	冬鳥として渡来し、越冬する。水生植物が繁茂した水辺に生息する。
		イソシギ	29										●	●	河川、湖沼および水田などに生息する。
		タマシギ	30										●	●	広い水田地帯で繁殖・越冬する。
	タカ科	トビ	31										●	●	水辺から山地まで広く分布し、動物の死骸や魚、カエル、トカゲなどの小動物を捕食する。
		ツミ	32										●	●	低地から山地に生息し、樹林地で繁殖する。
		ハイタカ	33										●	●	低地から山地に生息し、樹林地で繁殖する。
		オオタカ	34										●	●	平地から低山の樹林に生息する。アカマツなど大木に営巣し、主に小鳥類を捕食する。
	鳥類	サシバ	35										●	●	夏鳥として渡来し、樹林地で繁殖する。湿地でカエルなどを捕食する。
		ノスリ	36										●	●	低地から山地で繁殖し、河川敷や耕作地などで越冬する。
		フクロウ科	アオバズク	37									●	●	夏鳥として渡来し、平地、山地の大木に営巣し、昆虫類を餌とする。
		コミミズク	38										●	●	冬鳥として渡来し、河川敷や水田など広い草原で越冬する。
	カワセミ科	カワセミ	39										●	●	河川や湖沼などに生息し、小魚やエビなどを捕食する。
		ハヤブサ科	チョウゲンボウ	40									●	●	川沿いの岩壁等に営巣し、平野でモグラやネズミ、小鳥、カエルなどを捕食する。
		シジュウカラ科	ヤマガラ	41									●	●	山地の広葉樹林や混交林に生息する。
		ウグイス科	ウグイス	42									●	●	藪をともなう低木林、林縁などに生息する。
鳥類	ムシクイ科	センダイムシクイ	43										●	●	夏鳥として渡来。低山帯から山地の落葉広葉樹林に生息する。
	ヨシキリ科	オオヨシキリ	44										●	●	夏鳥として渡来。ヨシ原を中心に生息する。
		コヨシキリ	45										●	●	夏鳥として渡来。ヨシ原などの湿性草地を中心に生息する。
		ムクドリ科	コムクドリ	46									●	●	春秋に、平野から丘陵地の樹林や耕作地、住宅地とその周辺に生息する。
	ヒタキ科	アカハラ	47										●	●	夏は山地帯から亜高山帯、冬は低地帯の明るい林に生息する。
		ルリビタキ	48										●	●	夏は亜高山帯、冬は低山帯の樹林地に生息する。
		コサメビタキ	49										●	●	夏鳥として渡来し、平地から山地の林に生息する。
		キビタキ	50										●	●	夏鳥として渡来。丘陵から山地の林に生息する。
	アトリ科	オオルリ	51										●	●	夏鳥として渡来。低山帯から亜高山帯の樹林に生息し、溪谷沿いに多い。
		ベニマシコ	52										●	●	冬鳥として渡来し、河川沿い、湿原周辺の灌木地、数地に生息する。
		ホオジロ科	ホオジロ	53									●	●	平地から山地の林、草地、農耕地などに生息する。
		ホオアカ	54	</											

確認種			希少種の指定状況 RDB※2	埼玉県 RDB※3	昭和15～45年頃 (1940～1970年頃) に見られた種※4			平成8～平成17年度 (1996年～2005年) 確認種 ※5			生息・生育環境
類	科	種※1			上池	中池	下池	上池	中池	下池	
哺乳類	ネズミ科	ホンシュウジネズミ	1	NT2			●				河畔、水辺、林縁のヤブ等に生息する。
		ホンドカヤネズミ	2	NT1, 2							ヨシ、オギなどに球根を作り生息する。
	ウサギ科	キュウシュウノウサギ	3	NT2							食物となる植物が多く、隠れ場所の多い林や草原を好む。
	イヌ科	ホンドタヌキ	4	NT2	●						樹林地から田畑及び住宅地近くまで生息する。
		ホンドキツネ	5	VU	●		●				農耕地や森林、原野、集落地が混在する環境を好む。
	イタチ科	ニホンアナグマ	6	EX	●						森林や灌木林に生息し、巣穴は斜面や大岩、木の根元を利用する。
	サギ科	ヨシゴイ	7	VU							夏鳥として渡来し、湿地で繁殖する。
	タカ科	オオタカ	8	VU	VU(NT2)						アカマツなど大木に営巣し、小鳥類を捕食する。
		ツミ	9	NT2							低地から山地の樹林地に繁殖する。
		ノスリ	10	(VU)						●	山地で繁殖し、冬、河川敷などで越冬する。
		サシバ	11	CR							クヌギなど大木に営巣し、湿地でのエミム等を捕食する。
	ハヤブサ科	チョウゲンボウ	12	NT2							川沿いの岩壁等に営巣し、小鳥やカエルなどを捕食する。
	キジ科	ウズラ	13	DO	ENVU						乾燥草原地に生息する。
	クイナ科	クイナ	14	(VU)				●			河岸や池沼のヨシ原や湿地環境に生息する。
		ヒクイナ	15	CR				●			冬鳥として渡来し、越冬する。水生植物が繁茂した水辺に生息する。
		バン	16	VU							開放水面を餌場とする。
		オオバン	17	CR							広い湿地植物帯で繁殖する。開放水面で水草を餌とする。
	チドリ科	タゲリ	18	(NT2)							冬鳥として渡来し、水田等湿地で越冬する。
	タマシギ科	タマシギ	19	CR(EN)				●	●		広い水田地帯で繁殖・越冬する。
	フクロウ科	コミミズク	20	(VU)							生息高上位種としてまとまった自然環境に生息し、樹林地の改変などにより生息環境に対する影響が懸念される。
		アオバズク	21	VU							平地、山地の大木に営巣し、昆虫類を餌とする。
	カワセミ科	カワセミ	22	NT2							開放水面を餌場とする。
	ウグイス科	ルビノドク	23	(NT2)							樹林地に生息する。
		ウグイス	24	NT2							ササ原をともなう低木林、林縁などに生息する。
		コヨシキリ	25	VU							夏鳥として渡来、ヨシ原を中心に営巣する。
	アトリ科	ベニマシコ	26	(NT2)							河川沿い、湿原周辺の灌木地、数地等で繁殖する。
	鳥類	イシガメ	27	VU							池等水域に生息する。近年減少が著しい。
	ヘビ科	ジムグリ	28	VU							林の朽木や落ち葉の下に潜む。
		ヒビバリ	29	NT2							水田や川や小川を棲息する。
	タカリヘビ科	マムシ	30	NT2							草地や樹林地でネズミ等を捕食する。
	アカガエル科	ニホンアカガエル	31	(NT)		●					周辺に樹林地、草地のある池沼や水田に生息する。
		トウキョウダルマガエル	32	RT							池、水田に生息する。
		ツグナギ	33	NT2							池、水田に生息する。
	アカオガエル科	シメノヅルアカオガエル	34	NT2							水田、湿地に生息し水田周辺の土中に穴を掘り産卵する。
	コイ科	キンギョ	35	NT							水生植物のある浅瀬に生息する。
		ヤリタナゴ	36	EX		●					河川の下流や支流、灌漑用水、湖沼に生息し二枚貝に産卵する。やや流れのあるところを好む。
	ドジョウ科	ホトケドジョウ	37	EN	GR		●				湧き水由来の清流に生息する。
	ギギ科	ギギ	38	VU	EN		●				岩陰や水際植物に潜む。
	ナマズ科	ナマズ	39	DO							産卵場である水田等浅瀬のある水場に生息する。
	ダナコ科	ダナコ	40	VU	VU						池や水田などに水生植物が繁茂した浅瀬に生息する。
	ハゼ科	ウスゴロ	41	VU	VU						一般に中下流の流れの緩い場所に生息する
		ジュズカケハゼ	42	VU							一般に中下流や湖沼に生息する
	甲殻類	ヌマエビ科	43	EN				●			比較的清浄な池に生息する。
		イカガニ	44	NT2							河川の上流域まで生息し、河口域で繁殖する。孵化後河口周辺域で成長し川へ渡上する。
	モリアリガイ科	メダカアライガイ	45	DO							池、小川に生息。農業、生活排水に弱い。
		モリアリガイ	46	NT	DO		●				同上。
		カワコサザガイ	47	NT							同上。
		ナガオカモノアライガイ	48	NT	VU						同上。
	イシガイ科	イシガイ	49	NT2							池沼に生息し、水質の悪化に弱い。タガログ類の産卵母体となる。
		オボナギ	50	NT2			●				池沼の浅瀬に生息し、いづつプランクトンなどの水生生物に生息する。
	セウチチウ科	セウチチウ	51	NT	NT2						スズキなど、イサナ科の水生生物の稚魚を食す。
	アサギチウ科	アサギチウ	52	NT2							堤防などの草地にあるクマズミズクサを食する。
	シジミチウ科	シジミチウ	53	NT1							ハンパノキの若樹根を主な食料とする。
	タナバチウ科	ヒシロシチウ	54	VU							雑木林等落葉広葉樹林に生息する。
		ユムシヤギ	55	NT1							タナギヤギなどヤサギ類を食料とする。
	シヤメタウコ科	シヤメタウコ	56	NT2							スズキを食する。
	サママユガ科	サママユガ	57	LP							ハンパノキを食料とする。
	ハナフダ科	ヒサマツハナフダ	58	NT							雑木林に生息する
		ハナフダキハナフダ	59	NT1							クズヤギ科を食料とする
		ハナガモモトハナフダ	60	DT							
	シリアダムシ科	ヤマトシリアダ	61	CR							樹林地や草地に普通に棲まれる。
	シリアダムシ科	シリアダムシ	62	NT	DO						大木など大樹の池沼に生息する
	アメンボ科	ヘビゲイト	63	NT2							水。水量が確保された止水に生息し、ヒメモノアライガイなどを捕食する。
		エサキアメンボ	64	NT	NT1						ヨシなど水生植物がある水域に生息する。
		ハナナシアメンボ	65	NT1							ビンなど浮葉植物の生息する解放水面の池沼に生息する。
	ミズムシ科	ミヤクミズムシ	66	VU							池沼に生息する。
	ヤシガメ科	トウヤクガメ	67	RT							
	キリギリシ科	エノシロキリギリ	68	(NT)							まとまった樹林地に生息する。
		オオガサササリ	69	(NT)							自然たりの良いイナホの草地に生息する。
	バッダ科	ジョウリウハツタモドキ	70	NT							ススキ草原に生息する
		クルマバツタ	71	RT							草地に生息する
	コオロギ科	クワコオロギ	72	(NT)							湿性草原に生息する
	スズムシ科	スズムシ	73	NT1							灌木、樹林地に生息する。
	ヤマト科	オガサキヤマト	74	NT2							ヨシ、マダが繁殖する湿地に生息する。
		アヤヤマト	75	NT2							ヨシが繁茂する池沼に生息する。
	トホバ科	ヒメアカネ	76	NT2							水生植物が繁茂する湿地などに生息する。
		オオキンシボ	77	VU	CR(EN)		○(シリアダムシ)				ヨシなどが繁茂する池沼に生息する。
	コガサゴモ科	コガサゴモ	78	EN							典型的な里山のクモ。山のふもとで自然たりの長い水田や草地があり、餌となる昆虫が豊富であることが条件となる。
		オオキナシロダマシ	79	NT							
		シロキナシロダマシ	80	VU							
	ホウライシダ科	ミズウラボ	81	NT							水田や湿地に生息する。
	マツモ科	マツモ	82	EN							
	ドウダム科	ハンダシウ	83	NT							
	ユキハシタ科	クノエ	84	VU							
	ハナコ科	ナガホシハナコ	85	NT							水田など水田周辺の植物として、水田や水田周辺に生息する。
	トウダイグサ科	ノムシ	86	VU	NT						
	ヒシ科	ヒシ	87	EN							水域に生息する浮き草である。
		オニビン	88	EN							池沼に生息する浮葉植物。
	アリトウグサ科	ホナキツナモ	89	EN		●	●				止水域の水中に生息する。
	セビ科	エキキヤセビ	90	CR	EN						水田など水田周辺の植物として、水田や水田周辺に生息する。
	クサウツクサ科	ササウツクサ	91	VU	CR		●				川岸の低湿草原に生息する。
	ヒシガサ科	アサギ	92	EN							池沼に生息する浮葉植物。
	クマツヅク科	クマツヅク	93	VU							草原や路傍に生息する。
	スイカズラ科	ゴマギ	94	EN							湿生地に生息する落葉小高木
	シシ科	ヒシコヤシ	95	NT	VU						
	キク科	カワキキ	96	EN							
		ツバキ	97	VU	EN						水田など水田周辺の植物として、水田や水田周辺に生息する。
		オグルマ	98	NT							
		オナモミ	99	NT							湿地や川岸などに生息する
	セルムシロ科	エビモ	100	VU							
	ヒシ科	ウツク	101	NT	VU						止水域の灌叢を生育環境とする。
	アカヤシダ科	ウツク	102	NT							
		ヤシダスダ	103	NT							湿地や川岸などに生息する
		オナナコスダ	104	CR							湿地や川岸などに生息する
		アゼンツキ	105	VU							
	ウキゴケ科	イチャウキゴケ	106	GR-EN	GR-EN						水田や池の水田に浮遊する。
合計			-	20種	104種	11種 (12)	12種 (13)	2種 (3)	28種	62種	59種

「荒川太郎右衛門地区自然再生事業 自然再生全体構想」 新旧対照表(案)

新													旧（H18.5）													備考欄		
表 1-4 (2) 太郎右衛門自然再生地で確認された希少種																											(改訂版 P24)	
確認種			NO.	希少種の指定状況		昭和15～45年頃 (1940～1970年頃) に見られた種※4			平成8～平成17年度 (1996年～2005年) 確認種 ※5			平成18～平成29年度 (2006年～2017年) 確認種 ※6			生息・生育環境													
類	科	種※1		環境省RL※2	埼玉県RDB ※3	上池	中池	下池	上池	中池	下池	上池	中池	下池														
爬虫類	イシガメ科	イシガメ	47	NT	DD					●					河川や湖沼等の水域に生息する。近年減少傾向にある。													
		クサガメ	48		※7					●	●	●		●	●	河川や湖沼等の水域に生息する。												
	カナヘビ科	ニホンカナヘビ	49		(RT)					●	●	●	●	●	●	田畑や草むら、公園の緑地などに生息する。												
	ナミヘビ科	シマヘビ	50		VU						●					水田や畑地などの耕作地や河川敷などに生息する。												
		アオダイショウ	51		NT2					●	●		●	●		田畑や草むら、河川敷などに生息する。												
		ジムグリ	52		VU						●			●		森林に生息し、朽木や落ち葉の下に潜む。												
		ヒバカリ	53		NT2						●				●	森林に生息し、水辺でカエルや小魚を捕食する。												
		ヤマカガシ	54		NT1					●						主に水田や湿地などの水辺に生息する。												
クサリヘビ科	マムシ	55		NT1						●					主に森林に生息し、ネズミ等を捕食する。													
両生類	ヒキガエル科	アズマヒキガエル	56		VU				●						主に低地から山地の森林や草地に生息するが、農耕地、公園、民家の庭などにも生息する。													
	アカガエル科	ニホンアカガエル	57		VU	●						●		●	周辺に樹林地、草地のある池沼や水田に生息する。													
		トウキョウダルマガエル	58	NT	NT1					●	●	●	●	●	池沼、水田に生息する。													
		ツチガエル	59		CR						●					池沼、水田に生息する。												
アオガエル科	シュレーゲルアオガエル	60		NT1						●					水田、草地に生息し水辺周辺の土中に産卵する。													
魚類	ウナギ科	ニホンウナギ	61	EN	NT2					●					河川や湖沼に生息し、海洋で産卵する。													
	コイ科	キンブナ	62	VU	VU						●					流れの緩やかな川、池に生息する。												
		ヤリタナゴ	63	NT	CR		●									やや流れのある川や水路に生息し、二枚貝に産卵する。												
	ドジョウ科	ドジョウ	64	NT					●	●	●	●			水田や水路などに生息する。													
	フクドジョウ科	ホトケドジョウ	65	EN	CR	●									湧き水由来の細流に生息する。													
	ギギ科	ギバチ	66	VU	※7	●									水質が良好な川に生息し、岩陰や水際植生に潜む。													
	ナマズ科	ナマズ	67		※7		●		●	●	●	●			河川、池等に生息し、水田等の浅場で産卵する。													
	メダカ科	ミナミメダカ	68	VU	NT2	●			●	●	●	●	●	●	水路や池に生息し、水生植物等に産卵する。													
	ハゼ科	ウキゴリ	69		※7					●						河川の中下流の流れの緩い箇所に生息する。												
		ジュズカケハゼ または ムサシノジュズカケハゼ	70	※8 ※9	※7					●						一般に中下流や湖沼に生息する。												
甲殻類	ヌマエビ科	ヌカエビ	71		NT2	●			●	●	●	●			水質が良好な池や河川に生息する。													
	モクズガニ科	モクズガニ	72		※7	●				●	●		●		河川の上流域まで生息し、河口域で繁殖する。													
貝類	タニシ科	マルタニシ	73	VU	VU							●			水田や溜池などに生息する。													
	モノアラガイ科	ヒメモノアラガイ	74		※7						●	●	●		池、小川に生息する。													
		モノアラガイ	75	NT	DD		●			●					池、小川に生息する。													
	カワコザラガイ科	カワコザラガイ	76		VU					●					池、小川に生息する。													
	オカモノアラガイ科	ナガオカモノアラガイ	77	NT	VU					●					水辺の挺水植物などの茎や葉上で、水面より上部に生息する。													
クモ類	イシガイ科	ドブガイ※10	78		NT2	●									池や河川、用水路などの泥底に生息する。													
	コガネグモ科	コガネグモ	79		NT1				●	●	●		●	●	水田や草地の周辺に生息する。													
		オオトリノフンダマシ	80		(NT1)						●					低山帯や丘陵地の林や草原に生息する。												
シロオビトリノフンダマシ		81		NT1					●	●					低山帯や丘陵地の林や草原に生息する。													
昆虫	ヤンマ科	ネアカヨシヤンマ	82	NT	NT2					●					抽水植物の茂った池沼に生息する。													
		アオヤンマ	83	NT	VU						●					ヨシが繁茂する池沼に生息する。												
	トンボ科	ハラビロトンボ	84		NT2						●		●		浅い池沼や湿地、休耕田に生息する。													
		ヒメアカネ	85		VU						●					水生植物が繁茂する湿地などに生息する。												
		オオキトンボ	86	EN	EX	○(エリア不明)									ヨシなどが繁茂する池沼に生息する。													
	クギヌキハサミムシ科	クギヌキハサミムシ	87		(NT2)				●					●	河畔林やヨシ群落などに生息する。													
	ツユムシ科	エゾツユムシ	88		NT1				●	●	●			●	まとまった樹林地に生息する。													
	キリギリス科	オナガササキリ	89		NT1				●	●					ススキやチガヤが優占する乾性草地に生息する。													
	マツムシ科	スズムシ	90		NT1					●					草地、樹林地に生息する。													
	コオロギ科	クマコオロギ	91		NT1						●				湿性草地に生息する。													
	バッタ科	クルマバッタ	92		NT2					●		●				草地に生息する。												
		ショウリョウバッタモドキ	93		NT1				●				●			ススキ草原に生息する。												
		サシガメ科	ビロウドサシガメ	94		(VU)					●				●	林縁などの落ち葉の下などに生息する。												
	トゲサシガメ	95		NT1					●						休耕田などやや湿った環境に生息する。													
	カメムシ科	ヒメナガメ	96		(NT2)				●	●	●	●	●	●	ダイコンなどアブラナ科の草地に生息する。													
	アメンボ科	エサキアメンボ	97	NT	NT1					●	●					ヨシなど抽水植物がある水域に生息する。												
		ハネナシアメンボ	98		※7				●	●			●	●		ヒシなど浮葉植物の生息する池沼の開放水面に生息する。												
	ミズムシ科	ミヤケミズムシ	99	NT	CR					●						池・沼に生息する。												
	ガガンボモドキ科	ホシガガンボモドキ	100	DD	(DD)				●							平野部の雑木林に生息する。												
シリアゲムシ科	ヤマトシリアゲ	101		※7				●	●	●	●	●	●	●	樹林地や草地に生息する。													

「荒川太郎右衛門地区自然再生事業 自然再生全体構想」 新旧対照表(案)

新														旧（H18.5）										備考欄	
表 1-4(3) 太郎右衛門自然再生地で確認された希少種																									(改訂版 P25)
確認種			NO.	希少種の指定状況		昭和15～45年頃 (1940～1970年頃) に見られた種※4			平成8～平成17年度 (1996年～2005年) 確認種 ※5			平成18～平成29年度 (2006年～2017年) 確認種 ※6			生息・生育環境										
類	科	種※1		環境省RL※2	埼玉県RDB ※3	上池	中池	下池	上池	中池	下池	上池	中池	下池											
昆虫	セセリチョウ科	ギンイチモンジセセリ	102	NT	NT2				●	●	●	●	●	●	ススキなど、イネ科の草地に生息する。										
		オオチャバネセセリ	103		NT2					●				日当たりの良い草原や笹原に生息する。											
		コチャバネセセリ	104		NT2							●		竹林や笹藪に生息する。											
	シジミチョウ科	ウラナミアカシジミ	105		※7									●	落葉広葉樹林に生息する。										
		ミドリシジミ	106		NT1		●	●		●	●		●	●	ハンノキ林に生息する。										
		ゴイシシジミ	107		NT2									●	竹林や笹藪に生息する。										
	タテハチョウ科	コムラサキ	108		※7					●	●		●	●	ヤナギ林に生息する。										
		アサマイチモンジ	109		(NT2)				●	●	●	●	●	●	成虫は溪流沿いの樹林周辺に生息する。										
		ジャノメチョウ	110		NT2						●				ススキ草原に生息する。										
		ヒオドシチョウ	111		VU					●	●				雑木林等落葉広葉樹林に生息する。										
	アゲハチョウ科	ジャコウアゲハ	112		※7				●	●	●		●	●	草地に生息する。										
	ヤママユガ科	オナガミズアオ	113	NT	LP						●				●	ハンノキ林に生息する。									
	ドクガ科	スゲドクガ	114	NT											●	スゲ類の草地に生息する。									
	ヤガ科	コシロシタバ	115	NT					●	●	●		●			●	落葉二次林に生息する。								
		ギンモンアカヨトウ	116	VU												●	低湿地や河川敷、火山草地などに生息する。								
		イチモジヒメヨトウ	117	VU	(NT2)				●								休耕田や河川敷などに生息する。								
	ハナアブ科	ヒサマツハチモドキハナアブ	118		NT2				●		●						雑木林等に生息する。								
		ハチモドキハナアブ	119		NT2					●				●	●	●	クヌギ林に生息する。								
		ハナナガモモトハナアブ	120		※7						●	●			●	●	河川敷などの湿地に生息する。								
		オオトツクリゴミムシ	121	NT	VU							●					水辺に生息する。								
	ゲンゴロウ科	ゲンゴロウ	122	VU	(CR)	●											池沼に生息する。								
		キペリマゲンゴロウ	123	NT												●	清流に生息する。								
	ガムシ科	コガムシ	124	DD									●	●	●	●	平野部から丘陵部の浅い池沼、湿地、水田に生息する。								
	ホタル科	ヘイケボタル	125		NT1					●							浅い止水に生息する。								
	カミキリムシ科	アカアシオオアカミキリ	126		(NT2)					●							雑木林に生息する。								
		トラフカミキリ	127		(NT2)					●	●						クワ林に生息する。								
	ゾウムシ科	オナガカツゾウムシ	128		CR						●						湿地のドクゼリに生育場所に生息する。								
	セイボウ科	オオセイボウ	129	DD					●		●						平地から低山地で寄生対象となるスズバチ等の生息場所に生息する。								
	スズメバチ科	モンスズメバチ	130	DD					●	●			●	●			樹洞、人家の天井や壁の間などの巣が作れる場所の周辺に生息する。								
	ツチバチ科	オオハラナガツチバチ	131		(NT2)									●			草地に生息する。								
植物	シャジクモ科	シャジクモ	132	VU	VU							●	●	●	●	水田や湿地に生育する。									
	ウキゴケ科	ウキゴケ	133		VU									●	●	●	湿地に生育する。								
		イチヨウウキゴケ	134	NT	VU				●			●	●				水田や池の水面に生育する。								
	トクサ科	イヌスギナ	135		NT									●	●	●	水田や湿地に生育する。								
	ミズワラビ科	ミズワラビ	136		NT				●			●	●	●	●	水田や湿地に生育する。									
	タデ科	ホソバイヌタデ	137	NT	EN							●					水際など氾濫原に生育する。								
		シロバナサクラタデ	138		NT					●	●			●	●	●	湿地や休耕田に生育する。								
	マツモ科	マツモ	139		VU				●								止水域に生育する。								
	ドクダミ科	ハンゲショウ	140		VU				●	●		●	●	●	●	●	湿地に生育する。								
	アブラナ科	コイヌガラシ	141	NT	NT							●	●	●	●	●	水田畔や湿地に生育する。								
	ユキノシタ科	タコノアシ	142	NT	VU				●	●		●	●	●	●	●	●	水際など氾濫原の植物として、水辺や水田周辺に生育する。							
		ナガボノワレモコウ ※11	143		NT				●								●	水際など氾濫原の植物として、水辺や水田周辺に生育する。							
	トウダイグサ科	ノウルシ	144	NT	VU				●	●	●					●	●	水際など氾濫原の植物として、水辺や水田周辺に生育する。							
	ウリ科	ゴキツル	145		VU									●			●	湿地や水辺に生育する。							
	ミソハギ科	ヒメミソハギ	146		NT									●	●	●	●	水田や湿地に生育する。							
		ヒシ	147		NT	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	池沼に生育する。							
	ヒシ科	オニビシ	148		NT					●					●	●	●	池沼に生育する。							
		ウスゲチョウジタデ	149	NT	VU									●	●	●	●	水田や湿地に生育する。							
	アリトウグサ科	ホザキノフサモ	150		EN	●	●			●							●	川や池の水中に生育する。							
	セリ科	エキサイゼリ	151	NT	CR				●			●						水際など氾濫原の植物として、水辺や水田周辺に生育する。							
	サクラソウ科	ヌマトランオ	152		NT					●								●	湿地に生育する。						
		サクラソウ	153	NT	CR	●												●	川岸の低湿原野に生育する。						
	ミツガシワ科	ヒメシロアサザ	154	VU	EN							●						●	止水の浅水域に生育する。						
		アサザ	155	NT	VU					●					●			●	池沼に生育する。						
	クマツヅラ科	クマツヅラ	156		VU						●		●	●	●	●	●	●	草原や路傍に生育する。						
	シソ科	ミソコウジュ	157	NT	NT					●	●	●	●	●	●	●	●	●	水際など氾濫原の植物として、水辺や水田周辺に生育する。						
	ゴマノハグサ科	スズメノトウガラシ	158		EN											●	●	●	水際など氾濫原の植物として、水辺や水田周辺に生育する。						
		キクモ	159		NT								●					●	水田や湿地に生育する。						
		カワヂシャ	160	NT	VU								●	●	●	●	●	●	湿地や水辺に生育する。						
	スイカズラ科	ゴマギ	161		NT				●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	やや湿潤な樹林地に生育する。						

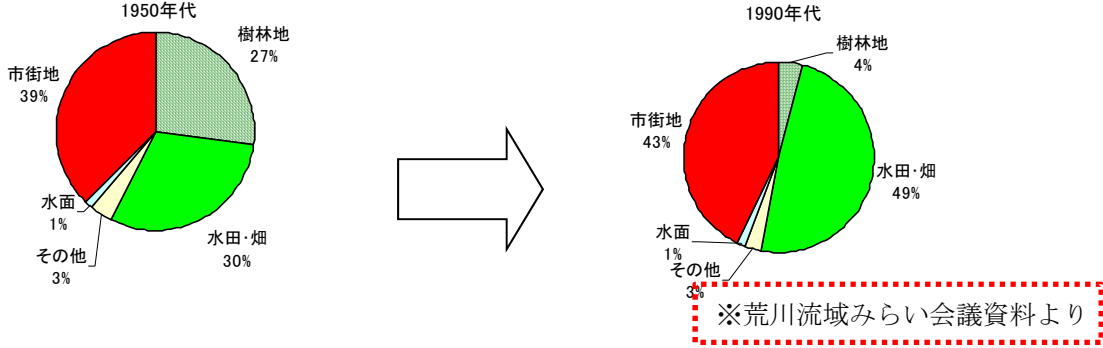
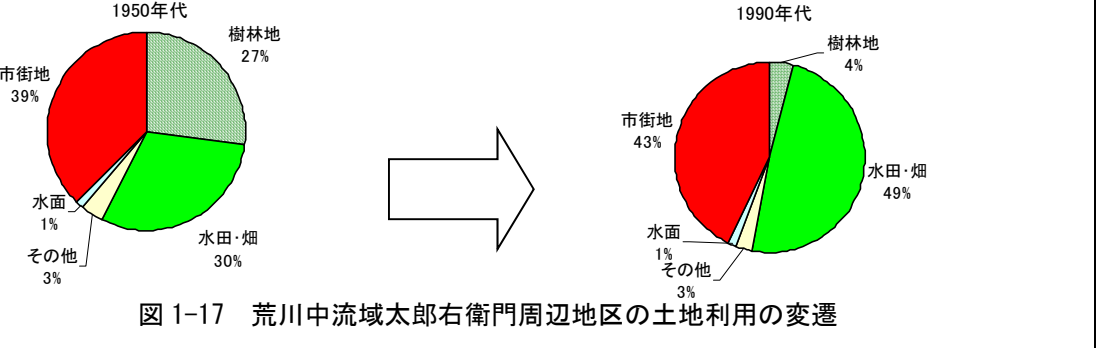
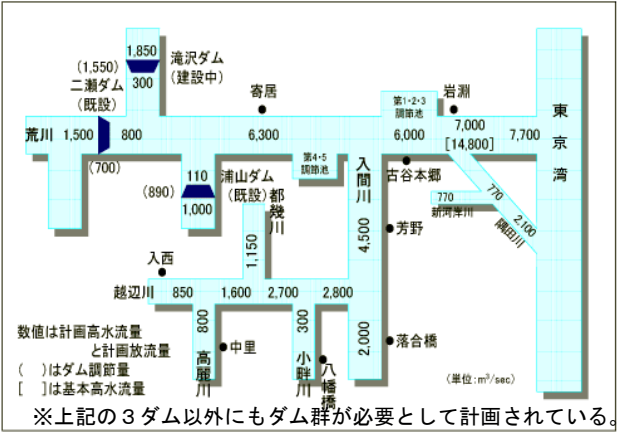
「荒川太郎右衛門地区自然再生事業 自然再生全体構想」 新旧対照表(案)

新										旧（H18.5）										備考欄	
表 1-4 (4) 太郎右衛門自然再生地で確認された希少種																					(改訂版 P26)
確認種			NO.	希少種の指定状況		昭和15～45年頃 (1940～1970年頃) に見られた種※4			平成8～平成17年度 (1996年～2005年) 確認種 ※5			平成18～平成29年度 (2006年～2017年) 確認種 ※6			生息・生育環境						
類	科	種※1		環境省RL※2	埼玉県RDB ※3	上池	中池	下池	上池	中池	下池	上池	中池	下池							
植物	キク科	カワラニンジン	162		※7				●	●	●	●	●	●	水際など氾濫原の植物として、水辺や水田周辺に生育する。						
		タウコギ	163		NT								●	水田や湿地に生育する。							
		フジバカマ	164	NT	NT						●				水際など氾濫原の植物として、水辺や水田周辺に生育する。						
		オグルマ	165		NT						●		●	●	湿地に生育する。						
		ホソバオグルマ	166	VU	EN								●	●	湿地に生育する。						
		ノニガナ	167		NT				●	●	●	●			水際など氾濫原に生育する。						
		オナモミ	168	VU	VU				●			●			湿地や川岸などに生育する。						
	オモダカ科	ウリカフ	169		NT									●	水田や湿地に生育する。						
	ヒルムシロ科	エビモ	170		NT				●	●	●			●	川や池の水中に生育する。						
	イバラモ科	トリゲモ	171	VU	EN							●			止水の水中に生育する。						
	ミクリ科	ミクリ	172	NT	NT					●					川の浅水域や池の水際に生育する。						
	カヤツリグサ科	ジョウロウスゲ	173	VU	CR									●		湿地に生育する。					
		ウマスゲ	174		NT				●	●	●	●	●	●	●	湿地に生育する。					
		ヤガミスゲ	175		※7					●	●	●	●	●	●	湿地に生育する。					
		オニナルコスゲ	176		EN					●	●		●			湿地に生育する。					
		カンエンガヤツリ	177	VU	VU							●		●		湿地に生育する。					
		シロガヤツリ	178		VU							●				湿地に生育する。					
		コツブヌマハリイ	179	VU	CR							●				湿地に生育する。					
		コアゼテンツキ	180		NT								●			湿地に生育する。					
		アゼテンツキ	181		EN				●		●	●				湿地に生育する。					
		タタラカンガレイ	182		CR								●			湿地に生育する。					
		マツカサススキ	183		NT				●	●		●	●			湿地に生育する。					
合計		10類107科183種	－	59種	174種※12	12種	14種	3種	56種	91種	89種	63種	80種	81種							
				【60種】※13	【175種】※13	22種【23種】※13			132種			121種									
: 全体構想H18年版時点で確認されていない種																					
※1: 種名は河川水辺の国勢調査のための生物リスト 平成30年度生物リスト(河川環境データベース 国土交通省 2018年)に従ったが、一部については図鑑等の文献を参考にした。																					
※2: 環境省レッドリスト2018(環境省RL) ＜カテゴリ＞ 絶滅(EX) 絶滅危惧Ⅰ類(CR+EN) 絶滅危惧ⅠA類(CR) 絶滅危惧ⅠB類(EN) 絶滅危惧Ⅱ類(VU) 準絶滅危惧(NT) 情報不足(DD) 絶滅のおそれのある地域個体群(LP)																					
※3: 埼玉県レッドデータブック(動物編:2018年、植物編:2011年)(埼玉県RDB) カテゴリの分類は環境省RLと同じ。但し動物編では準絶滅危惧(NT1、NT2)、地帯別危惧種(RT)。 また、哺乳類、甲殻類、魚類・円口類以外の動物は地域別の区分がされているため低地帯(荒川以西)の評価を記載し、低地帯(荒川以西)の記載が無い場合は、全県評価を()で示した。 哺乳類、甲殻類、魚類・円口類は地域別の区分が無いため、全県評価を記載した。 鳥類:ランクは「繁殖鳥/越冬鳥」で表記した。																					
※4: 市史編集者、観察会開催者、猟師の方等、地元の生物に詳しい方へのヒアリング調査による。																					
※5 埼玉県「平成8年度 川島都市林(仮称)自然環境調査報告書(確認地点データ) 平成9年3月」 荒川上流河川事務所「平成14年度 荒川生態系モニタリング調査業務報告書 平成15年3月」 荒川上流河川事務所「平成15年度 荒川生態系モニタリング調査業務報告書 平成16年3月」 荒川上流河川事務所「平成16年度 荒川生態系モニタリング調査業務報告書 平成17年3月」 荒川上流河川事務所「平成17年度 荒川生態系モニタリング調査業務報告書 平成18年3月」 なお、平成8年度調査では、上池は調査されていない。																					
※6 荒川上流河川事務所「平成18年度 荒川生態系モニタリング調査業務報告書 平成19年3月」 荒川上流河川事務所「平成19年度 荒川上流生態系保全手法検討業務報告書 平成20年3月」 荒川上流河川事務所「平成20年度 荒川上流生態系保全手法検討業務報告書 平成21年3月」 荒川上流河川事務所「平成21年度 荒川自然再生地環境調査検討業務報告書 平成22年3月」 荒川上流河川事務所「平成22年度 荒川上流環境整備事業評価検討業務報告書 平成23年3月」 荒川上流河川事務所「平成23年度 H23荒川太郎右衛門地区自然再生検討業務報告書 平成24年3月」 荒川上流河川事務所「平成24年度 H24荒川太郎右衛門地区自然再生検討業務報告書 平成25年3月」 荒川上流河川事務所「平成25年度 H25荒川太郎右衛門地区自然再生検討業務報告書 平成26年3月」 荒川上流河川事務所「平成26年度 H26荒川太郎右衛門地区自然再生検討業務報告書 平成27年3月」 荒川上流河川事務所「平成27年度 H27荒川太郎右衛門地区自然再生検討業務報告書 平成28年3月」 荒川上流河川事務所「平成28年度 H28荒川太郎右衛門地区自然再生検討業務報告書 平成29年3月」 荒川上流河川事務所「平成29年度 H29荒川太郎右衛門地区自然再生検討業務報告書 平成30年3月」																					
※7: 旧版のRDBで地域別の区分の低地帯(荒川以西)では記載されたが、最新版では記載されていない。																					
※8: ジュズカケハゼ(環境省RLにはジュズカケハゼ広域分布種と記載)の場合はNT。																					
※9: ムサシノジュズカケハゼ(環境省RL)にはジュズカケハゼ関東固有種、埼玉県RDBIにはウキゴリ属の1種(ジュズカケハゼ(関東型))と記載)の場合はEN。																					
※10: ドブガイは、現在はタガイとヌマガイに区分されている。																					
※11: 出典の文献によっては「ナガボノシロフレモコウ」と記載があるが、現在は「ナガボノフレモコウ」と種名が変更となっている。																					
※12: 埼玉県の旧版RDBでは記載されたが、最新版(動物編:2018年、植物編:2017年)では選出されなかった種(※7)も含んだ種数。																					
※13: 【 】内の種数は、聞き取り調査によって昭和15～45年頃に生息していたとされるオオキトンボを含んだ種数。																					

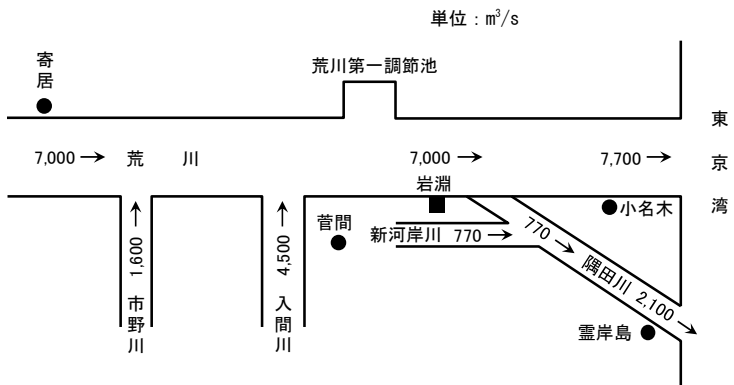
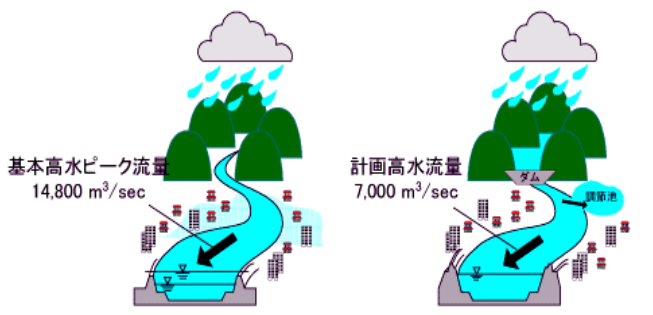
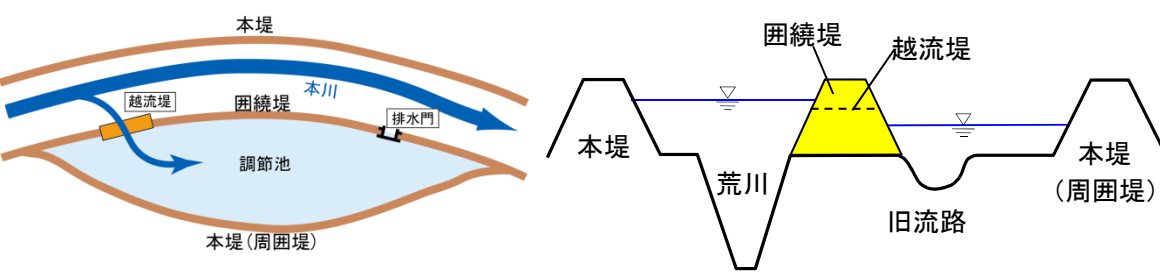
「荒川太郎右衛門地区自然再生事業 自然再生全体構想」 新旧対照表(案)

新			旧（H18.5）			備考欄
						P17（改訂版 P27）
ホンドギツネ	ヨシゴイ	サクラソウ	ホンドギツネ	ヨシゴイ	サクラソウ	
						メダカとナガボノシロワレモコウの 和名変更
サシバ	ミナミメダカ	ナガボノワレモコウ	サシバ	メダカ	ナガボノシロワレモコウ	
						
カワセミ	ハネナシアメンボ	ノウルシ	カワセミ	ハネナシアメンボ	ノウルシ	
						
タマシギ	コムラサキ	エキサイゼリ	タマシギ	コムラサキ	エキサイゼリ	
						
ヒクイナ	ミドリシジミ	ミクリ	ヒクイナ	ミドリシジミ	ミクリ	
※ヒクイナ、ヨシゴイ写真はリバーフロント整備センター「川の生物図典」より						
図 1-16 太郎右衛門自然再生地で確認された代表的な希少種の写真			図 1-16 太郎右衛門自然再生地で確認された代表的な希少種の写真			出典の記載方法を統一
出典：太郎右衛門自然再生地で確認された代表的な希少種の写真			出典；ヒクイナ、ヨシゴイ リバーフロント整備センター「川の生物図典」			

「荒川太郎右衛門地区自然再生事業 自然再生全体構想」 新旧対照表(案)

新	旧 (H18.5)	備考欄
(3) 土地利用 ア. 土地利用の変遷 荒川下流域は、江戸時代から都市化が進んでいたが、昭和 30 年(1955 年)以降の高度経済成長により中流域でも都市化が進み自然環境は喪失していった。太郎右衛門自然再生地周辺では、1950 年代には樹林地が 27%、水田が 30%、市街地が 39%であったが、1990 年代には樹林地が 4%、水田が 49%、市街地が 43%と、樹林地が著しく減少し、現状では荒川の河川部のみが連続した自然環境となっている。  ※荒川流域みらい会議資料より 図 1-17 荒川中流域太郎右衛門周辺地区の土地利用の変遷 イ. 太郎右衛門自然再生地の土地利用状況 太郎右衛門自然再生地周辺の近年の土地利用状況は、畑・牧草地が 31%、水田が 23%、人工地が 13%であり、水田や畑といった耕作地が全体の 5 割以上を占め、特に、旧流路の右岸側のほとんどは農用地区域に設定されている。 また、太郎右衛門自然再生地は全域が近郊緑地保全区域、市街化調整区域として指定されている。 (4) 治水・河川環境に関する計画 ア. 荒川水系河川整備基本方針 平成 9 年(1997 年)の河川法改正に伴い、今後、荒川を整備・維持管理していくに当たっての長期的な目標となる洪水の流量などの基本的な事項を定めた「荒川水系河川整備基本方針」が平成 19 年(2007 年)3 月に策定された。 「荒川水系河川整備基本方針」では、基準地点岩淵（東京都北区）において 200 年に 1 回程度起きる洪水を想定し、基本高水を 14,800m³/sec としている。しかし、この流量に対して下流では引堤などによる流下能力の増大を図ることが困難なことから、上流にダム群を、中流には調節池群を建設する。これにより 7,800m³/sec の洪水調節を行い、また河道は堤防を整備するなどして、岩淵地点における計画高水流量を 7,000m³/sec としている。 荒川本川の計画高水流量は、洪水調節施設により洪水調節して、寄居において 7,000m³/s とし、支川入間川等の流量を合わせ、中流部における洪水調節施設により洪水調節して、岩淵において 7,000m³/s、小名木において 7,700 m³/s とし、河口まで同量とするものである。	(3) 土地利用 ア. 土地利用の変遷 荒川下流域は、江戸時代から都市化が進んでいたが、昭和 30 年以降の高度経済成長により中流域でも都市化が進み自然環境は喪失していった。太郎右衛門自然再生地周辺では、1950 年代には樹林地が 27%、水田が 30%、市街地が 39%であったが、1990 年代には樹林地が 4%、水田が 49%、市街地が 43%と、樹林地が著しく減少し、現状では荒川の河川部のみが連続した自然環境となっている。  図 1-17 荒川中流域太郎右衛門周辺地区の土地利用の変遷 出典：荒川流域みらい会議資料 イ. 太郎右衛門自然再生地の土地利用状況 太郎右衛門地区自然再生地周辺の近年の土地利用状況は、畑・牧草地が 31%、水田が 23%、人工地が 13%であり、水田や畑といった耕作地が全体の 5 割以上を占め、特に、旧流路の右岸側のほとんどは農用地区域に設定されている。 また、太郎右衛門自然再生地は全域が近郊緑地保全区域、市街化調整区域として指定されている。 (4) 治水・河川環境に関する計画 ア. 荒川水系工事実施基本計画 荒川の治水計画は、明治 43 年(1910 年)、大正 2 年、3 年(1913 年, 1914 年)の洪水を対象として、基本高水のピーク流量を寄居地点において 6,050m³/sec とし、ダムによる調節及び遊水地による逡減を見込み岩淵地点において 4,170m³/sec とする改修計画が大正 7 年（1918 年）に策定され、その後、昭和 22 年（1947 年）のカスリーン台風など、計画を上回る洪水に再三みまわれたことや流域の社会情勢  ※上記の 3 ダム以外にもダム群が必要として計画されている。 図 1-18 計画している洪水流量の配分図	P18 (改訂版 P28) 出典の記載方法を統一 工事実施基本計画を削除して河川整備基本方針・河川整備計画を追加（荒上 HP も参照）

「荒川太郎右衛門地区自然再生事業 自然再生全体構想」 新旧対照表(案)

新	旧（H18.5）	備考欄																																	
 単位：m³/s 図 1-18 荒川計画高水流量図	の変化に対し、治水安全度の向上が求められ、昭和 48 年（1973 年）に計画を全面的に改定し、現在の「荒川水系工事実施基本計画」が策定された。 計画では、基本高水時のピーク流量を基準地点岩淵において 14,800m³/sec とし、このうち上流ダム群及び中流部の川幅の特に広大な部分に設置する調節池群（第 1 調節池～第 5 調節池）により 7,800 m³/sec を調節し、河道への分配流量を 7,000m³/sec とするものである。 本計画において、太郎右衛門自然再生地は、第 4 調節池計画地（P42 参照）に位置付けされている。 表 1-5 調節池諸元（案） <table><tr><th>調節池</th><th>池内面積 km²</th><th>池内計画高水位 AP+m</th><th>調節容量 万m³</th><th>調節量 m³/秒</th></tr><tr><td>第1調節池</td><td>5.8</td><td>11.925</td><td>3,900</td><td>850</td></tr><tr><td>第2調節池</td><td>4.9</td><td>14.763</td><td>3,700</td><td rowspan="3">3,450</td></tr><tr><td>第3調節池</td><td>2.1</td><td>16.013</td><td>11,500</td></tr><tr><td>第4調節池</td><td>3.2</td><td>16.853</td><td>2,500</td></tr><tr><td>第5調節池</td><td>5.4</td><td>22.171</td><td>2,900</td><td>2,900</td></tr><tr><td>計</td><td>21.4</td><td></td><td>14,500</td><td>4,300</td></tr></table>  図 1-19 高水流量のイメージ  図 1-20 調節池イメージ図  図 1-21 荒川で計画されている各調節池の位置	調節池	池内面積 km ²	池内計画高水位 AP+m	調節容量 万m ³	調節量 m ³ /秒	第1調節池	5.8	11.925	3,900	850	第2調節池	4.9	14.763	3,700	3,450	第3調節池	2.1	16.013	11,500	第4調節池	3.2	16.853	2,500	第5調節池	5.4	22.171	2,900	2,900	計	21.4		14,500	4,300	P19（改訂版 P29） 工事実施基本計画を削除して河川整備基本方針・河川整備計画を追加（荒上 HP も参照）
調節池	池内面積 km ²	池内計画高水位 AP+m	調節容量 万m ³	調節量 m ³ /秒																															
第1調節池	5.8	11.925	3,900	850																															
第2調節池	4.9	14.763	3,700	3,450																															
第3調節池	2.1	16.013	11,500																																
第4調節池	3.2	16.853	2,500																																
第5調節池	5.4	22.171	2,900	2,900																															
計	21.4		14,500	4,300																															

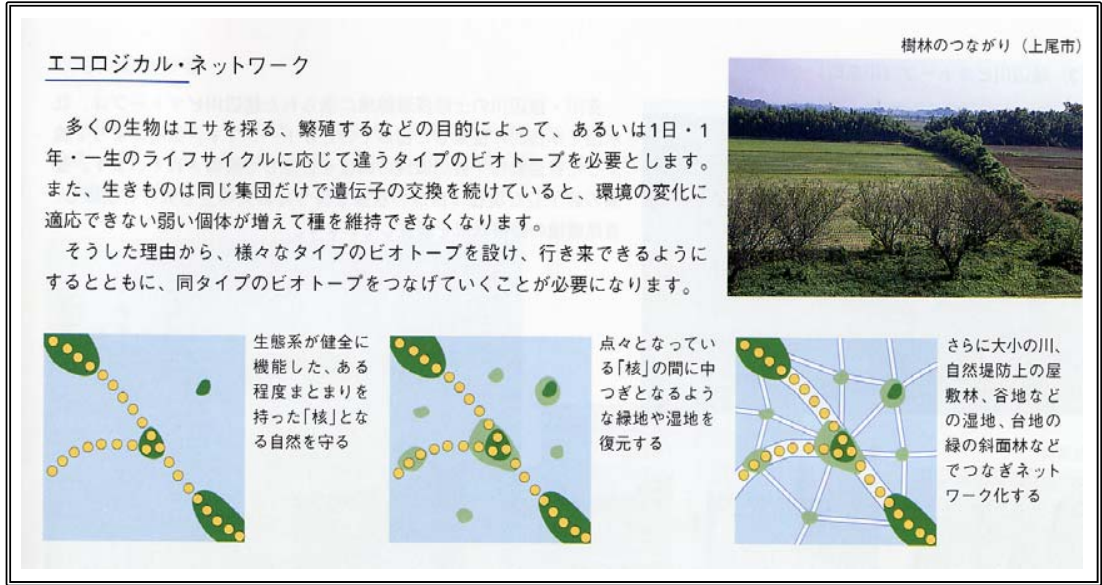
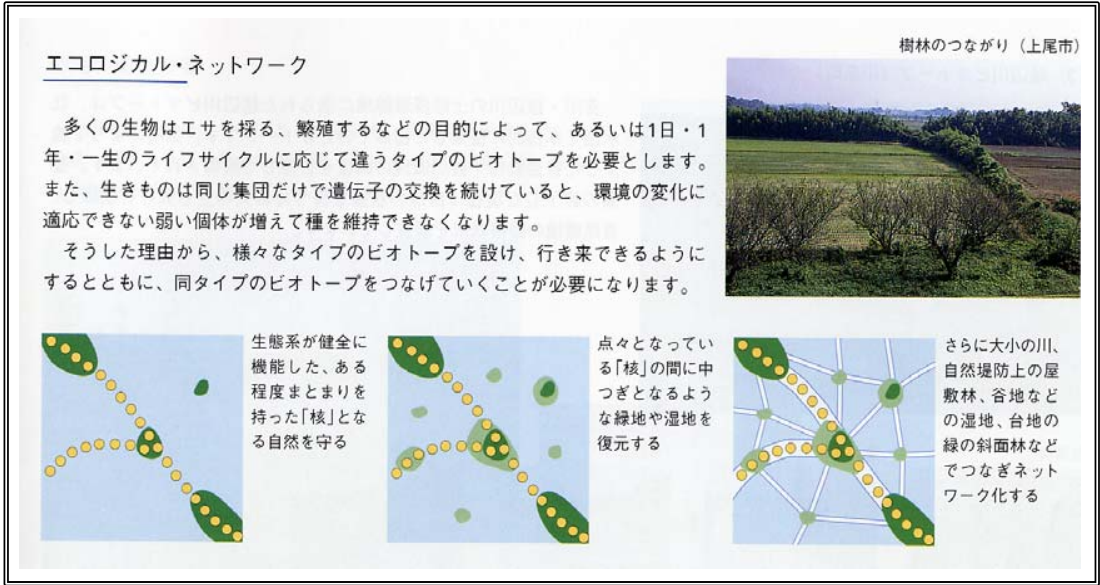
「荒川太郎右衛門地区自然再生事業 自然再生全体構想」 新旧対照表(案)

新	旧 (H18.5)	備考欄
	イ. 河川整備基本方針と河川整備計画 平成9年（1997年）の6月に改正された「河川法」により、これまでの治水、利水に加え「河川環境の整備と保全」が新たに位置付けられるとともに、地域・流域との連携、住民意見の反映が今後の川づくりの重要な項目として設定された。改正された河川法では「荒川水系工事実施基本計画」に代わり、今後、河川を整備・維持管理していくにあたっては、河川の整備について、長期的な目標となる洪水の流量など基本的な事項を定めた「河川整備基本方針」と、今後概ね30年後を目標に地域の特性や歴史・文化なども考慮した荒川にふさわしい姿を記した具体的な「河川整備計画」を定めることとされている。 平成13年（2001年）3月に設立され、流域住民、学識者、関係市町村及び河川管理者（国土交通省、埼玉県、東京都）が参加した「荒川流域みらい会議」等において、「荒川河川整備計画（案）」策定にむけた意見の集約が行われた。 図 1-22 河川整備基本方針と河川整備計画の策定の流れ	P20（改訂版にはなし） 策定された河川整備基本方針・河川整備計画の内容に更新（荒上 HP も参照）

「荒川太郎右衛門地区自然再生事業 自然再生全体構想」 新旧対照表(案)

新	旧（H18.5）	備考欄
ウ. 荒川水系河川環境管理基本計画 河川環境管理基本計画は、昭和 56 年(1981 年)12 月の河川審議会の答申により、河川環境の保全と創造に係わる施策を総合的かつ計画的に実施するため河川環境管理の基本計画を作成することとされている。 荒川では平成 2 年(1990 年)3 月に、河川管理者である旧建設省関東地方建設局、埼玉県並びに東京都によって、流域の動向や将来の見通しに基づいた長期的かつ広域的な視野に立って、荒川水系の望ましい河川環境を保全・創造するための「荒川水系河川環境管理基本計画」を作成している。策定に当っては、河川環境に関わる各分野の学識者、沿川自治体、河川管理者並びに水資源開発公団で構成する「荒川水系河川環境管理協議会」を設置し、その意見を求めた。 また、「荒川水系河川環境管理基本計画」に基づき、河川空間環境の保全と利用を適性に行うため、河川区間を計画対象区域として、「荒川水系河川空間管理計画」が策定され、その後平成 9 年(1997 年)3 月に改訂された。 当該地区は、河川敷に分布する旧河道、ヨシ原、砂洲、樹林地等の変化に富んだ自然環境の保全を図るとともに必要に応じ、自然地の復元・拡大を行う「保全ゾーン」と自然度の高い保全ゾーンを保護する緩衝機能を有し、またその間の生物の移動経路となるゾーンとして、その機能の維持を図れるよう適切な管理を行う「緩衝・移行ゾーン」に区分されている。 基本テーマ 首都圏のオアシス“活力とうるおいある荒川”をめざして 基本理念 ①秩父・奥武蔵の自然を守り育み、自然学習の場とする。 ②埼玉平野を潤す清流に親しみ、心安らぐ場とする。 ③広大な調節池群を活用し、大規模なレクリエーションの場とする。 ④暮らしと溶け込み、憩いと健康増進をもたらす首都圏のオアシスとする。 ⑤春うららかに桜咲く潤いのリバーフロントを目指す。 図 1-20 荒川水系河川環境管理基本計画の基本テーマ及び 5 つの基本理念 	ウ. 荒川水系河川環境管理基本計画 河川環境基本計画は、昭和 56 年（1981 年）12 月の河川審議会の答申により、河川環境の保全と創造に係わる施策を総合的かつ計画的に実施するため河川環境管理の基本計画を作成することとされている。 荒川では平成 2 年（1990 年）3 月に、河川管理者である旧建設省関東地方建設局、埼玉県並びに東京都によって、流域の動向や将来の見通しに基づいた長期的かつ広域的な視野に立って、荒川水系の望ましい河川環境を保全・創造するための「荒川水系河川環境管理基本計画」を作成している。策定に当っては、河川環境に関わる各分野の学識者、沿川自治体、河川管理者並びに水資源開発公団で構成する「荒川水系河川環境管理協議会」を設置し、その意見を求めた。 また、「荒川水系河川環境管理基本計画」に基づき、河川空間環境の保全と利用を適性に行うため、河川区間を計画対象区域として、「荒川水系河川空間管理計画」が策定され、その後平成 9 年 3 月に改訂された。 当該地区は、河川敷に分布する旧河道、ヨシ原、砂洲、樹林地等の変化に富んだ自然環境の保全を図るとともに必要に応じ、自然地の復元・拡大を行う「保全ゾーン」と自然度の高い保全ゾーンを保護する緩衝機能を有し、またその間の生物の移動経路となるゾーンとして、その機能の維持を図れるよう適切な管理を行う「緩衝・移行ゾーン」に区分されている。 基本テーマ 首都圏のオアシス“活力とうるおいある荒川”をめざして 基本理念 ①秩父・奥武蔵の自然を守り育み、自然学習の場とする。 ②埼玉平野を潤す清流に親しみ、心安らぐ場とする。 ③広大な調節池群を活用し、大規模なレクリエーションの場とする。 ④暮らしと溶け込み、憩いと健康増進をもたらす首都圏のオアシスとする。 ⑤春うららかに桜咲く潤いのリバーフロントを目指す。 図 1-23 荒川水系河川環境管理基本計画の基本テーマおよび 5 つの基本理念 	P21（改訂版 P30） 脱字を修正 図番号繰り上げ

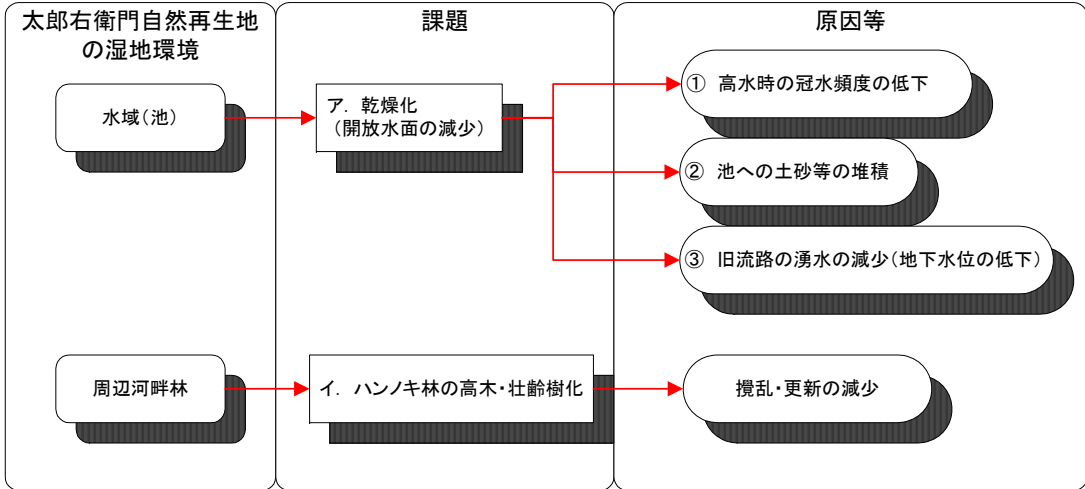
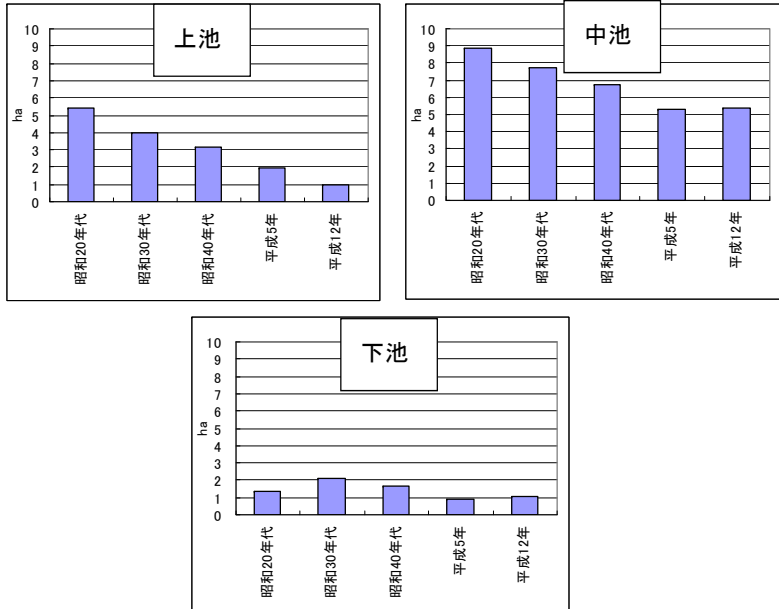
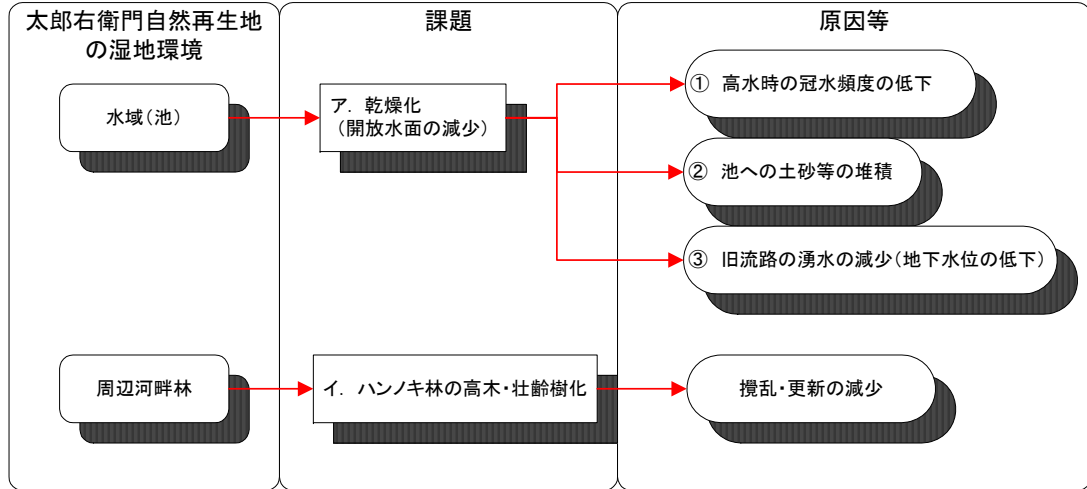
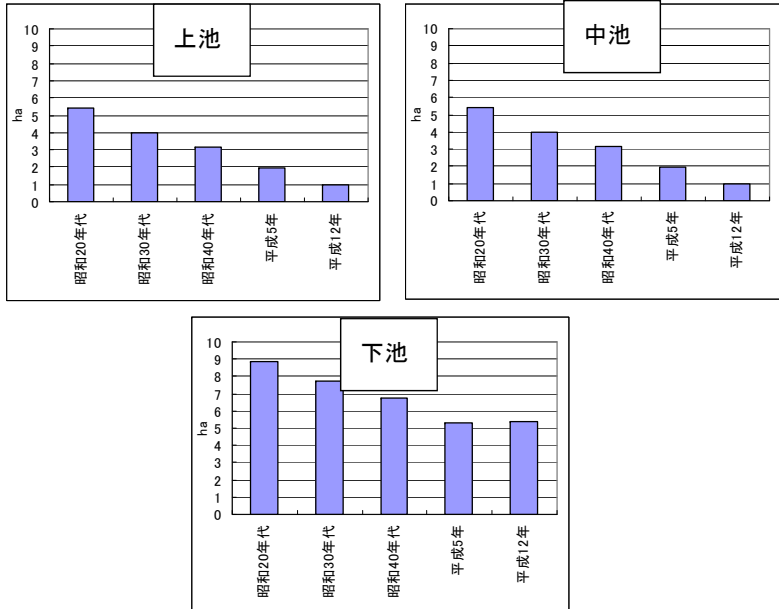
「荒川太郎右衛門地区自然再生事業 自然再生全体構想」 新旧対照表(案)

新	旧（H18.5）	備考欄
（５）その他当該地区に係わる構想等 ア．自然環境の総点検等に関する協議会 政府が進める都市再生プロジェクトに関連して、平成13年(2001年)12月4日に都市再生本部で決定された都市再生プロジェクト「まとまりのある自然環境の保全」を具体的に推進するため、国土交通省をはじめとした関係省庁と東京都など七都県市による「自然環境の総点検等に関する協議会」が設立された。 この協議会の中間報告として、首都圏50km圏内を対象とし、生物多様性保全の場や人とのふれあいの場といった自然の多面的な機能を評価した、「保全すべき自然環境の総点検」において、太郎右衛門地区を含む「荒川・江川ゾーン」は、首都圏の保全すべき自然環境の1つとして選出されている。 削除 イ．荒川エコロジカル・ネットワーク 荒川上流河川事務所では、荒川ビオトープや三ツ又沼など、自然の拠点の保全・整備を進めている。荒川流域全体の自然のつながりを強化するためには、第一段階として、生態系が健全に機能する、ある程度まとまった「核」となる自然の拠点を守り、その自然を回復させることが重要である。さらに第二段階として、それらを川、谷地、傾斜林などを軸として互いに結び、市街地の自然とつなげていくことで、荒川流域全体の自然を豊かにしていくことを計画している。 太郎右衛門自然再生地は、上下流に位置する荒川ビオトープ、三ツ又沼ビオトープや周辺の北本自然公園などをつなぐエコロジカル・ネットワークの核として重要な地域である。  図 1-21 エコロジカル・ネットワークの考え方	（５） その他当該地区に係わる構想等 ①自然環境の総点検等に関する協議会 政府が進める都市再生プロジェクトに関連して、平成13年（2001年）12月4日に都市再生本部で決定された都市再生プロジェクト「まとまりのある自然環境の保全」を具体的に推進するため、国土交通省を始めとした関係省庁と東京都など七都県市による「自然環境の総点検等に関する協議会」が設立された。 この協議会の中間報告として、首都圏50km圏内を対象とし、生物多様性保全の場や人とのふれあいの場といった自然の多面的な機能を評価した、「保全すべき自然環境の総点検」において、太郎右衛門地区を含む「荒川・江川ゾーン」は、首都圏の保全すべき自然環境の1つとして選出されている。 ②川島都市林（仮称）計画 埼玉県において、都市公園整備の一環として、太郎右衛門自然再地の下池周辺部を対象地区とし、荒川中流域の自然と風景を守り、次世代に引き継ぎ、荒川の豊かな自然環境と魅力ある田園環境を楽しみ、ふれあい学ぶことを目的とした公園の整備を計画している。 ③荒川エコロジカル・ネットワーク 荒川上流河川事務所では、荒川ビオトープや三ツ又沼など、自然の拠点の保全・整備を進めている。荒川流域全体の自然のつながりを強化するためには、第一段階として、生態系が健全に機能する、ある程度まとまった「核」となる自然の拠点を守り、その自然を回復させることが重要である。さらに第二段階として、それらを川、谷地、傾斜林などを軸として互いに結び、市街地の自然とつなげていくことで、荒川流域全体の自然を豊かにしていくことを計画している。 太郎右衛門自然再生地は、上下流に位置する荒川ビオトープ、三ツ又沼ビオトープや周辺の北本自然公園などをつなぐエコロジカル・ネットワークの核として重要な地域である。  図 1-24 エコロジカル・ネットワークの考え方	P22（改訂版 P31） 見出しの階層をカタカナに統一 川島町の議会録（平成16年12月）にて川島都市林は休止とされているため削除 見出しをカタカナに統一 図番号繰り上げ

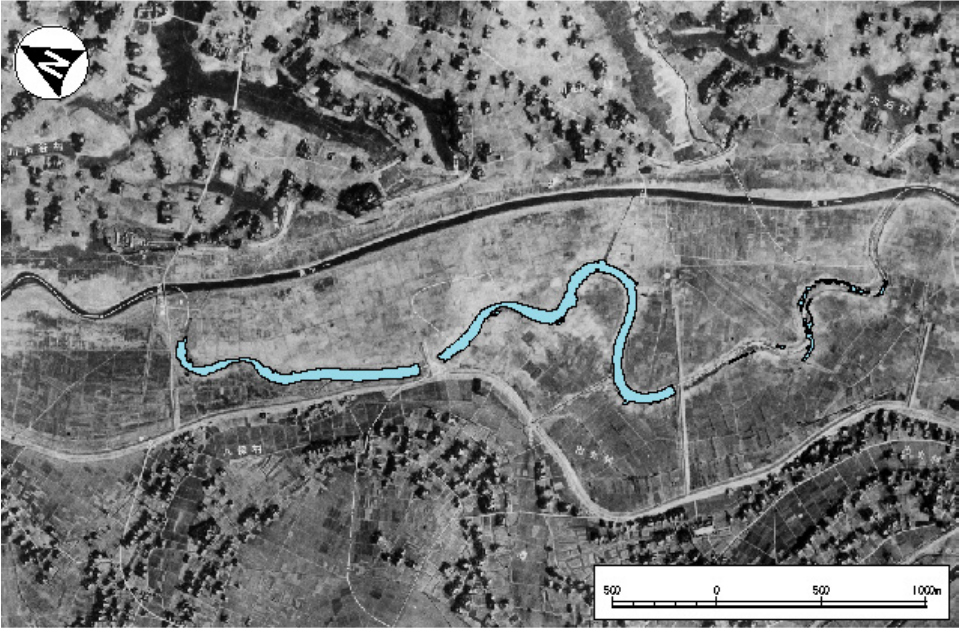
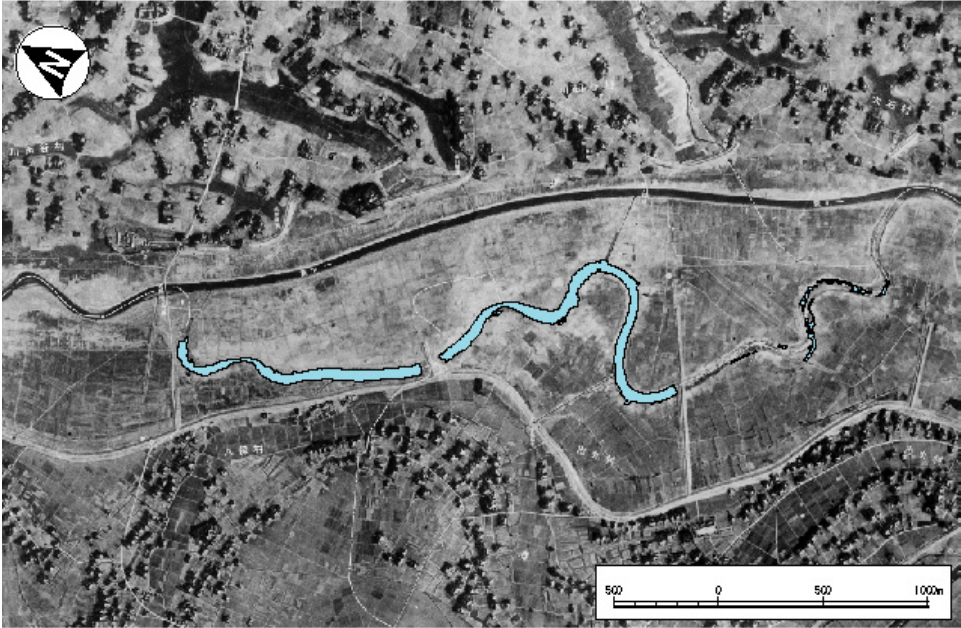
「荒川太郎右衛門地区自然再生事業 自然再生全体構想」 新旧対照表(案)

新	旧 (H18.5)	備考欄
図 1-22 荒川流域でのエコロジカル・ネットワークの概念図	図 1-25 荒川流域でのエコロジカルネットワークの概念図	P23 (改訂版 P32) 図番号繰り上げ 「・」を追記

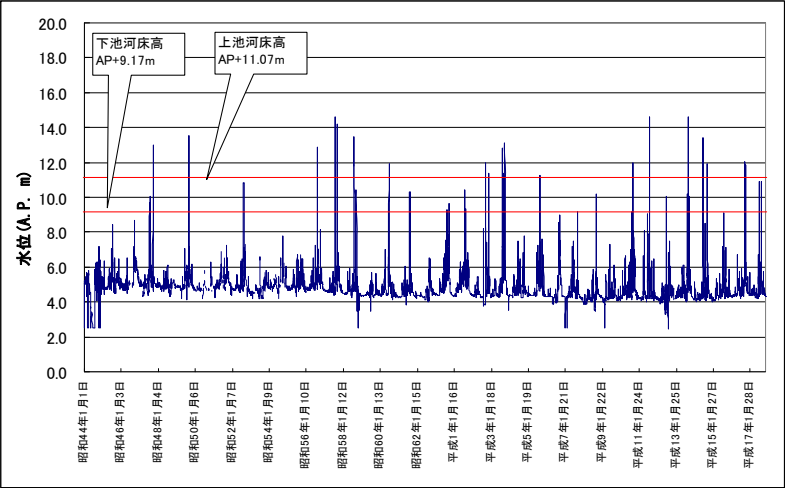
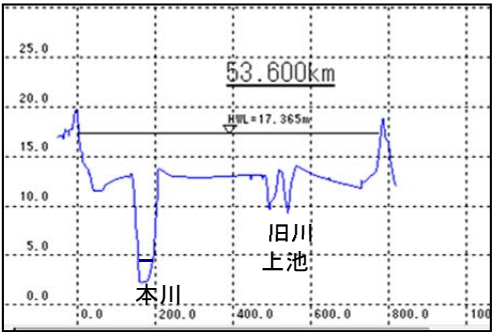
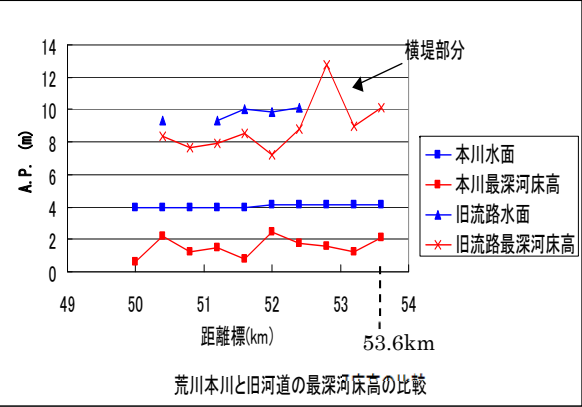
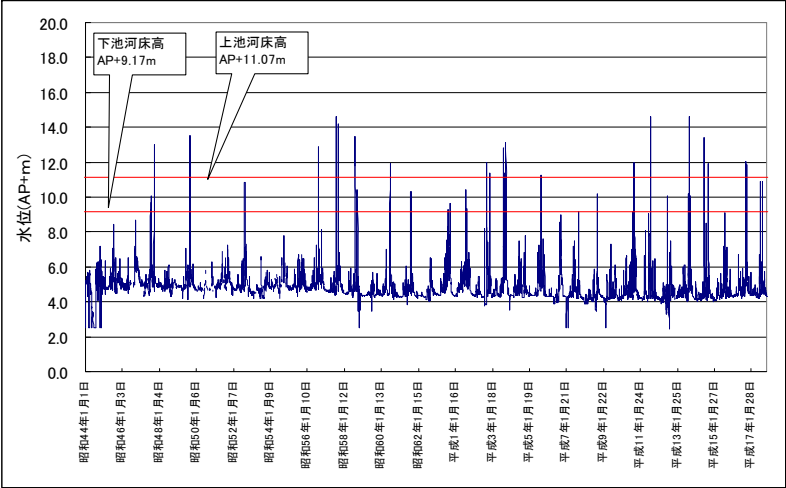
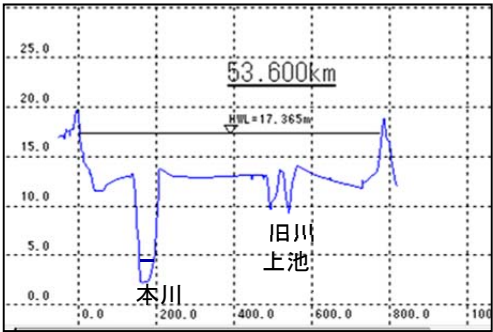
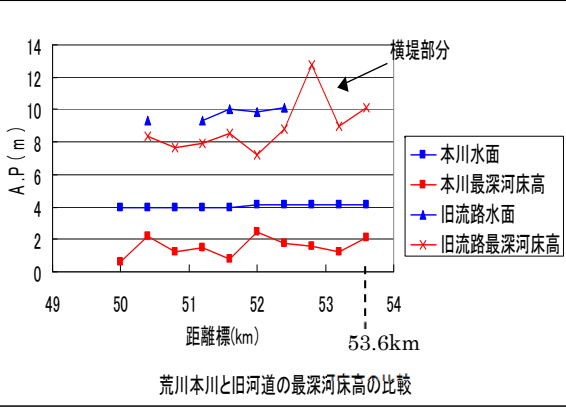
「荒川太郎右衛門地区自然再生事業 自然再生全体構想」 新旧対照表(案)

新	旧 (H18.5)	備考欄																																																
第 4 節 太郎右衛門自然再生地の課題 (1) 自然環境の課題 現状で考えうる自然環境に対する主な課題を図 1-23 に整理する。 - 乾燥化により、池を中心とした湿地が減少してきている。 - 池周辺に発達した樹林地が高木・壮齢樹化することによる極相化(単調化)してきている。  図 1-23 太郎右衛門自然再生地の課題と原因 ア. 乾燥化(開放水面の減少) 上池、中池では、開放水面の減少が特に著しい。昭和 20 年代からの空中写真よりもとめた、上池および中池の開放水面の面積変化を図 1-24 に示す。その原因として、本文 35 ページ以降に挙げる①から③が考えられる。 表 1-5 空中写真による開放水面の面積の推定 単位：ha <table><tr><th></th><th>上池</th><th>中池</th><th>下池</th></tr><tr><td>昭和20年代</td><td>5.45</td><td>8.88</td><td>1.34</td></tr><tr><td>昭和30年代</td><td>3.99</td><td>7.74</td><td>2.10</td></tr><tr><td>昭和40年代</td><td>3.17</td><td>6.73</td><td>1.62</td></tr><tr><td>平成5年</td><td>1.97</td><td>5.33</td><td>0.93</td></tr><tr><td>平成12年</td><td>0.99</td><td>5.37</td><td>1.04</td></tr></table>  図 1-24 空中写真による各池の開放水面の面積の推移		上池	中池	下池	昭和20年代	5.45	8.88	1.34	昭和30年代	3.99	7.74	2.10	昭和40年代	3.17	6.73	1.62	平成5年	1.97	5.33	0.93	平成12年	0.99	5.37	1.04	第 4 節 荒川太郎右衛門自然再生地の課題 (1) 自然環境の課題 現状で考えうる自然環境に対する主な課題を図 1-26 に整理する。 ① 乾燥化により、池を中心とした湿地が減少してきている。 ② 池周辺に発達した樹林地が高木・壮齢樹化することによる極相化(単調化)してきている。  図 1-26 太郎右衛門自然再生地の課題と原因 ア. 乾燥化(開放水面の減少) 上池、中池では、開放水面の減少が特に著しい。昭和 20 年代からの空中写真よりもとめた、上池および中池の開放水面の面積変化を図 1-27 に示す。その原因として、本文 26 ページ以降に挙げる①から③が考えられる。 表 1-6 空中写真による開放水面の面積の推定 単位：ha <table><tr><th></th><th>上池</th><th>中池</th><th>下池</th></tr><tr><td>昭和20年代</td><td>5.45</td><td>8.88</td><td>1.34</td></tr><tr><td>昭和30年代</td><td>3.99</td><td>7.74</td><td>2.10</td></tr><tr><td>昭和40年代</td><td>3.17</td><td>6.73</td><td>1.62</td></tr><tr><td>平成5年</td><td>1.97</td><td>5.33</td><td>0.93</td></tr><tr><td>平成12年</td><td>0.99</td><td>5.37</td><td>1.04</td></tr></table>  図 1-27 空中写真から推定された各池の開放水面面積の推移		上池	中池	下池	昭和20年代	5.45	8.88	1.34	昭和30年代	3.99	7.74	2.10	昭和40年代	3.17	6.73	1.62	平成5年	1.97	5.33	0.93	平成12年	0.99	5.37	1.04	P24 (改訂版 P33) 正確な名称に修正 図番号繰り上げ 箇条書きに変更 箇条書きの先頭を字下げ 図番号繰り上げ 図番号繰り上げ ページ番号繰り下げ 表番号繰り上げ 図番号繰り上げ、表現統一
	上池	中池	下池																																															
昭和20年代	5.45	8.88	1.34																																															
昭和30年代	3.99	7.74	2.10																																															
昭和40年代	3.17	6.73	1.62																																															
平成5年	1.97	5.33	0.93																																															
平成12年	0.99	5.37	1.04																																															
	上池	中池	下池																																															
昭和20年代	5.45	8.88	1.34																																															
昭和30年代	3.99	7.74	2.10																																															
昭和40年代	3.17	6.73	1.62																																															
平成5年	1.97	5.33	0.93																																															
平成12年	0.99	5.37	1.04																																															

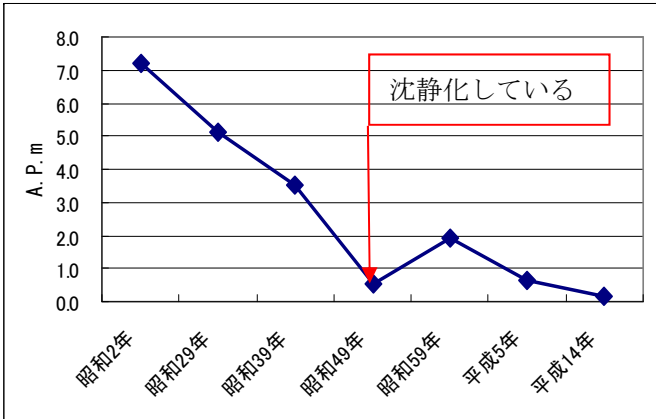
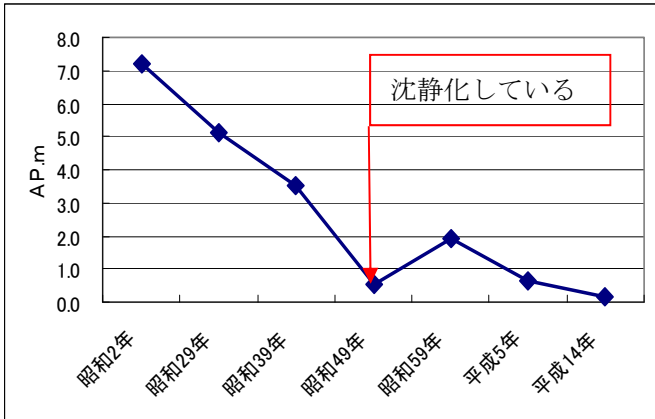
「荒川太郎右衛門地区自然再生事業 自然再生全体構想」 新旧対照表(案)

新	旧 (H18.5)	備考欄
昭和 20 年代からの空中写真による開放水面の面積の推定では、上池及び中池に関しては年代を追う毎に減少している。下池に関しては、旧流路の下流端として本川と繋がっているため、水が溜まりにくい形状となっていることにより、昭和 20 年代より開放水面は比較して少なく、明確な減少傾向は見られない。  昭和 20 年代  平成 12 年 (2000 年) 図 -25 空中写真による開放水面の推定	昭和 20 年代からの空中写真による開放水面の面積の推定では、上池及び中池に関しては年代を追う毎に減少している。下池に関しては、旧流路の下流端として本川と繋がっているため、水が溜まりにくい形状となっていることにより、昭和 20 年代より開放水面は比較して少なく、明確な減少傾向は見られない。  昭和 20 年代 (1945～1954 年)  平成 12 年 (2000 年) 図 1-28 空中写真による開放水面の推定	P25 (改訂版 P34) 図番号繰り上げ

「荒川太郎右衛門地区自然再生事業 自然再生全体構想」 新旧対照表(案)

新	旧（H18.5）	備考欄																														
① 高水時の冠水頻度（水供給）の低下 昭和 20 年代から 50 年代にかけて、荒川で盛んに行われた川砂の採掘により河床が著しく低下した結果、本川と旧流路との河床高の差は現在 5～9m になっている。そのため、高水時における旧流路への冠水頻度(本川水の流入頻度)が低下していると推測される。昭和 50 年代(1975～1984 年)以降では、冠水が起きて上池に流入したと考えられる回数は 10 年間で 10 回前後、下池に流入したと考えられる回数は 10 年間で 15～19 回と少ない。なお、河床低下の度合いは昭和 50 年代以降安定化している。 表 1-6 冠水回数の比較 <table><tr><th>期間</th><th>上池への 流入回数 ※</th><th>下池への 流入回数 ※</th></tr><tr><td>昭和44～50年</td><td>3</td><td>7</td></tr><tr><td>昭和51～60年</td><td>9</td><td>16</td></tr><tr><td>昭和61～平成7年</td><td>6</td><td>15</td></tr><tr><td>平成8～17年</td><td>11</td><td>19</td></tr></table> ※水位が上池及び下池それぞれの荒川との接続水路の最高河床高 A. P. +11. 07m 及び A. P. +9. 17m を超えた回数を集計した。  図 1-26 太郎右衛門橋水位測定所での日水位変化 昭和 44 年～平成 17 年(1969～2005 年)  図 1-27 現状の旧流路と本川河床高	期間	上池への 流入回数 ※	下池への 流入回数 ※	昭和44～50年	3	7	昭和51～60年	9	16	昭和61～平成7年	6	15	平成8～17年	11	19	①高水時の冠水頻度（水供給）の低下 昭和 20 年代から 50 年代にかけて、荒川で盛んに行われた川砂の採掘により河床が著しく低下した結果、本川と旧流路との河床高の差は現在 5～9m になっている。そのため、高水時における旧流路への冠水頻度（本川水の流入頻度）が低下していると推測される。昭和 50 年代以降では、冠水が起きて上池に流入したと考えられる回数は 10 年間で 10 回前後、下池に流入したと考えられる回数は 10 年間で 15～19 回と少ない。尚、河床低下の度合いは昭和 50 年代以降安定化している。 表 1-7 冠水回数の比較 <table><tr><th>期間</th><th>上池への 流入回数 ※</th><th>下池への 流入回数 ※</th></tr><tr><td>昭和44～50年</td><td>3</td><td>7</td></tr><tr><td>昭和51～60年</td><td>9</td><td>16</td></tr><tr><td>昭和61～平成7年</td><td>6</td><td>15</td></tr><tr><td>平成8～17年</td><td>11</td><td>19</td></tr></table> ※水位が上池および下池それぞれの荒川との接続水路の最高河床高 AP+11. 07mおよび AP+9. 17m を超えた回数を集計した。  図 1-29 太郎右衛門橋水位測定所での日水位変化 昭和 44 年（1969 年）～平成 17 年（2005 年）  図 1-30 現状の旧流路と本川河床高	期間	上池への 流入回数 ※	下池への 流入回数 ※	昭和44～50年	3	7	昭和51～60年	9	16	昭和61～平成7年	6	15	平成8～17年	11	19	P26（改訂版 P35） 見出しをカタカナに統一 表番号繰り上げ 図番号繰り上げ 図番号繰り上げ
期間	上池への 流入回数 ※	下池への 流入回数 ※																														
昭和44～50年	3	7																														
昭和51～60年	9	16																														
昭和61～平成7年	6	15																														
平成8～17年	11	19																														
期間	上池への 流入回数 ※	下池への 流入回数 ※																														
昭和44～50年	3	7																														
昭和51～60年	9	16																														
昭和61～平成7年	6	15																														
平成8～17年	11	19																														

「荒川太郎右衛門地区自然再生事業 自然再生全体構想」 新旧対照表(案)

新	旧（H18.5）	備考欄																																								
 図1-28 50km 地点の最深河床高の変遷 ② 池への土砂等の流入 ボーリング結果から、旧流路の各池には平均で上池 0.73m、中池 0.57m、下池 1.59mの堆積物が、本川との分離後の約 70 年間に堆積したものと考えられる(本文19ページ参照)。これらの土砂は、降雨や冠水等の水流により、池の周辺から池の中に流入したものと及び洪水時上流より運ばれた土砂の堆積によるものと考えられる。近年、冠水頻度は減少しているものの、池周辺の農地では盛土や造成等により裸地化している場所が多く、土砂が流出しやすい状況となっている。降雨等により池に土砂が流入する機会も多いものと考えられ、今後の影響が懸念される。 ③ 流路の湧水の減少（地下水位の低下） 中池及び下池において水収支の調査を行ったところ、中池及び下池では現状でも湧水が出ていることが確認された。表1-7に示すように、冬期には、湧水が中池への供給水のうちの約2割から3割を、下池への供給水のうちの約8割から9割を、占めているものといえるものと考えられる。 中池及び下池では、河床高に対して 2m 以上高い位置で地下水が確認されている(本文21ページ参照)。しかし、上池周辺では、上池の河床高と比較的近い高さに地下水位があるために、湧水が上池に供給されないものと考えられる。 現在の上池では乾燥化が著しく、その開放水面は小さいものの、ヒアリング結果から、かつては上池でも湧水によって水域が維持されていたものと考えられる。 表 1-7 中池及び下池における水収支 <table><tr><th></th><th>流入水量 (A)</th><th>流出水量 (B)</th><th>湧水量 (A)-(B)</th><th>湧水が流出水量に 占める割合</th></tr><tr><td></td><td colspan="3">m³/日</td><td>%</td></tr><tr><td>中池</td><td>2592</td><td>3456</td><td>864</td><td>25</td></tr><tr><td>下池</td><td>86</td><td>691</td><td>605</td><td>88</td></tr></table>		流入水量 (A)	流出水量 (B)	湧水量 (A)-(B)	湧水が流出水量に 占める割合		m ³ /日			%	中池	2592	3456	864	25	下池	86	691	605	88	 図 1-31 50 k m地点の最深河床高の変遷 ②池への土砂等の流入 ボーリング結果から、旧流路の各池には平均で上池 0.73m、中池 0.57m、下池 1.59mの堆積物が、本川との分離後の約 70 年間に堆積したものと考えられる（本文 12 ページ参照）。これらの土砂は、降雨や冠水等の水流により、池の周辺から池の中に流入したものと及び洪水時上流より運ばれた土砂の堆積によるものと考えられる。近年、冠水頻度は減少しているものの、池周辺の農地では盛土や造成等により裸地化している場所が多く、土砂が流出しやすい状況となっている。降雨等により池に土砂が流入する機会も多いものと考えられ、今後の影響が懸念される。 ③旧流路の湧水の減少（地下水位の低下） 中池および下池において水収支の調査を行ったところ、中池および下池では現状でも湧水が出ていることが確認された。表 1-8 に示すように、冬期には、湧水が中池への供給水のうちの約 2 割から 3 割を、下池への供給水のうちの約 8 割から 9 割を、占めているものといえるものと考えられる。 中池および下池では、河床高に対して 2m以上高い位置で地下水が確認されている（本文 14 ページ参照）。しかし、上池周辺では、上池の河床高と比較的近い高さに地下水位があるために、湧水が上池に供給されないものと考えられる。 現在の上池では乾燥化が著しく、その開放水面は小さいものの、ヒアリング結果から、かつては上池でも湧水によって水域が維持されていたものと考えられる。 表 1-8 中池および下池における水収支 <table><tr><th></th><th>流入水量 (A)</th><th>流出水量 (B)</th><th>湧水量 (A)-(B)</th><th>湧水が流出水量に 占める割合</th></tr><tr><td></td><td colspan="3">m³/日</td><td>%</td></tr><tr><td>中池</td><td>2592</td><td>3456</td><td>864</td><td>25</td></tr><tr><td>下池</td><td>86</td><td>691</td><td>605</td><td>88</td></tr></table>		流入水量 (A)	流出水量 (B)	湧水量 (A)-(B)	湧水が流出水量に 占める割合		m ³ /日			%	中池	2592	3456	864	25	下池	86	691	605	88	P27（改訂版 P36） 図番号繰り上げ 見出しをカタカナに統一 ページ修正 見出しをカタカナに統一 表番号繰り上げ ページ修正 表番号繰り上げ
	流入水量 (A)	流出水量 (B)	湧水量 (A)-(B)	湧水が流出水量に 占める割合																																						
	m ³ /日			%																																						
中池	2592	3456	864	25																																						
下池	86	691	605	88																																						
	流入水量 (A)	流出水量 (B)	湧水量 (A)-(B)	湧水が流出水量に 占める割合																																						
	m ³ /日			%																																						
中池	2592	3456	864	25																																						
下池	86	691	605	88																																						

「荒川太郎右衛門地区自然再生事業 自然再生全体構想」 新旧対照表(案)

新	旧 (H18.5)	備考欄
イ. ハンノキ林の高木・壮齢樹化 下池の周辺を代表するハンノキ林は、放棄水田にハンノキが生育したものであるが、現状では攪乱・更新が減少し、ミドリシジミが食草とする若齢樹が少なくなっている。 下池右岸側に広がるハンノキ林は、昭和 49 年(1974 年)頃からの減反政策などにより耕作が放棄された田畑に発達したものと考えられる。 本来河川に発達するハンノキ林は、洪水毎に浸食や倒伏により攪乱・更新され、更新された場所に新たに萌芽や種子から若齢樹が生育する。そのため、河川のハンノキ林は様々な世代の樹林が混在することから、林床の光条件は多様となり、それら条件にあった多様な下草や、それらに応じた様々な生物が生息することにより、多様な樹林環境を形成する。 しかし、現状のハンノキ林は攪乱・更新が減少しているため、高木・壮齢樹化が進んでおり、樹林環境としては単調化(極相化)してきている。 当該地区では、治水整備の進展等から今後自然の状態での攪乱・更新は望めないと考えられるため、若齢樹が生育し、ミドリシジミが生息するような多様な樹林環境を維持していくためには、人為的な管理等が必要であると考えられる。 図 1-29 河川敷におけるハンノキ林の世代交代モデル	イ. ハンノキ林の高木・壮齢樹化 下池の周辺を代表するハンノキ林は、放棄水田にハンノキが生育したものであるが、現状では攪乱・更新が減少し、ミドリシジミが食草とする若齢樹が少なくなっている。 下池右岸側に広がるハンノキ林は、昭和 49 年（1974 年）頃からの減反政策などにより耕作が放棄された田畑に発達したものと考えられる。 本来河川に発達するハンノキ林は、洪水毎に浸食や倒伏により攪乱・更新され、更新された場所に新たに萌芽や種子から若齢樹が生育する。そのため、河川のハンノキ林は様々な世代の樹林が混在することから、林床の光条件は多様となり、それら条件にあった多様な下草や、それらに応じた様々な生物が生息することにより、多様な樹林環境を形成する。 しかし、現状のハンノキ林は攪乱・更新が減少しているため、高木・壮齢樹化が進んでおり、樹林環境としては単調化（極相化）してきている。 当該地区では、治水整備の進展等から今後自然の状態での攪乱・更新は望めないと考えられるため、若齢樹が生育し、ミドリシジミが生息するような多様な樹林環境を維持していくためには、人為的な管理等が必要であると考えられる。 図 1-32 河川敷におけるハンノキ林の世代交代モデル	P28（改訂版 P37） 図番号繰り上げ

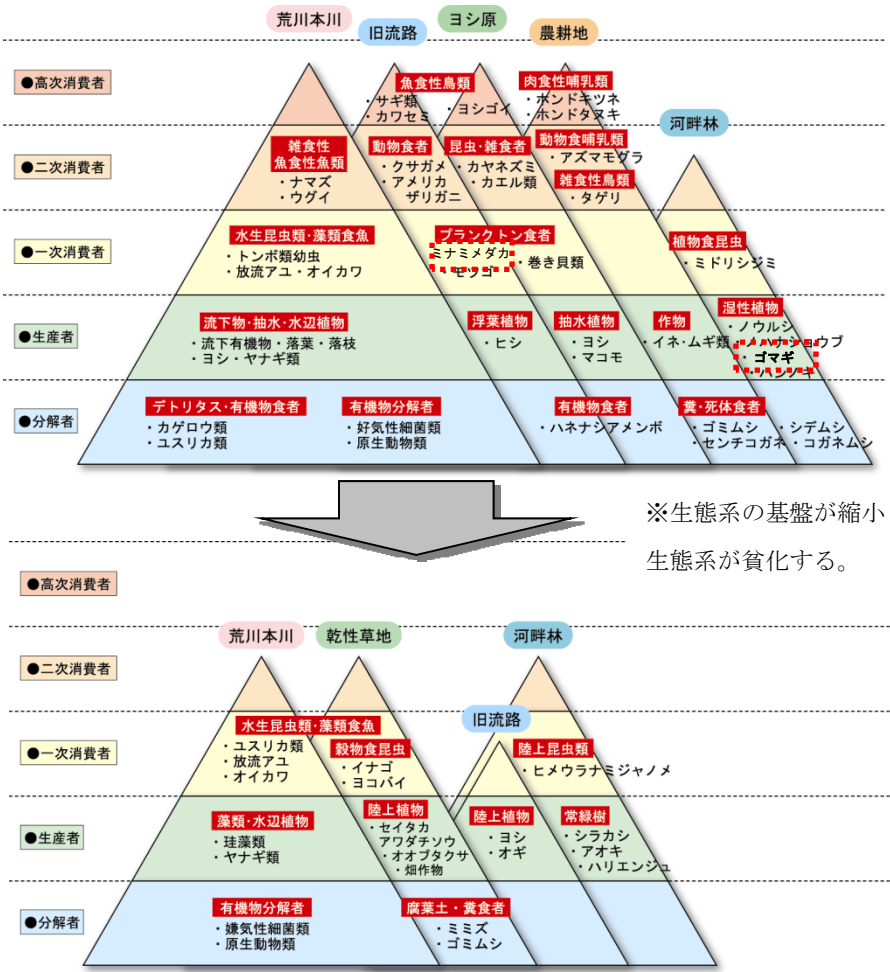
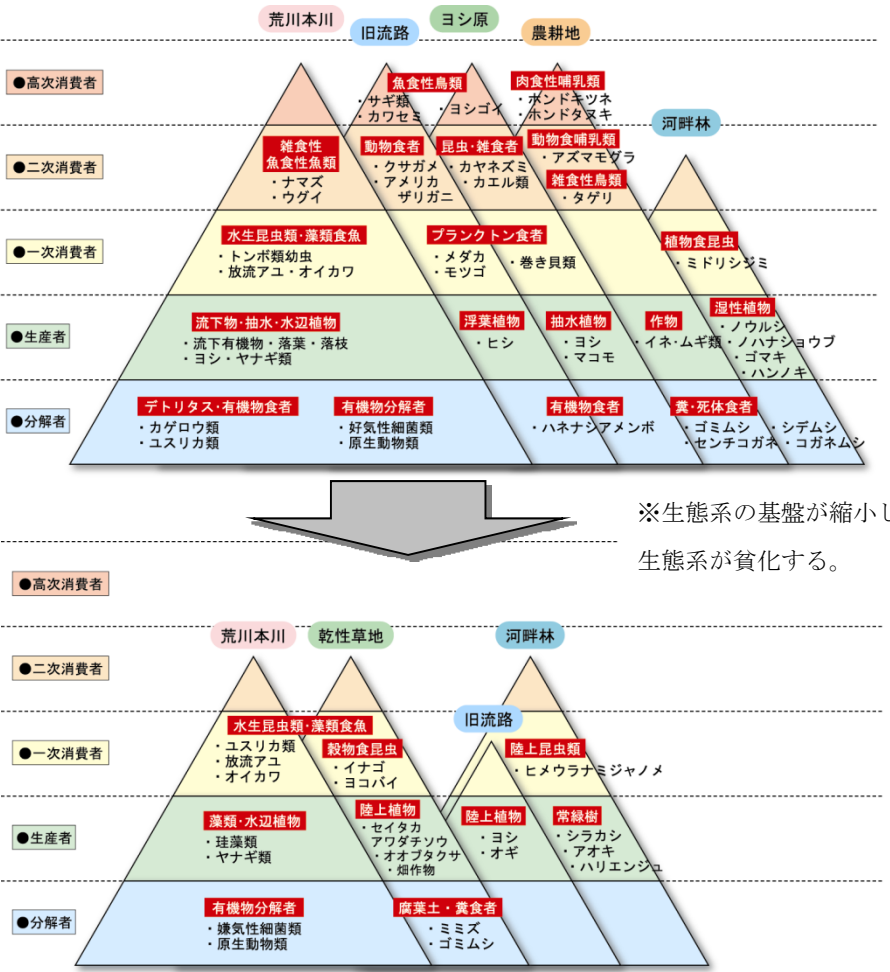
「荒川太郎右衛門地区自然再生事業 自然再生全体構想」 新旧対照表(案)

新	旧（H18.5）	備考欄
（２）その他の課題 自然環境以外の課題としては、以下の項目が協議会において提起されている。 ・ 農地の盛土 周辺の水田や田畑について冠水被害軽減のため盛土が行われており、水田の畑作化による周辺も含めた湿地環境の減少や遊水地としての機能の低下が懸念される。 ・ ゴミ問題 放棄水田や道路端へのゴミの投棄が問題となっている。投棄されるゴミは、一般家庭ゴミのみならず、家具やテレビといった粗大ゴミも多く捨てられている。 ・ 騒音 サーキット場や空港などの騒音についても、生物への影響や、今後環境学習や自然とのふれあいの場として利用していく上での環境の質の悪化等が懸念されている。 ・ 池の水質汚染 周辺農地での農薬等の使用による、池の生態系に対する影響や、過去に埋められている可能性がある産業廃棄物などによる水質汚染が懸念される。	（２）その他の課題 自然環境以外の課題としては、以下の項目が協議会において提起されている。 ・ 農地の盛土 周辺の水田や田畑について冠水被害軽減のため盛土が行われており、水田の畑作化による周辺も含めた湿地環境の減少や遊水地としての機能の低下が懸念される。 ・ ゴミ問題 放棄水田や道路端へのゴミの投棄が問題となっている。投棄されるゴミは、一般家庭ゴミのみならず、家具やテレビといった粗大ゴミも多く捨てられている。 ・ 騒音 サーキット場や空港などの騒音についても、生物への影響や、今後環境学習や自然とのふれあいの場として利用していく上での環境の質の悪化等が懸念されている。 ・ 池の水質汚染 周辺農地での農薬等の使用による、池の生態系に対する影響や、過去に埋められている可能性がある産業廃棄物などによる水質汚染が懸念される。	P29（改訂版 P38） 箇条書きの先頭を字下げ

「荒川太郎右衛門地区自然再生事業 自然再生全体構想」 新旧対照表(案)

新	旧 (H18.5)	備考欄
第2章 太郎右衛門自然再生地の自然再生目標と自然再生事業の概要 第1節 自然再生目標 太郎右衛門自然再生地では次のような目標を設定し、自然再生の実現に取り組んでいくものである。 <湿地環境の保全・再生> I. 太郎右衛門自然再生地固有の多様な生き物とそれらが生育・生息できる自然環境を保全・再生する。特に、多様性、自然性が高い湿地環境については全体のバランスを考慮し拡大を図る。 <過去に確認された生物やコウノトリが住める環境の再生> II. 過去に確認された当該区域の固有かつ多様な生き物や、関東全域における生態系ネットワークの指標種（コウノトリ）が住めるような環境の再生を目指すものとする。 <蛇行河川の復元> III. 荒川本川と連続させた流水路として蛇行河川を復元することにより、多様な水域・水際環境を形成する。 <荒川エコロジカル・ネットワークの形成> IV. 周辺地域とのエコロジカル・ネットワークの核となるよう、自然環境の質的向上を目指す。 <治水面からもプラス> V. 将来にわたり治水の面からもプラスとなるような自然再生事業とする。	第2章 荒川太郎右衛門地区の自然再生目標と自然再生事業の概要 第1節 自然再生目標 太郎右衛門自然再生地では次のような目標を設定し、自然再生の実現に取り組んでいくものである。 <湿地環境の保全・再生> I. 太郎右衛門自然再生地固有の多様な生き物とそれらが生育・生息できる自然環境を保全・再生する。特に、多様性、自然性が高い湿地環境については全体のバランスを考慮し拡大を図る。 <過去に確認された生物が住める環境の再生> II. 過去に確認された当該区域の固有かつ多様な生き物が住めるような環境の再生を目指すものとする。 <蛇行河川の復元> III. 荒川本川と連続させた流水路として蛇行河川を復元することにより、多様な水域・水際環境を形成する。 <荒川エコロジカル・ネットワークの形成> IV. 周辺地域とのエコロジカル・ネットワークの核となるよう、自然環境の質的向上を目指す。 <治水面からもプラス> V. 将来にわたり治水の面からもプラスとなるような自然再生事業とする。	P30（改訂版 P39） 正確な名称に修正 コウノトリを追加

「荒川太郎右衛門地区自然再生事業 自然再生全体構想」 新旧対照表(案)

新	旧 (H18.5)	備考欄
＜湿地環境の保全・再生＞ I. 太郎右衛門自然再生地固有の多様な生き物とそれらが生育・生息できる自然環境を保全・再生する。特に、多様性、自然性が高い湿地環境については全体のバランスを考慮し拡大を図る。	＜湿地環境の保全・再生＞ I. 太郎右衛門自然再生地固有の多様な生き物とそれらが生育・生息できる自然環境を保全・再生する。特に、多様性、自然性が高い湿地環境については全体のバランスを考慮し拡大を図る。	P31（改訂版 P40） フォント・書式統一
現状及び課題について	現状及び課題について	
・ 太郎右衛門自然再生地には、旧流路の池を中心に水辺のヨシ原から、中池のムクノキーエノキ林や下池のハンノキ林といった河畔林が連続し、まとまった自然が残っている。 ・ 現状の太郎右衛門自然再生地周辺の樹林地や自然草地は民有地であり、伐採や土地の改変、ゴミの不法投棄などによる影響が懸念される。 ・ また、放棄水田に発達した下池のハンノキ林は、本来河川における洪水による攪乱・更新がないため、将来的に壮齢樹化が進み、ミドリシジミの食草となる若齢樹が少なくなることにより樹林が単純化することが懸念される。 ・ 乾燥化により開放水面や湿地の面積が減少しているため、それらの維持及び拡大を図る必要がある。	・ 太郎右衛門自然再生地には、旧流路の池を中心に水辺のヨシ原から、中池のムクノキーエノキ林や下池のハンノキ林といった河畔林が連続し、まとまった自然が残っている。 ・ 現状の太郎右衛門自然再生地周辺の樹林地や自然草地は民有地であり、伐採や土地の改変、ゴミの不法投棄などによる影響が懸念される。 ・ また放棄水田に発達した下池のハンノキ林は、本来河川における洪水による攪乱・更新がないため、将来的に壮齢樹化が進み、ミドリシジミの食草となる若齢樹が少なくなることにより樹林が単純化することが懸念される。 ・ 乾燥化により開放水面や湿地の面積が減少しているため、それらの維持及び拡大を図る必要がある。	箇条書きの先頭を字下げ
		メダカの和名変更 「ゴマキ」をゴマギに修正
図 2-1 現状及び事業を行わない場合に予測される生態系のイメージ	図 2-1 現状及び事業を行わない場合に予測される生態系のイメージ	

「荒川太郎右衛門地区自然再生事業 自然再生全体構想」 新旧対照表(案)

新	旧（H18.5）	備考欄																											
目標について - 太郎右衛門自然再生地で近年確認されている希少種が生息可能な自然環境を保全していくことを目指すものである。 - 現状の良好な止水及び湿地環境を保全し、周辺にも拡大していく。 - 水面だけでなく、キツネやタヌキ等の移動距離が長い動物が生息できる旧流路周辺のまとまった樹林地や草地を保全し、湿地等を中心としたバランスの良い多様な自然環境の形成を目指すものである。  図 2-2 太郎右衛門自然再生地斜め空中写真(平成 14 年度(2002 年)) 表 2-1 平成 8～平成 17 年度(1996～2005 年度)までに確認されている希少種と保全すべき環境 <table><tr><th>池</th><th>平成 8～平成 17 年度(1996～2005 年度)までに確認されている希少種</th><th>代表的な希少種と保全すべき環境</th></tr><tr><td>上池</td><td>56 種</td><td>ヌカエビなど水生生物が生息できる開放水面 エキサイゼリが生育する湿性地</td></tr><tr><td>中池</td><td>91 種</td><td>モノアラガイやヘイケボタルが生息できる清澄な開放水面 キツネやサシバが生息できるまとまった樹林地</td></tr><tr><td>下池</td><td>89 種</td><td>ハネナシアメンボなどが生息し、ヒシが繁茂する開放水面 ミドリシジミが生息するハンノキの若齢樹が生育する河畔林</td></tr><tr><td>全体</td><td>132 種</td><td>－</td></tr></table>	池	平成 8～平成 17 年度(1996～2005 年度)までに確認されている希少種	代表的な希少種と保全すべき環境	上池	56 種	ヌカエビなど水生生物が生息できる開放水面 エキサイゼリが生育する湿性地	中池	91 種	モノアラガイやヘイケボタルが生息できる清澄な開放水面 キツネやサシバが生息できるまとまった樹林地	下池	89 種	ハネナシアメンボなどが生息し、ヒシが繁茂する開放水面 ミドリシジミが生息するハンノキの若齢樹が生育する河畔林	全体	132 種	－	目標について - 太郎右衛門自然再生地で近年確認されている希少種が生息可能な自然環境を保全していくことを目指すものである。 - 現状の良好な止水及び湿地環境を保全し、周辺にも拡大していく。 - 水面だけでなく、キツネやタヌキ等の移動距離が長い動物が生息できる旧流路周辺のまとまった樹林地や草地を保全し、湿地等を中心としたバランスの良い多様な自然環境の形成を目指すものである。  図 2-2 太郎右衛門自然再生地斜め空中写真（平成 14 年度） キツネなどが生息する旧流路を中心とする大きなエリアの自然環境を保全する。 表 2-1 近年確認されている希少種と保全すべき環境 <table><tr><th>池/項目</th><th>近年確認されている希少種</th><th>動植物の生息・生育環境</th></tr><tr><td>上池</td><td>28 種</td><td>ヌカエビなど水生生物が生息できる開放水面の維持とエキサイゼリが生育する湿性地の保全。</td></tr><tr><td>中池</td><td>62 種</td><td>モノアラガイやヘイケボタルが生息できる清澄な開放水面の維持とキツネやサシバが生息できる、まとまった樹林地を保全する。</td></tr><tr><td>下池</td><td>59 種</td><td>ハネナシアメンボなどが生息し、ヒシが繁茂する開放水面の維持とミドリシジミが生息するハンノキの若齢樹が生育する河畔林の保全・管理。</td></tr></table> 各池で確認されている希少動植物は重複するものがあり、全体では P16 に示す 97 種が確認されている。(平成 18 年 3 月時点)	池/項目	近年確認されている希少種	動植物の生息・生育環境	上池	28 種	ヌカエビなど水生生物が生息できる開放水面の維持とエキサイゼリが生育する湿性地の保全。	中池	62 種	モノアラガイやヘイケボタルが生息できる清澄な開放水面の維持とキツネやサシバが生息できる、まとまった樹林地を保全する。	下池	59 種	ハネナシアメンボなどが生息し、ヒシが繁茂する開放水面の維持とミドリシジミが生息するハンノキの若齢樹が生育する河畔林の保全・管理。	P32（改訂版 P41） 箇条書きの先頭を字下げ 編集ミスのため削除（該当内容は上に含まれる） 「近年」を「平成 8～平成 17 年度(1996～2005 年度)までに」に修正（2 箇所） 表記を見やすく修正 種数修正
池	平成 8～平成 17 年度(1996～2005 年度)までに確認されている希少種	代表的な希少種と保全すべき環境																											
上池	56 種	ヌカエビなど水生生物が生息できる開放水面 エキサイゼリが生育する湿性地																											
中池	91 種	モノアラガイやヘイケボタルが生息できる清澄な開放水面 キツネやサシバが生息できるまとまった樹林地																											
下池	89 種	ハネナシアメンボなどが生息し、ヒシが繁茂する開放水面 ミドリシジミが生息するハンノキの若齢樹が生育する河畔林																											
全体	132 種	－																											
池/項目	近年確認されている希少種	動植物の生息・生育環境																											
上池	28 種	ヌカエビなど水生生物が生息できる開放水面の維持とエキサイゼリが生育する湿性地の保全。																											
中池	62 種	モノアラガイやヘイケボタルが生息できる清澄な開放水面の維持とキツネやサシバが生息できる、まとまった樹林地を保全する。																											
下池	59 種	ハネナシアメンボなどが生息し、ヒシが繁茂する開放水面の維持とミドリシジミが生息するハンノキの若齢樹が生育する河畔林の保全・管理。																											

「荒川太郎右衛門地区自然再生事業 自然再生全体構想」 新旧対照表(案)

新	旧（H18.5）	備考欄
＜過去に確認された生物やコウノトリが住める環境の再生＞ Ⅱ. 過去に確認された当該区域の固有かつ多様な生き物や、関東全域における生態系ネットワークの指標種（コウノトリ）が住めるような環境の再生を目指すものとする。 現状及び課題について - 太郎右衛門自然再生地では、現状よりも豊かな湿地環境があったとされている。特に現在乾燥化著しい上池でもかつては湧水によって開放水面が維持されていたとされる。 - 過去に確認され近年確認記録のないタマシギ、クイナ、サクラソウなどが普通に見られるような湿地環境の再生が望まれる。 - 荒川流域や利根川・江戸川流域で、関東地域における生態系ネットワークの形成を図るため、コウノトリを指標種とした自然再生が広域的に取り組まれており、太郎右衛門自然再生地でも同様の取り組みが望まれる。  タマシギ  クイナ  サクラソウ ※クイナ写真はリバーフロント整備センター「川の生物図典」より 図 2-3 過去に確認され、近年記録がない代表的な生物	＜過去に確認された生物が住める環境の再生＞ Ⅱ. 過去に確認された当該区域の固有かつ多様な生き物が住めるような環境の再生を目指すものとする。 現状及び課題について - 太郎右衛門自然再生地では、現状よりも豊かな湿地環境があったとされている。特に現在乾燥化著しい上池でもかつては湧水によって開放水面が維持されていたとされる。 - 過去に確認され近年確認記録のないタマシギ、クイナ、サクラソウなどが普通に見られる様な湿地環境の再生が望まれる。  タマシギ  クイナ  サクラソウ 出典：クイナ写真 リバーフロント整備センター「川の生物図典」 図 2-3 過去に確認され、近年記録がない代表的な生物 図 2-4 再生によって期待する生態系のイメージ	P33（改訂版 P42） コウノトリを追加 フォント・書式統一 箇条書きの先頭を字下げ 課題を追加 出典の記載方法を統一 第 4 8 協議会意見を踏まえ図を拡大 (次頁へ移動) 【以下を修正】 - 漏れの追加（P16（改訂版 P24）と整合）：オオキトンボを赤字かっこ書きで追加 - 赤字から緑字への変更（P16（改訂版 P23、25）と整合）：ホザキノフサモとクイナ、ドブガイ - 種名の間違い変更（P16（改訂版 P24）と整合）：ギンブナ ⇒ キンブナ - 種名表記の変更 メダカ ⇒ ミナミメダカ ナガボノシロワレモコウ ⇒ ナガボノワレモコウ ドブガイはタガイ・ヌマガイにわかれたことを注記

「荒川太郎右衛門地区自然再生事業 自然再生全体構想」 新旧対照表(案)

新	旧 (H18.5)	備考欄
●高次消費者 ●二次消費者 ●一次消費者 ●生産者 現状の生態系 整備後に期待される豊かな生態系 記載種：確認された希少種のうち、代表種のみ 湿地環境の整備 ※ハンノキ、オギ、ヨシ、は希少種ではなく、ハンノキはミドリシジミの、またオギ、ヨシはホンドカヤヤスズミ等の希少種の生存基盤とすることで図中に記載しています。 一：整備によって確認が期待できる種 ※（ ）再生に時間がかかる種 一：整備によって個体数増加が期待できる種 ※「ドングイ」は現在オガイ・スマギに分類されています。		(改訂版 P43) 第48協議会意見を踏まえ図を拡大 (前頁から移動)

「荒川太郎右衛門地区自然再生事業 自然再生全体構想」 新旧対照表(案)

新										旧（H18.5）										備考欄																																																																																																																																																																																																																																																																																															
目標について										目標について										P34（改訂版 P44）																																																																																																																																																																																																																																																																																															
・ 太郎右衛門自然再生地で昭和 15～45 年(1940～1970 年)頃に確認され、平成 17 年度(2005 年度)までに確認されていない希少種再生を目指すものである。ただし、平成 17 年度(2005 年度)までに確認されている希少種が生息可能な自然環境を保全する事を前提とする。 ・ 開放水面等湿地を再生することにより、「当該地区」でかつて確認されていた湿地に生息する種が生育・生息できる場を再生することを目指すものである。 ・ 荒川水系河川整備計画では、流域住民や関係機関と連携し、コウノトリ等を指標としたエコロジカル・ネットワーク形成のための整備を推進し、また地域の活性化を推進するとされているため、これに整合する取り組みを進める。										・ 太郎右衛門自然再生地で昭和 15 年～45 年(1940～1970 年)頃に確認され、近年確認されていない希少種再生を目指すものである。ただし、近年確認されている希少種が生息可能な自然環境を保全する事を前提とする。 ・ 開放水面等湿地を再生することにより、「当該地区」でかつて確認されていた湿地に生息する種が生育・生息できる場を再生することを目指すものである。										「近年」を「平成 17 年度(2005 年度)までに」に修正（2 箇所） 箇条書きの先頭を字下げ																																																																																																																																																																																																																																																																																															
表 2-2 過去に確認され、平成 17 年度(2005 年度)までに確認されていない希少種の減少理由等										表 2-2 過去に確認され、近年確認されていない希少種の減少理由等										「近年」を「平成 17 年度までに」に修正																																																																																																																																																																																																																																																																																															
<table><tr><th rowspan="2">No</th><th rowspan="2">種</th><th rowspan="2">生息・生育環境</th><th rowspan="2">確認時期</th><th colspan="3">水質悪化</th><th colspan="4">開発行為</th><th rowspan="2">備考</th></tr><tr><th>農業汚染</th><th>富栄養化</th><th>湧水枯渇</th><th>湿地の開拓・造成</th><th>草地の開拓・造成</th><th>耕地の整理・嵩上げ</th><th>道路・側溝の整備</th><th>樹林地の造成</th></tr><tr><td>1</td><td>ニホンアナグマ</td><td>森林や灌木林に生息し、巣穴は斜面や大岩、木の根本を利用して掘る。</td><td>50 年前にはいた。</td><td>●</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td>●</td><td>県 RDB では、森林の減少、農業による餌となる土壌生物の減少、野良イヌの増加が減少要因とされ、当該地周辺では絶滅したとされる。</td></tr><tr><td>2</td><td>タマシギ</td><td>広い水田地帯で繁殖・越冬する。</td><td>30 年前までは見られた。</td><td></td><td></td><td></td><td>●</td><td>●</td><td>●</td><td></td><td></td><td>県 RDB では、生息環境である耕地整理による水田など湿地の減少が主な減少要因とされている。</td></tr><tr><td>3</td><td>ニホンアカガエル</td><td>周辺に樹林地、草地のある池沼や水田に生息。</td><td>30 年前には普通に見られた。</td><td>●</td><td>●</td><td></td><td>●</td><td>●</td><td>●</td><td>●</td><td>●</td><td>県 RDB では、主な脅威として水域・湿性林の減少が挙げられ、水位の安定した浅い水域のある水辺が生息には必要である。</td></tr><tr><td>4</td><td>ヤリタナゴ</td><td>小川や農業用水路に生息し、二枚貝に産卵する。</td><td>30 年前には普通に見られた。</td><td>●</td><td>●</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td>県 RDB では、中小河川・用水路の改修・護岸整備等により二枚貝が減少したことが主な減少要因とされている。</td></tr><tr><td>5</td><td>ホトケドジョウ</td><td>湧き水由来の細流に生息。</td><td>30 年前には普通に見られた。</td><td>●</td><td>●</td><td>●</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td>県 RDB では、湧水枯渇、小河川の浅瀬を生息場とするため、河川工事による掘り下げ、護岸整備が減少の要因とされている。</td></tr><tr><td>6</td><td>ギバチ</td><td>岩陰や水際植生に潜む。</td><td>30 年前には普通に見られた。</td><td>●</td><td>●</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td>県 RDB では、本川中流域の河川改修が主な減少要因とされている。本川での減少が当該地区の絶滅要因と考えられる。</td></tr><tr><td>7</td><td>オオキトンボ</td><td>ヨシなどが繁茂する池沼に生息する。</td><td>30 年前までは見られた。</td><td>●</td><td>●</td><td></td><td>●</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td>県 RDB では、水生植物群落の衰退や水質悪化、外来魚による捕食圧等が減少要因として挙げられている。</td></tr><tr><td>8</td><td>ドブガイ</td><td>ヘドロの堆積していないプラクトンの豊富な止水域に生息する。</td><td>30 年前には普通に見られた。</td><td>●</td><td>●</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td>県 RDB では、主な脅威として水質悪化が挙げられている。ヘドロが堆積する環境では生息は不可能である。</td></tr><tr><td>9</td><td>ゲンゴロウ</td><td>池沼やため池に生息する。</td><td>30 年前には普通に見られた。</td><td>●</td><td></td><td></td><td>●</td><td></td><td></td><td></td><td>●</td><td>県 RDB では、農業汚染、埋立てによる生息環境悪化、採集行為が減少要因とされている。当該地周辺では絶滅したとされる。</td></tr><tr><td>10</td><td>サクラソウ</td><td>川岸の低湿原野に生息する。</td><td>30 年前に生き残り地区として知られていた。</td><td></td><td></td><td></td><td>●</td><td></td><td></td><td></td><td>●</td><td>県 RDB では、湿地の農地化等による減少、園芸採集が減少要因とされている。</td></tr></table>										No	種	生息・生育環境	確認時期	水質悪化			開発行為				備考	農業汚染	富栄養化	湧水枯渇	湿地の開拓・造成	草地の開拓・造成	耕地の整理・嵩上げ	道路・側溝の整備	樹林地の造成	1	ニホンアナグマ	森林や灌木林に生息し、巣穴は斜面や大岩、木の根本を利用して掘る。	50 年前にはいた。	●							●	県 RDB では、森林の減少、農業による餌となる土壌生物の減少、野良イヌの増加が減少要因とされ、当該地周辺では絶滅したとされる。	2	タマシギ	広い水田地帯で繁殖・越冬する。	30 年前までは見られた。				●	●	●			県 RDB では、生息環境である耕地整理による水田など湿地の減少が主な減少要因とされている。	3	ニホンアカガエル	周辺に樹林地、草地のある池沼や水田に生息。	30 年前には普通に見られた。	●	●		●	●	●	●	●	県 RDB では、主な脅威として水域・湿性林の減少が挙げられ、水位の安定した浅い水域のある水辺が生息には必要である。	4	ヤリタナゴ	小川や農業用水路に生息し、二枚貝に産卵する。	30 年前には普通に見られた。	●	●							県 RDB では、中小河川・用水路の改修・護岸整備等により二枚貝が減少したことが主な減少要因とされている。	5	ホトケドジョウ	湧き水由来の細流に生息。	30 年前には普通に見られた。	●	●	●						県 RDB では、湧水枯渇、小河川の浅瀬を生息場とするため、河川工事による掘り下げ、護岸整備が減少の要因とされている。	6	ギバチ	岩陰や水際植生に潜む。	30 年前には普通に見られた。	●	●							県 RDB では、本川中流域の河川改修が主な減少要因とされている。本川での減少が当該地区の絶滅要因と考えられる。	7	オオキトンボ	ヨシなどが繁茂する池沼に生息する。	30 年前までは見られた。	●	●		●					県 RDB では、水生植物群落の衰退や水質悪化、外来魚による捕食圧等が減少要因として挙げられている。	8	ドブガイ	ヘドロの堆積していないプラクトンの豊富な止水域に生息する。	30 年前には普通に見られた。	●	●							県 RDB では、主な脅威として水質悪化が挙げられている。ヘドロが堆積する環境では生息は不可能である。	9	ゲンゴロウ	池沼やため池に生息する。	30 年前には普通に見られた。	●			●				●	県 RDB では、農業汚染、埋立てによる生息環境悪化、採集行為が減少要因とされている。当該地周辺では絶滅したとされる。	10	サクラソウ	川岸の低湿原野に生息する。	30 年前に生き残り地区として知られていた。				●				●	県 RDB では、湿地の農地化等による減少、園芸採集が減少要因とされている。	<table><tr><th rowspan="2">NO.</th><th rowspan="2">生息・生育環境</th><th rowspan="2">確認時期</th><th colspan="3">水質悪化</th><th colspan="4">開発行為</th><th rowspan="2">採集行為</th><th rowspan="2">備考</th></tr><tr><th>農業汚染</th><th>富栄養化</th><th>湧水枯渇</th><th>湿地の開拓・造成</th><th>草地の開拓・造成</th><th>耕地の整理・嵩上げ</th><th>道路・側溝の整備</th><th>樹林地の造成</th></tr><tr><td>1</td><td>ニホンアナグマ</td><td>森林や灌木林に生息し、巣穴は斜面や大岩、木の根元を利用して掘る。</td><td>50年前にはいた。</td><td>●</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td>●</td><td>県RDBでは、森林の減少、農業による餌となる土壌生物の減少、野良イヌの増加が減少要因とされ、当該地周辺では絶滅したとされる。</td></tr><tr><td>2</td><td>タマシギ</td><td>広い水田地帯で繁殖・越冬する。</td><td>30年前までは見られた。</td><td></td><td></td><td></td><td>●</td><td>●</td><td>●</td><td></td><td></td><td>県RDBでは、生息環境である耕地整理による水田等湿地の減少が主な減少要因とされている。</td></tr><tr><td>3</td><td>ニホンアカガエル</td><td>周辺に樹林地、草地のある池沼や水田に生息。</td><td>30年前には普通に見られた。</td><td>●</td><td>●</td><td></td><td>●</td><td>●</td><td>●</td><td>●</td><td>●</td><td>県RDBでは、主な脅威として水域・湿性林の減少が挙げられ、水位の安定した浅い水域のある水辺が生息には必要である。</td></tr><tr><td>4</td><td>ヤリタナゴ</td><td>小川や農業用水路に生息し、二枚貝に産卵する。</td><td>30年前には普通に見られた。</td><td>●</td><td>●</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td>県RDBでは、中小河川・用水路の改修・護岸整備等により二枚貝が減少したことが主な減少要因とされている。</td></tr><tr><td>5</td><td>ホトケドジョウ</td><td>湧き水由来の細流に生息。</td><td>30年前には普通に見られた。</td><td>●</td><td>●</td><td>●</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td>県RDBでは、湧水枯渇、小河川の浅瀬を生息場とするため、河川工事による掘り下げ、護岸整備が減少要因とされている。</td></tr><tr><td>6</td><td>ギバチ</td><td>岩陰や水際植生に潜む。</td><td>30年前には普通に見られた。</td><td>●</td><td>●</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td>県RDBでは、本川中流域の河川改修が主な減少要因とされている。本川での減少が当該地区の絶滅要因と考えられる。</td></tr><tr><td>7</td><td>ドブガイ</td><td>ヘドロの堆積していないプラクトンの豊富な止水域に生息する。</td><td>30年前には普通に見られた。</td><td>●</td><td>●</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td>県RDBでは、主な脅威として水質悪化が挙げられている。ヘドロが堆積する環境では生息は不可能である。</td></tr><tr><td>8</td><td>ゲンゴロウ</td><td>池沼やため池に生息する。</td><td>30年前には普通に見られた。</td><td>●</td><td></td><td></td><td>●</td><td></td><td></td><td></td><td>●</td><td>県RDBでは、農業汚染、埋立による生息環境悪化、採集行為が減少要因とされている。当該地周辺では絶滅したとされる。</td></tr><tr><td>9</td><td>サクラソウ</td><td>川岸の低湿原野に生育する。</td><td>30年前に生き残り地区として知られていた。</td><td></td><td></td><td></td><td>●</td><td></td><td></td><td></td><td>●</td><td>県RDBでは、湿地の農地化等による減少、園芸採集が減少要因とされている。</td></tr></table>										NO.	生息・生育環境	確認時期	水質悪化			開発行為				採集行為	備考	農業汚染	富栄養化	湧水枯渇	湿地の開拓・造成	草地の開拓・造成	耕地の整理・嵩上げ	道路・側溝の整備	樹林地の造成	1	ニホンアナグマ	森林や灌木林に生息し、巣穴は斜面や大岩、木の根元を利用して掘る。	50年前にはいた。	●							●	県RDBでは、森林の減少、農業による餌となる土壌生物の減少、野良イヌの増加が減少要因とされ、当該地周辺では絶滅したとされる。	2	タマシギ	広い水田地帯で繁殖・越冬する。	30年前までは見られた。				●	●	●			県RDBでは、生息環境である耕地整理による水田等湿地の減少が主な減少要因とされている。	3	ニホンアカガエル	周辺に樹林地、草地のある池沼や水田に生息。	30年前には普通に見られた。	●	●		●	●	●	●	●	県RDBでは、主な脅威として水域・湿性林の減少が挙げられ、水位の安定した浅い水域のある水辺が生息には必要である。	4	ヤリタナゴ	小川や農業用水路に生息し、二枚貝に産卵する。	30年前には普通に見られた。	●	●							県RDBでは、中小河川・用水路の改修・護岸整備等により二枚貝が減少したことが主な減少要因とされている。	5	ホトケドジョウ	湧き水由来の細流に生息。	30年前には普通に見られた。	●	●	●						県RDBでは、湧水枯渇、小河川の浅瀬を生息場とするため、河川工事による掘り下げ、護岸整備が減少要因とされている。	6	ギバチ	岩陰や水際植生に潜む。	30年前には普通に見られた。	●	●							県RDBでは、本川中流域の河川改修が主な減少要因とされている。本川での減少が当該地区の絶滅要因と考えられる。	7	ドブガイ	ヘドロの堆積していないプラクトンの豊富な止水域に生息する。	30年前には普通に見られた。	●	●							県RDBでは、主な脅威として水質悪化が挙げられている。ヘドロが堆積する環境では生息は不可能である。	8	ゲンゴロウ	池沼やため池に生息する。	30年前には普通に見られた。	●			●				●	県RDBでは、農業汚染、埋立による生息環境悪化、採集行為が減少要因とされている。当該地周辺では絶滅したとされる。	9	サクラソウ	川岸の低湿原野に生育する。	30年前に生き残り地区として知られていた。				●				●	県RDBでは、湿地の農地化等による減少、園芸採集が減少要因とされている。	オオキトンボの漏れを追加（P16（改訂版 P24）と整合）
No	種	生息・生育環境	確認時期	水質悪化			開発行為							備考																																																																																																																																																																																																																																																																																																					
				農業汚染	富栄養化	湧水枯渇	湿地の開拓・造成	草地の開拓・造成	耕地の整理・嵩上げ	道路・側溝の整備	樹林地の造成																																																																																																																																																																																																																																																																																																								
1	ニホンアナグマ	森林や灌木林に生息し、巣穴は斜面や大岩、木の根本を利用して掘る。	50 年前にはいた。	●							●	県 RDB では、森林の減少、農業による餌となる土壌生物の減少、野良イヌの増加が減少要因とされ、当該地周辺では絶滅したとされる。																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
2	タマシギ	広い水田地帯で繁殖・越冬する。	30 年前までは見られた。				●	●	●			県 RDB では、生息環境である耕地整理による水田など湿地の減少が主な減少要因とされている。																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
3	ニホンアカガエル	周辺に樹林地、草地のある池沼や水田に生息。	30 年前には普通に見られた。	●	●		●	●	●	●	●	県 RDB では、主な脅威として水域・湿性林の減少が挙げられ、水位の安定した浅い水域のある水辺が生息には必要である。																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
4	ヤリタナゴ	小川や農業用水路に生息し、二枚貝に産卵する。	30 年前には普通に見られた。	●	●							県 RDB では、中小河川・用水路の改修・護岸整備等により二枚貝が減少したことが主な減少要因とされている。																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
5	ホトケドジョウ	湧き水由来の細流に生息。	30 年前には普通に見られた。	●	●	●						県 RDB では、湧水枯渇、小河川の浅瀬を生息場とするため、河川工事による掘り下げ、護岸整備が減少の要因とされている。																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
6	ギバチ	岩陰や水際植生に潜む。	30 年前には普通に見られた。	●	●							県 RDB では、本川中流域の河川改修が主な減少要因とされている。本川での減少が当該地区の絶滅要因と考えられる。																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
7	オオキトンボ	ヨシなどが繁茂する池沼に生息する。	30 年前までは見られた。	●	●		●					県 RDB では、水生植物群落の衰退や水質悪化、外来魚による捕食圧等が減少要因として挙げられている。																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
8	ドブガイ	ヘドロの堆積していないプラクトンの豊富な止水域に生息する。	30 年前には普通に見られた。	●	●							県 RDB では、主な脅威として水質悪化が挙げられている。ヘドロが堆積する環境では生息は不可能である。																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
9	ゲンゴロウ	池沼やため池に生息する。	30 年前には普通に見られた。	●			●				●	県 RDB では、農業汚染、埋立てによる生息環境悪化、採集行為が減少要因とされている。当該地周辺では絶滅したとされる。																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
10	サクラソウ	川岸の低湿原野に生息する。	30 年前に生き残り地区として知られていた。				●				●	県 RDB では、湿地の農地化等による減少、園芸採集が減少要因とされている。																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
NO.	生息・生育環境	確認時期	水質悪化			開発行為				採集行為	備考																																																																																																																																																																																																																																																																																																								
			農業汚染	富栄養化	湧水枯渇	湿地の開拓・造成	草地の開拓・造成	耕地の整理・嵩上げ	道路・側溝の整備			樹林地の造成																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
1	ニホンアナグマ	森林や灌木林に生息し、巣穴は斜面や大岩、木の根元を利用して掘る。	50年前にはいた。	●							●	県RDBでは、森林の減少、農業による餌となる土壌生物の減少、野良イヌの増加が減少要因とされ、当該地周辺では絶滅したとされる。																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
2	タマシギ	広い水田地帯で繁殖・越冬する。	30年前までは見られた。				●	●	●			県RDBでは、生息環境である耕地整理による水田等湿地の減少が主な減少要因とされている。																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
3	ニホンアカガエル	周辺に樹林地、草地のある池沼や水田に生息。	30年前には普通に見られた。	●	●		●	●	●	●	●	県RDBでは、主な脅威として水域・湿性林の減少が挙げられ、水位の安定した浅い水域のある水辺が生息には必要である。																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
4	ヤリタナゴ	小川や農業用水路に生息し、二枚貝に産卵する。	30年前には普通に見られた。	●	●							県RDBでは、中小河川・用水路の改修・護岸整備等により二枚貝が減少したことが主な減少要因とされている。																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
5	ホトケドジョウ	湧き水由来の細流に生息。	30年前には普通に見られた。	●	●	●						県RDBでは、湧水枯渇、小河川の浅瀬を生息場とするため、河川工事による掘り下げ、護岸整備が減少要因とされている。																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
6	ギバチ	岩陰や水際植生に潜む。	30年前には普通に見られた。	●	●							県RDBでは、本川中流域の河川改修が主な減少要因とされている。本川での減少が当該地区の絶滅要因と考えられる。																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
7	ドブガイ	ヘドロの堆積していないプラクトンの豊富な止水域に生息する。	30年前には普通に見られた。	●	●							県RDBでは、主な脅威として水質悪化が挙げられている。ヘドロが堆積する環境では生息は不可能である。																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
8	ゲンゴロウ	池沼やため池に生息する。	30年前には普通に見られた。	●			●				●	県RDBでは、農業汚染、埋立による生息環境悪化、採集行為が減少要因とされている。当該地周辺では絶滅したとされる。																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
9	サクラソウ	川岸の低湿原野に生育する。	30年前に生き残り地区として知られていた。				●				●	県RDBでは、湿地の農地化等による減少、園芸採集が減少要因とされている。																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
・ 表 2-2 の希少種のうち、選出されなかった 5 種の理由は下記の通りである。 ○ニホンアナグマ、ゲンゴロウ：当該地周辺では絶滅し、近隣に種の供給源が見当たらないため、再生の可能性が無いと考えられる。 ○ホトケドジョウは湧水、ヤリタナゴは用水路や小川、ギバチは本川に主に生息する種であり、現状の止水を中心とした湿地環境の再生では、好適な生息環境とはならないと考えられる。										・ 表 2-2 の希少種のうち、選出されなかった 5 種の理由は下記の通りである。 ○ニホンアナグマ、ゲンゴロウ：当該地周辺では絶滅し、近隣に種の供給源が見当たらないため。 ○ホトケドジョウは湧水、ヤリタナゴは用水路や小川、ギバチは本川に主に生息する種であり、現状の止水を中心とした湿地環境の再生では、好適な生息環境とはならないと考えられる。										不要のため削除																																																																																																																																																																																																																																																																																															

「荒川太郎右衛門地区自然再生事業 自然再生全体構想」 新旧対照表(案)

新	旧 (H18.5)	備考欄
＜蛇行河川の復元＞ Ⅲ. 荒川本川と連続させた流水路として蛇行河川を復元することにより、多様な水域・水際環境を形成する。 現状及び課題について ・現在の太郎右衛門地区には、上池、中池及び下池が存在し、止水環境が形成されている。また、湿地、樹林地、草地など様々なハビタットが成立しているものの、冠水を受ける頻度が少なく、自然地全体に乾燥化が進行している。これにより、開放水面を有した止水環境と、樹林化が進行した陸域環境との両極化が進行し、陸域と水域をつなぐ湿地が減少している。 ・流域では都市化が進捗するなか、荒川の河川敷には過去の蛇行形状がそのまま残り、かつての荒川の自然や生きもの、風景が今に受け継がれている。このような状況は歴史的にも文化財的価値があるほか、かつての自然環境が今も残されていることは、地域にとっても貴重な財産といえる。 目標について ・現状の良好な自然環境を保全することはもちろん、荒川本川と連続させた流水路として蛇行河川とその機能を復元することにより、多様な生物が生息できる本来の河川環境を形成する。 ・蛇行河川の復元に当たっては、現況の希少種等の分布状況及びそれらの移植・再生の可能性を踏まえ、必要に応じて旧流路を保全する。  図 2-5 昭和 20 年代と平成 16 年 (2004 年) 空中写真	＜蛇行河川の復元＞ Ⅲ. 荒川本川と連続させた流水路として蛇行河川を復元することにより、多様な水域・水際環境を形成する。 現状及び課題について ・現在の太郎右衛門地区には、上池、中池及び下池が存在し、止水環境が形成されている。また、湿地、樹林地、草地など様々なハビタットが成立しているものの、冠水を受ける頻度が少なく、自然地全体に乾燥化が進行している。これにより、開放水面を有した止水環境と、樹林化が進行した陸域環境との両極化が進行し、陸域と水域をつなぐ湿地が減少している。 ・流域では都市化が進捗するなか、荒川の河川敷には約 70 年前の蛇行形状がそのまま残り、かつての荒川の自然や生きもの、風景が今に受け継がれている。このような状況は歴史的にも文化財的価値があるほか、かつての自然環境が今も残されていることは、地域にとっても貴重な財産といえる。 目標について ・現状の良好な自然環境を保全することはもちろん、荒川本川と連続させた流水路として蛇行河川とその機能を復元することにより、多様な生物が生息できる本来の河川環境を形成する。 ・蛇行河川の復元にあたっては、現況の希少種等の分布状況及びそれらの移植・再生の可能性を踏まえ、必要に応じて旧流路を保全する。  図 2-5 昭和 20 年代と平成 16 年 (2004 年) 空中写真	P35 (改訂版 P45) フォント・書式統一 箇条書きの先頭を字下げ 「約 70 年前」を「過去」に修正 箇条書きの先頭を字下げ

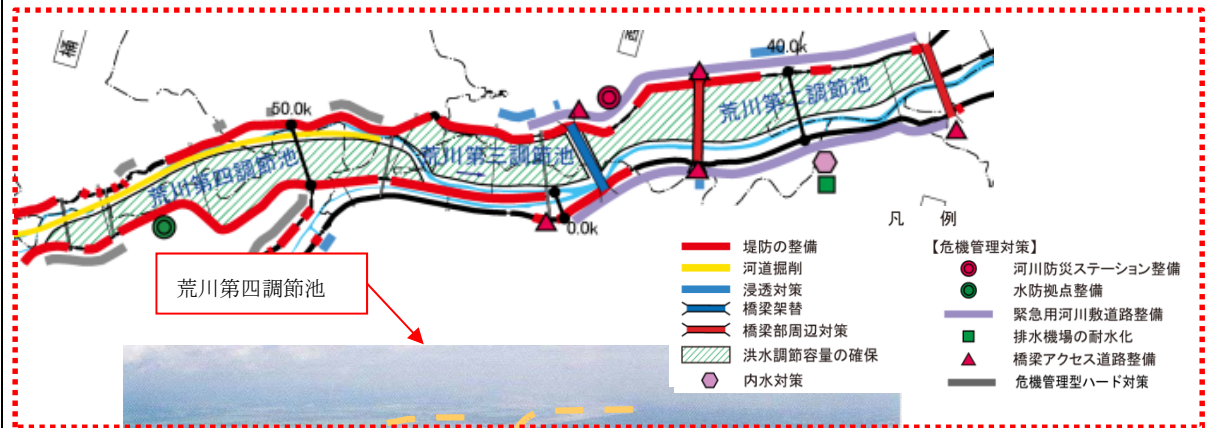
「荒川太郎右衛門地区自然再生事業 自然再生全体構想」 新旧対照表(案)

新	旧 (H18.5)	備考欄
＜荒川エコロジカル・ネットワークの形成＞ Ⅳ. 周辺地域とのエコロジカル・ネットワークの核となるよう、自然環境の質的向上を目指す。 現状及び課題について ・流域の開発が進むことによって、自然環境が分断・縮小され、生態系の健全性が損なわれる可能性がある。 ・太郎右衛門自然再生地周辺は上流に荒川ビオトープ、下流に三ツ又沼ビオトープがあり、荒川を軸としたエコロジカル・ネットワークの自然の拠点となっているが、当地区は乾燥化により、生物生息環境としての機能が低下している。 ・荒川の自然を構成する旧流路、樹林地、多自然農地などの様々な機能を保全し、それら相互の連続性を確保することが望まれる。  ＜荒川ビオトープ＞ ＜三ツ又沼ビオトープ＞ 図 2-6 上下流の自然の拠点であるビオトープ  図 2-7 中池周辺に広がる水田	＜荒川エコロジカル・ネットワークの形成＞ Ⅳ. 周辺地域とのエコロジカル・ネットワークの核となるよう、自然環境の質的向上を目指す。 現状及び課題について ・流域の開発が進むことによって、自然環境が分断・縮小され、生態系の健全性が損なわれる可能性がある。 ・太郎右衛門自然再生地周辺は上流に荒川ビオトープ、下流に三ツ又沼ビオトープがあり、荒川を軸としたエコロジカル・ネットワークの自然の拠点となっているが、当地区は乾燥化により、生物生息環境としての機能が低下している。 ・荒川の自然を構成する旧流路、樹林地、多自然農地などの様々な機能を保全し、それら相互の連続性を確保することが望まれる。  ＜荒川ビオトープ＞ ＜三ツ又沼ビオトープ＞ 図 2-6 上下流の自然の拠点であるビオトープ  図 2-7 中池周辺に広がる水田	P36 (改訂版 P46) 箇条書きの先頭を字下げ

「荒川太郎右衛門地区自然再生事業 自然再生全体構想」 新旧対照表(案)

新	旧 (H18.5)	備考欄
目標について ・荒川ビオトープ・三ツ又沼ビオトープ等の自然の拠点をつなぐ縦軸のネットワークや、江川流域・近隣都市公園等の周辺地域をつなぐ横軸のネットワークの「核」となる太郎右衛門自然再生地の湿地環境を保全・再生することにより自然環境全体の質的向上を図り、エコロジカル・ネットワーク化を推進するものである。 ・エコロジカル・ネットワークの構築に当たっては、堤内地の土地利用に関して関係諸機関と連携した取り組みを目指すものである。 図 2-8 太郎右衛門自然再生地周辺のエコロジカル・ネットワーク	目標について ・荒川ビオトープ・三ツ又沼ビオトープ等の自然の拠点をつなぐ縦軸のネットワークや、江川流域・近隣都市公園等の周辺地域をつなぐ横軸のネットワークの「核」となる太郎右衛門自然再生地の湿地環境を保全・再生することにより自然環境全体の質的向上を図り、エコロジカル・ネットワーク化を推進するものである。 ・エコロジカル・ネットワークの構築に当たっては、堤内地の土地利用に関して関係諸機関と連携した取り組みを目指すものである。 図 2-8 太郎右衛門自然再生地周辺のエコロジカル・ネットワーク	P37 (改訂版 P47) 箇条書きの先頭を字下げ 数値修正 ページ追加 入間川流域の漏れを追加

「荒川太郎右衛門地区自然再生事業 自然再生全体構想」 新旧対照表(案)

新	旧 (H18.5)	備考欄
＜治水面からもプラス＞ V. 将来にわたり治水の面からもプラスとなるような自然再生事業とする。 現状及び課題について ・東京・埼玉の稠密な市街地が広がる下流部は、川幅が限られ、流れる洪水にも限界がある。そのため、川幅の広い中流部に4つの調節池群を計画し、下流への洪水量を調節する治水機能の役目を果たすこととしている。当地区は、このうち、荒川第四調節池に位置し、洪水時の流水を一時貯留して、ピーク流量を減ずるための地域で洪水による災害の発生を防止するための重要な地区である。 ・当地区は荒川第四調節池の計画地であり、治水計画との整合性を図る必要がある。 ・湿地化にともなう掘削により発生する土砂の有効活用が求められる。 目標について ・湿地化に伴う掘削により自然再生を図ることで治水容量の増大が期待できる。 ・掘削土については支川の改修や高規格堤防等への有効活用を図る。 ・横堤の遊水機能については、治水上の機能を損なわないよう、自然再生事業との整合を図る。 ・流水の作用に対して安全であるよう、工作物の設置を行うものとし、自然再生事業との整合を図る。  ※上の図は荒川水系河川整備計画【大臣管理区間】、 附図 15 より 荒川第四調節池予定地(太郎右衛門自然再生地) 平成 11 年 (1999 年) 8 月洪水時 図 2-9 調節池計画	＜治水面からもプラス＞ V. 将来にわたり治水の面からもプラスとなるような自然再生事業とする。 現状及び課題について ・東京・埼玉の稠密な市街地が広がる下流部は、川幅が限られ、流れる洪水にも限界がある。そのため、川幅の広い中流部に5つの調節池群を計画し、下流への洪水量を調節する治水機能の役目を果たすこととしている。当地区は、このうち、荒川第4調節池に位置し、洪水時の流水を一時貯留して、ピーク流量を減ずるための地域で洪水による災害の発生を防止するための重要な地区である。 ・当地区は第4調節池の計画地であり、治水計画との整合性を図る必要がある。 ・湿地化にともなう掘削により発生する土砂の有効活用が求められる。 目標について ・湿地化に伴う掘削により自然再生を図ることで治水容量の増大が期待できる。 ・掘削土については支川の改修や高規格堤防等への有効活用を図る。 ・横堤の遊水機能については、治水上の機能を損なわないよう、自然再生事業との整合を図る。 ・流水の作用に対して安全であるよう、工作物の設置を行うものとし、自然再生事業との整合を図る。  荒川の申流部には5カ所の調節池化事業を計画しています 第4調節池 第3調節池 第2調節池 第1調節池 第5調節池 第4調節池予定地(太郎右衛門自然再生地) 平成 11 年 8 月洪水時 図 2-9 調節池計画	P38 (改訂版 P48) フォント・書式統一 数値修正 名称を正式名称に修正 箇条書きの先頭を字下げ 荒川水系河川整備計画の図に差し替え

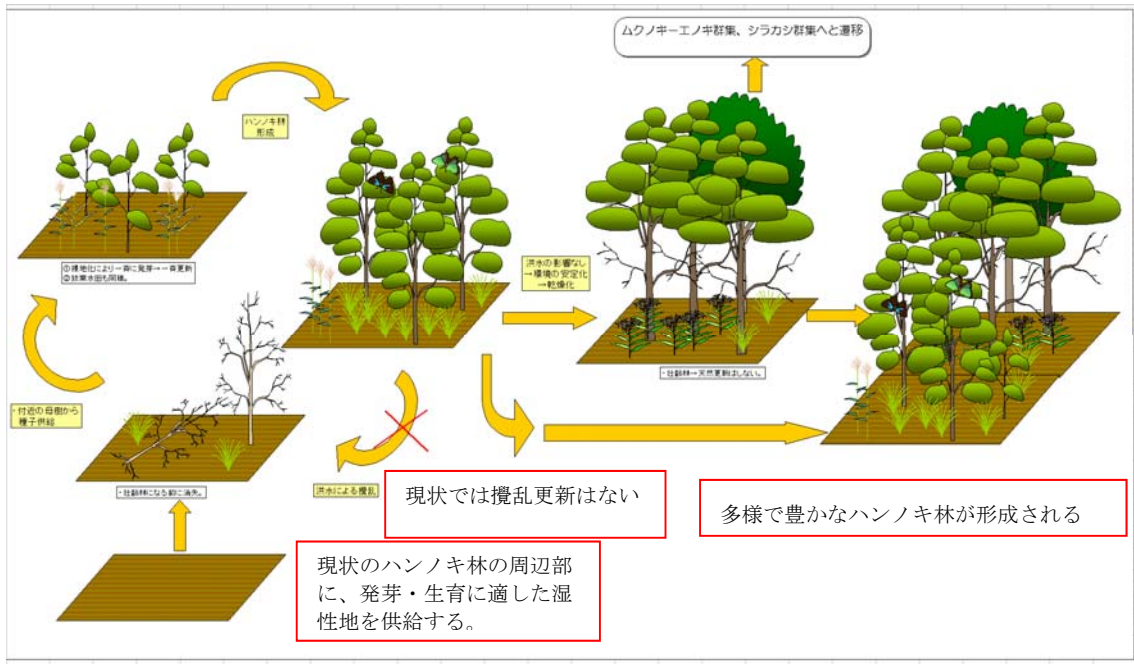
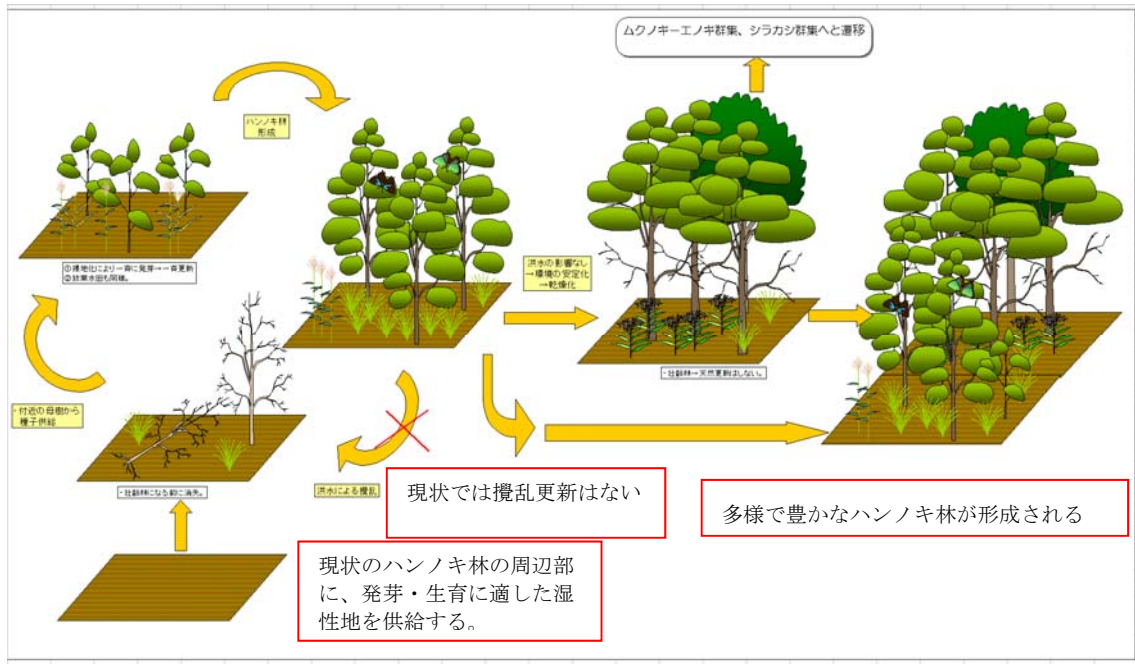
「荒川太郎右衛門地区自然再生事業 自然再生全体構想」 新旧対照表(案)

新	旧 (H18.5)	備考欄
第2節 自然再生目標を達成するための施策 今回示す施策については、現時点で考えられるメニューを提示したものですべてを実施するものではなく、各施策はモニタリングを行いながら段階的に事業を行っていくものである。また、地域に貢献できる自然再生事業とする。	第2節 自然再生目標を達成するための施策 今回示す施策については、現時点で考えられるメニューを提示したものですべてを実施するものではなく、各施策はモニタリングを行いながら段階的に事業を行っていくものである。また、地域に貢献できる自然再生事業とする	P39 (改訂版 P49) 「。」追加 コウノトリ追加 「70 年前」を「かつて」に修正

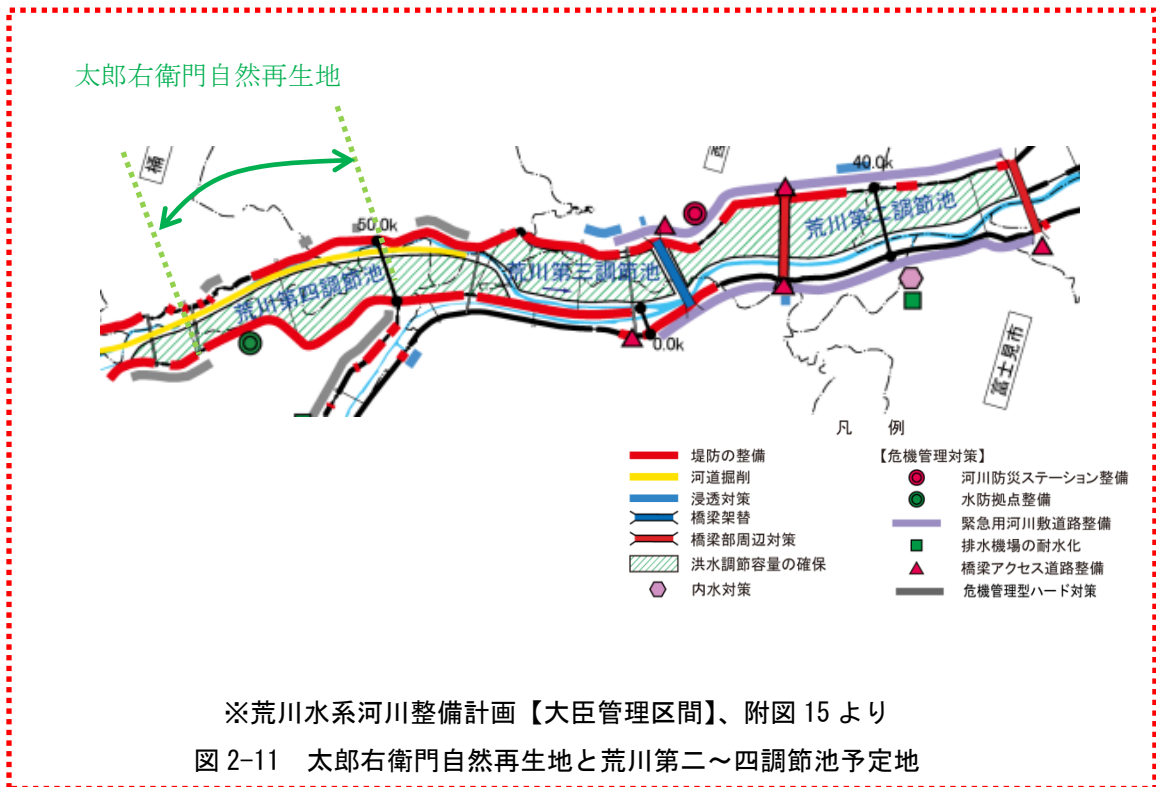
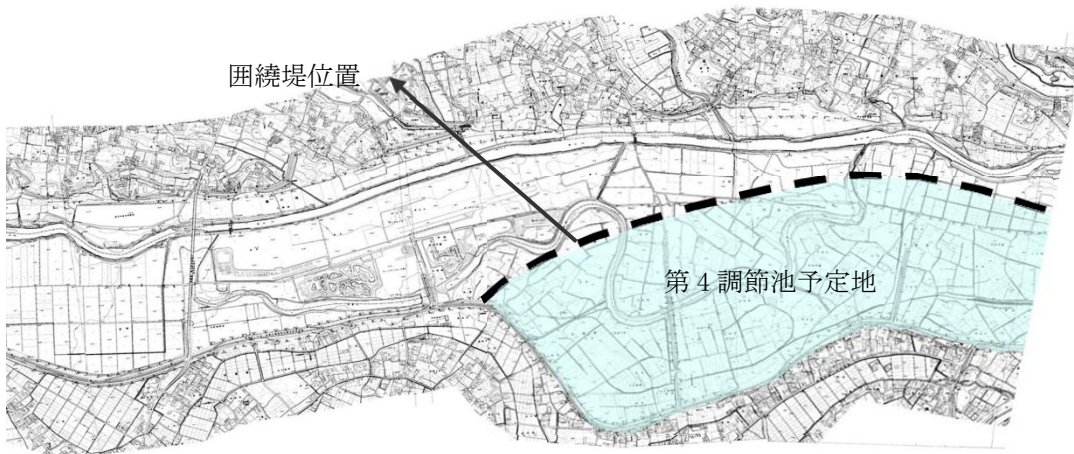
「荒川太郎右衛門地区自然再生事業 自然再生全体構想」 新旧対照表(案)

新	旧（H18.5）	備考欄
<多様な水域・水際環境創出の施策> 1. 旧流路の流水路としての整備 荒川本川と連続した低水路を整備し、流水を有した本来の河川環境を復元する。 流水路の平面線形は、旧流路の形状をできるだけ活かすこととするが、現況の希少種等の生育・生息範囲を考慮して設定する。 <多様な水域・水際環境創出の施策> 2. 旧流路の保全 太郎右衛門地区に現存する特徴的な自然環境及びそこに生息する希少種等を保全する。希少種等の保全に当たっては、保全・代替の難易を考慮してミティゲーションを図るものとする。 <多様な水域・水際環境創出の施策> 3. 湿地及び止水環境の拡大 多様な水域・水際環境を創出するために、流水路周辺を掘削し、湿地や止水環境を拡大する。掘削範囲は、流水路の線形、現況の土地利用及び地形、希少種の分布状況等を勘案して設定する。	<多様な水域・水際環境創出の施策> 1. 旧流路の流水路としての整備 荒川本川と連続した低水路を整備し、流水を有した本来の河川環境を復元する。 流水路の平面線形は、旧流路の形状をできるだけ活かすこととするが、現況の希少種等の生育・生息範囲を考慮して設定する。 <多様な水域・水際環境創出の施策> 2. 旧流路の保全 太郎右衛門地区に現存する特徴的な自然環境及びそこに生息する希少種等を保全する。希少種等の保全にあたっては、保全・代替の難易を考慮してミティゲーションを図るものとする。 <多様な水域・水際環境創出の施策> 3. 湿地及び止水環境の拡大 多様な水域・水際環境を創出するために、流水路周辺を掘削し、湿地や止水環境を拡大する。掘削範囲は、流水路の線形、現況の土地利用及び地形、希少種の分布状況等を勘案して設定する。	P40（改訂版 P50）

「荒川太郎右衛門地区自然再生事業 自然再生全体構想」 新旧対照表(案)

新	旧 (H18.5)	備考欄
<その他の施策> 4. 河畔林の保全(中池) 中池右岸側のムクノキ・エノキ林から成る河畔林の保全及びまとまった自然地を確保するため、民有地を公有地化し、適切な管理を行う。 <その他の施策> 5. ハンノキ林の保全・再生(下池) 下池に現存するハンノキ林を含む周辺地区を公有地化し、適切な保全・管理を行っていく。 また現状では自然による攪乱・更新が望めないため、人為的にハンノキが発芽、生育に適する湿性地进行を新たに創出する等の検討も行う。  図 2-10 ハンノキ発芽・生育適地(更新サイト)の供給イメージ <その他の施策> 6. 河川縦断方向の連続性の確保 荒川本川と流水路の間に落差が生じた場合、魚類をはじめとする水生生物の移動障害とならないよう河川縦断方向の連続性を確保する。 取水施設を整備する場合は、自然環境への影響を抑制するように努める。	<その他の施策> 4. 河畔林の保全(中池) 中池右岸側のムクノキ・エノキ林から成る河畔林の保全及びまとまった自然地を確保するため、民有地を公有地化し、適切な管理を行う。 <その他の施策> 5. ハンノキ林の保全・再生(下池) 下池に現存するハンノキ林を含む周辺地区を公有地化し、適切な保全・管理を行っていく。 また現状では自然による攪乱・更新が望めないため、人為的にハンノキが発芽、生育に適する湿性地进行を新たに創出する等の検討も行う。  図 2-10 ハンノキ発芽・生育適地（更新サイト）の供給イメージ <その他の施策> 6. 河川縦断方向の連続性の確保 荒川本川と流水路の間に落差が生じた場合、魚類をはじめとする水生生物の移動障害とならないよう河川縦断方向の連続性を確保する。 取水施設を整備する場合は、自然環境への影響を抑制するように努める。	P41（改訂版 P51）

「荒川太郎右衛門地区自然再生事業 自然再生全体構想」 新旧対照表(案)

新	旧 (H18.5)	備考欄
7. 治水面での施策 調整池計画との整合、整備により生じた土砂の有効活用などを実施していく。 調整池計画との整合 今後、自然再生事業を実施するに当たって、荒川第四調節池計画との整合を図り、整備を進めていくものである。 太郎右衛門自然再生地  ※荒川水系河川整備計画【大臣管理区間】、附図 15 より 図 2-11 太郎右衛門自然再生地と荒川第二～四調節池予定地	7. 治水面での施策 調整池計画との整合、整備により生じた土砂の有効活用などを実施していく。 調整池計画との整合 今後、自然再生事業を実施するに当たって、第4調節池計画との整合を図り、整備を進めていくものである。 図 2-11 太郎右衛門自然再生地と第4調節池予定地  図 2-11 太郎右衛門自然再生地と第4調節池予定地	P42 (改訂版 P52) 箇条書きの先頭を字下げ 名称を正式名称に修正 荒川水系河川整備計画の図に差し替え

「荒川太郎右衛門地区自然再生事業 自然再生全体構想」 新旧対照表(案)

新	旧 (H18.5)	備考欄
8. 維持管理 自然再生事業を推進する上で必要となる維持管理項目を抽出し、管理内容や役割分担、仕組み等を検討した上で、多様な主体の連携・参加のもと実施していく。  中池周辺のゴミ (平成 15 年(2003 年)6 月 3 日撮影) 下池内のゴミ (平成 15 年(2003 年)12 月 22 日撮影) 図 2-12 太郎右衛門自然再生地におけるゴミの状況  図 2-13 ミツ又沼ビオトープにおける外来植物の除草等管理風景	8. 維持管理 自然再生事業を推進する上で必要となる維持管理項目を抽出し、管理内容や役割分担、仕組み等を検討した上で、多様な主体の連携・参加のもと実施していく。  中池周辺のゴミ (2003 年 6 月 3 日撮影) 下池内のゴミ (2003 年 12 月 22 日撮影) 図 2-12 太郎右衛門自然再生地におけるゴミの状況  図 2-13 ミツ又沼ビオトープにおける外来植物の除草等管理風景	P43 (改訂版 P53)

「荒川太郎右衛門地区自然再生事業 自然再生全体構想」 新旧対照表(案)

新	旧（H18.5）	備考欄
9. モニタリング 自然再生の事業を進める上で、常に科学的知見に基づき物理環境や生物環境についてモニタリングを行い、その結果の評価を踏まえ、維持管理や整備を段階的に進めるものである。モニタリングは、調査方針、評価方針を明確にした上で取り組む必要がある。 10. 環境学習と安全な利用 荒川太郎右衛門地区自然再生事業における環境学習は、地域と自然について体験し、学ぶことにより、当地区の環境を守り育てることが目的である。このため、環境学習をはじめとする利活用推進方策を検討する。 また、地域の生活環境に悪い影響を及ぼさないことはもちろん、自然再生を通じて地域に貢献できる事業とする。	9. モニタリング 自然再生の事業を進める上で、常に科学的知見に基づき物理環境や生物環境についてモニタリングを行い、その結果の評価を踏まえ、維持管理や整備を段階的に進めるものである。モニタリングは、調査方針、評価方針を明確にした上で取り組む必要がある。 10. 環境学習と安全な利用 荒川太郎右衛門地区自然再生事業における環境学習は、地域と自然について体験し、学ぶことにより、当地区の環境を守り育てることが目的である。このため、環境学習をはじめとする利活用推進方策を検討する。 また、地域の生活環境に悪い影響を及ぼさないことはもちろん、自然再生を通じて地域に貢献できる事業とする。	P44（改訂版 P54）

「荒川太郎右衛門地区自然再生事業 自然再生全体構想」 新旧対照表(案)

新	旧（H18.5）	備考欄
第 3 章 荒川太郎右衛門地区自然再生協議会組織及び役割分担 第 1 節 荒川太郎右衛門地区自然再生協議会設置要綱 荒川太郎右衛門地区自然再生協議会設置要綱の概要 第 1 章 総則 第 1 条 設置 第 2 条 名称 第 3 条 自然再生事業対象地区 第 2 章 目的および協議会所掌事務 第 4 条 目的 第 5 条 協議会所掌事務 第 3 章 委員 第 6 条 委員 第 7 条 途中参加委員 第 8 条 委員資格の喪失 第 9 条 辞任 第 10 条 解任 第 4 章 会長および副会長 第 11 条 会長および副会長 第 5 章 会議および専門委員会 第 12 条 協議会の会議 第 13 条 専門委員会 第 14 条 公開 第 15 条 守秘義務 第 6 章 運営委員会 第 16 条 運営委員会 第 7 章 事務局 第 17 条 事務局 第 18 条 事務局の所掌事務 第 8 章 補則 第 19 条 要綱施行 第 20 条 要綱改正	第 3 章 荒川太郎右衛門地区自然再生協議会組織および役割分担 第 1 節 荒川太郎右衛門地区自然再生協議会設置要綱 荒川太郎右衛門地区自然再生協議会設置要綱の概要 第1章 総則 第1条 設置 第2条 名称 第3条 自然再生事業対象地区 第2章 目的及び協議会所掌事務 第4条 目的 第5条 協議会所掌事務 第3章 委員 第6条 委員 第7条 途中参加委員 第8条 委員資格の喪失 第9条 辞任 第10条 解任 第4章 会長および副会長 第11条 会長及び副会長 第5章 会議及び専門委員会 第12条 協議会の会議 第13条 専門委員会 第14条 公開 第6章 運営事務局 第15条 運営事務局 第16条 運営事務局の所掌事務 第7章 補則 第17条 要綱施行 第18条 要綱改正	P45（改訂版 P55） 最新版に更新

「荒川太郎右衛門地区自然再生事業 自然再生全体構想」 新旧対照表(案)

新	旧（H18.5）	備考欄
第 1 章 総則 （設置） 第 1 条 自然再生推進法(平成 14 年法律第 148 号(12 月 11 日公布))第 8 条に規定する自然再生協議会を設置する。 （名称） 第 2 条 この自然再生協議会は、荒川太郎右衛門地区自然再生協議会(以下「協議会」と称する)という。 （自然再生事業対象地区） 第 3 条 協議会で、協議対象とする自然再生事業対象地区は、荒川水系荒川 50.4km から 54.0km 間右岸に存する荒川旧流路および連担する地区とする。 2 自然再生事業対象地区の名称を太郎右衛門自然再生地という。 第 2 章 目的および協議会所掌事務 （目的） 第 4 条 太郎右衛門自然再生地における自然再生事業を実施するに当たり、構想策定や調査設計など、初期の段階から事業実施、実施後の維持管理に至るまで、必要となる協議を行うことを目的とする。 （協議会所掌事務） 第 5 条 協議会は、次に掲げる事務を行う。 （1） 太郎右衛門自然再生地の自然再生全体構想の作成を行う。 （2） 太郎右衛門自然再生地の自然再生事業実施計画の案の協議を行う。 （3） 太郎右衛門自然再生地の自然再生事業の実施に係る連絡調整を行う。 （4） 太郎右衛門自然再生地の自然再生事業の実施箇所の維持管理に係る連絡調整を行う。 第 3 章 委員 （委員） 第 6 条 協議会は、次に掲げる委員をもって構成する。 （1） 公募による地域住民および団体若しくは法人の代表者 （2） 地域の自然環境に関し専門的知識を有する者 （3） 関係地方公共団体の職員 （4） 関係行政機関の職員 2 委員の任期は、本要綱を規定する日から平成 30 年 3 月 31 日までとする。ただし、任期経過後、新たな委員が決定するまでの間は、会長が必要と認めた場合、当該任期の終了した委	第 1 章 総則 （設置） 第 1 条 自然再生推進法(平成 14 年法律第 148 号(12 月 11 日公布))第 8 条に規定する自然再生協議会を設置する。 （名称） 第 2 条 この自然再生協議会は、荒川太郎右衛門地区自然再生協議会(以下「協議会」と称する)という。 （自然再生事業対象地区） 第 3 条 協議会で、協議対象とする自然再生事業対象地区は、荒川水系荒川 50.4km から 54.0km 間右岸に存する荒川旧流路および連担する地区とする。 2 自然再生事業対象地区の名称を太郎右衛門自然再生地という。 第 2 章 目的および協議会所掌事務 （目的） 第 4 条 太郎右衛門自然再生地における自然再生事業を実施するに当たり、構想策定や調査設計など、初期の段階から事業実施、実施後の維持管理に至るまで、必要となる協議を行うことを目的とする。 （協議会所掌事務） 第 5 条 協議会は、次に掲げる事務を行う。 （1） 太郎右衛門自然再生地の自然再生全体構想の作成を行う。 （2） 太郎右衛門自然再生地の自然再生事業実施計画の案の協議を行う。 （3） 太郎右衛門自然再生地の自然再生事業の実施に係る連絡調整を行う。 （4） 太郎右衛門自然再生地の自然再生事業の実施箇所の維持管理に係る連絡調整を行う。 第 3 章 委員 （委員） 第 6 条 協議会は、次に掲げる委員をもって構成する。 （1） 公募による地域住民および団体若しくは法人の代表者 （2） 地域の自然環境に関し専門的知識を有する者 （3） 関係地方公共団体の職員 （4） 関係行政機関の職員 2 委員の任期は、本要綱を規定する日から平成 19 年 3 月 31 日までとする。 3 第 1 項第 1 号に掲げる委員の任期期限を経過した後の委員は、任期が経過する日までに、地域住	P46（改訂版 P56） 最新版に更新

「荒川太郎右衛門地区自然再生事業 自然再生全体構想」 新旧対照表(案)

新	旧（H18.5）	備考欄
員がその職務を行うことができるものとする。 3 第1項第1号に掲げる委員の任期期限を経過した後の委員は、任期が経過する日までに、地域住民および団体若しくは法人の代表者に対し公募を行う。 4 委員の再任は、妨げない。 （途中参加委員） 第7条 途中参加委員となろうとする者が、第16条に規定する事務局に、途中参加委員となる意志を規定の書式により提出し、かつ資格条件を満たした場合に委員となることができる。 2 途中参加委員の任期は、第6条に規定する委員の任期と同じとする。 （委員資格の喪失） 第8条 委員は、次の事由によって、その資格を喪失する。 （1） 辞任 （2） 死亡、失踪の宣告又は委員が属する団体若しくは法人の解散 （3） 解任 （辞任） 第9条 委員は、何時でも辞任することができる。なお、辞任しようとする者は、第16条に規定する事務局に、辞任について文章を提出しなければならない。 （解任） 第10条 この協議会の名誉を傷つけまたはこの協議会の目的若しくは、自然再生推進法および自然再生推進法に規定する自然再生基本方針に反する行為があったときは、第12条に規定する協議会の会議の出席委員の過半数以上で議決し、解任することができる。 2 除名されようとする者には、第12条に規定する協議会の会議にて、議決する前に、弁明する機会が与えられなければならない。 第4章 会長および副会長 （会長および副会長） 第11条 協議会に会長および副会長を各1名置き、委員の互選によりこれを規定する。 2 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。 3 副会長は、会長を補佐し、必要に応じ会長の職務を代理する。 4 任期経過後、後任の会長および副会長が決定するまでは、その職務を継続する。	民および団体若しくは法人の代表者に対し公募を行う。 4 委員の再任は、妨げない。 （途中参加委員） 第7条 協議会の委員から推薦があり、第12条に規定する協議会の会議の出席委員の合意が得られた場合に、委員となることができる。 2 途中参加委員となろうとする者が、第15条に規定する運営事務局に、途中参加委員となる意思表示を行い、第12条に規定する協議会の会議の出席委員の合意が得られた場合に、委員となることができる。 3 途中参加委員の任期は、第6条に規定する委員の任期と同じとする。 （委員資格の喪失） 第8条 委員は、次の事由によって、その資格を喪失する。 （1） 辞任 （2） 死亡、失踪の宣告又は委員が属する団体若しくは法人の解散 （3） 解任 （辞任） 第9条 委員は、やむを得なき事由ある場合は、辞任することができる。なお、辞任しようとする者は、第15条に規定する運営事務局に連絡しなければならない。 （解任） 第10条 この協議会の名誉を傷つけまたはこの協議会の目的若しくは、自然再生推進法および自然再生推進法に規定する自然再生基本方針に反する行為があったときは、第12条に規定する協議会の会議の出席委員の過半数以上で議決し、解任することができる。 2 除名されようとする者には、第12条に規定する協議会の会議にて、議決する前に、弁明する機会が与えられなければならない。 第4章 会長および副会長 （会長および副会長） 第11条 協議会に会長および副会長を各1名置き、委員の互選によりこれを規定する。 2 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。 3 副会長は、会長を補佐し、必要に応じ会長の職務を代理する。	P47（改訂版 P57） 最新版に更新

「荒川太郎右衛門地区自然再生事業 自然再生全体構想」 新旧対照表(案)

新	旧（H18.5）	備考欄
第 5 章 会議および専門委員会 （協議会の会議） 第 12 条 協議会の会議は、会長が召集する。 2 協議会の会議の議長は、会長がこれに当たる。 3 会長は、協議会の会議の進行に際して専門的知見を有する者の意見を聴取することを必要と認める場合若しくは、委員より専門的知見を有する者の意見聴取の発議があり第 12 条に規定する協議会の会議の出席委員の合意を得た場合、協議会の会議に委員以外の者の出席を要請することができる。 4 会長は、協議会の会議の進行に際して専門的協議を必要と認める場合若しくは、委員より専門的協議の発議があり第 12 条に規定する協議会の会議の出席委員の合意を得た場合、協議会の会議と別に専門委員会を設置し専門的協議を要請することができる。 （専門委員会） 第 13 条 専門委員会の専門委員は、協議会に参加するものから選任する。 2 専門委員会は、議事の進行に際し必要となる専門的知見を有する者の意見を聴取することができる。 3 専門委員会は、協議会から付託される専門的事項について協議し、第 12 条に規定する協議会の会議に報告する。 （公開） 第 14 条 協議会の会議および専門委員会は、原則公開とする。 2 協議会の会議および専門委員会の開催について、荒川上流河川事務所ホームページでの公開を行うとともに、記者発表を行う。 3 協議会の会議および専門委員会の資料は、荒川上流河川事務所ホームページでの公開を行う。 4 協議会の会議および専門委員会の議事録は、要旨をとりまとめて議事要旨とし、荒川上流河川事務所ホームページでの公開を行う。 （守秘義務） 第 15 条 協議会委員は、協議会で知り得た生物に関する情報のうち、保護の観点から非公開とした情報を外部へ漏らしてはならない。この守秘義務は委員を辞した後も同様とする。協議会の会議および専門委員会は、原則公開とする。	第 5 章 会議および専門委員会 （協議会の会議） 第 12 条 協議会の会議は、会長が召集する。 2 協議会の会議の議長は、会長がこれに当たる。 3 会長は、協議会の会議の進行に際して専門的知見を有する者の意見を聴取することを必要と認める場合若しくは、委員より専門的知見を有する者の意見聴取の発議があり第 12 条に規定する協議会の会議の出席委員の合意を得た場合、協議会の会議に委員以外の者の出席を要請することができる。 4 会長は、協議会の会議の進行に際して専門的協議を必要と認める場合若しくは、委員より専門的協議の発議があり第 12 条に規定する協議会の会議の出席委員の合意を得た場合、協議会の会議と別に専門委員会を設置し専門的協議を要請することができる。 （専門委員会） 第 13 条 専門委員会の専門委員は、協議会に参加するものから選任する。 2 専門委員会は、議事の進行に際し必要となる専門的知見を有する者の意見を聴取することができる。 3 専門委員会は、協議会から付託される専門的事項について協議し、第 1 2 条に規定する協議会の会議に報告する。 （公開） 第 14 条 協議会の会議および専門委員会は、原則公開とする。 2 協議会の会議および専門委員会の開催について、荒川上流河川事務所ホームページでの公開を行うとともに、記者発表を行う。 3 協議会の会議および専門委員会の資料は、荒川上流河川事務所ホームページでの公開を行う。 4 協議会の会議および専門委員会の議事録は、要旨をとりまとめて議事要旨とし、荒川上流河川事務所ホームページでの公開を行う。	P48（改訂版 P58） 最新版に更新

「荒川太郎右衛門地区自然再生事業 自然再生全体構想」 新旧対照表(案)

新	旧（H18.5）	備考欄
第 6 章 運営委員会 （運営委員会） 第 16 条 協議会の円滑な運営に資するために運営委員会を設ける。詳細については、別途、運営委員会規約を定める。 第 7 章 事務局 （事務局） 第 17 条 協議会の会務を処理するために荒川上流河川事務所に事務局を設ける。 （事務局の所掌事務） 第 18 条 事務局は、協議会の庶務を行う。 第 8 章 補則 第 19 条 協議会は荒川太郎右衛門地区の自然再生のために、寄付金等を得ることができる。 2 前項の場合、使途を明確にした予算を作成し、協議会で合意を得るものとする。 （要綱施行） 第 20 条 この要綱に規定することの外、要綱施行および協議会の運営に関して必要な事項は、第 12 条に規定する協議会の会議の合意を経て、会長が別に規定する。 （要綱改正） 第 21 条 この要綱は、第 12 条に規定する協議会の会議の合意を経なければ、改正することはできない。 2 改正に関する協議をするときは、以下に掲げるときとする。 （1） 協議会の委員の発議により第 12 条に規定する協議会の会議の出席委員の合意を得たとき。 附 則 1. この要綱は、平成 15 年 7 月 5 日から施行する。 2. この要綱は、平成 17 年 6 月 11 日から施行する。 3. この要綱は、平成 19 年 10 月 21 日から施行する。 4. この要綱は、平成 21 年 8 月 1 日から施行する。 5. この要綱は、平成 23 年 6 月 19 日から施行する。 6. この要綱は、平成 25 年 7 月 29 日から施行する。 7. この要綱は、平成 25 年 12 月 3 日から施行する。 8. この要綱は、平成 26 年 8 月 29 日から施行する。 9. この要綱は、平成 30 年 1 月 10 日から施行する。 10. この要綱の施行後、委員の任期については、第 6 条第 2 項の規定に関わらず、平成 34 年 3 月 31 日までとする。	第 6 章 運営事務局 （運営事務局） 第 15 条 協議会の会務を処理するために運営事務局を設ける。 2 運営事務局は、国土交通省 関東地方整備局 荒川上流河川事務所に置く。 3 協議会に参加する委員は、運営に事務局員として参加することが出来る。 （運営事務局の所掌事務） 第 16 条 運営事務局は、次に掲げる事務を行う。 （1） 第 12 条に規定する協議会の会議の議事について協議する。 （2） 第 12 条に規定する協議会の会議の進行について協議する。 （3） 協議会の会議の議事録および議事要旨の作成を行う。 （4） 第 14 条で規定する荒川上流河川事務所ホームページでの公開を行う。 （5） 協議会から付託される協議会の運営に関する事項について協議する。 第 7 章 補則 （要綱施行） 第 17 条 この要綱に規定することの外、要綱施行および協議会の運営に関して必要な事項は、第 12 条に規定する協議会の会議の合意を経て、会長が別に規定する。 （要綱改正） 第 18 条 この要綱は、第 12 条に規定する協議会の会議の合意を経なければ、改正することはできない。 2 改正に関する協議をするときは、以下に掲げるときとする。 （1） 協議会の委員の発議により第 12 条に規定する協議会の会議の出席委員の合意を得たとき。 附 則 1. この要綱は、平成 15 年 7 月 5 日から施行する。 2. この要綱は、平成 17 年 6 月 11 日から施行する。	P49（改訂版 P59） 最新版に更新 最新要綱は平成 30 年 1 月 10 日の第 46 回協議会で承認

「荒川太郎右衛門地区自然再生事業 自然再生全体構想」 新旧対照表(案)

新	旧（H18.5）	備考欄																																																																																																																																																																																													
第 2 節 協議会委員名簿 委員名簿（平成 31 年●月●日時点）	第 2 節 協議会委員名簿 委員名簿（平成 18 年 3 月 19 日 第 14 回協議会時点） <table><tr><td></td><td>氏名</td><td>所属</td></tr><tr><td rowspan="6">学識経験者</td><td>浅枝 隆</td><td>埼玉大学大学院理工学研究科教授</td></tr><tr><td>三島 次郎</td><td>桜美林大学名誉教授</td></tr><tr><td>嶋野 道弘</td><td>文教大学教育学部心理教育課程</td></tr><tr><td>恵 小百合</td><td>江戸川大学教授</td></tr><tr><td>堂本 泰章</td><td>河川環境保全モニター</td></tr><tr><td>小川 早枝子</td><td>埼玉県生態系保護協会上尾支部長</td></tr><tr><td rowspan="7">地方公共団体委員</td><td>小川 倫正</td><td>埼玉県都市整備部公園課長</td></tr><tr><td>須見 徹太郎</td><td>埼玉県県土整備部河川砂防課長</td></tr><tr><td>望月 健司</td><td>埼玉県農林部農業政策課長</td></tr><tr><td>清水 英昭</td><td>埼玉県農林部農村整備課長</td></tr><tr><td>佐々木 茂</td><td>桶川市市民生活部環境課長</td></tr><tr><td>遠山 洋</td><td>川島町都市整備課長</td></tr><tr><td>高岡 一郎</td><td>上尾市環境対策課課長</td></tr><tr><td></td><td>氏名</td><td>所属</td></tr><tr><td rowspan="50">一般委員</td><td>青木 英雄</td><td>埼玉南部漁業共同組合</td><td>組合長</td></tr><tr><td>荒木 三郎</td><td>希少動植物を守る会</td><td></td></tr><tr><td>今野 まさし</td><td>江川の自然と河川改修を考える会</td><td>代表</td></tr><tr><td>遠藤 恭夫</td><td>川島都市林整備促進協議会</td><td>会長</td></tr><tr><td>大熊 勝</td><td>特定非営利活動法人荒川流域ネットワーク</td><td>副代表</td></tr><tr><td>大森 秋郎</td><td>特定非営利活動法人 川島ネイチャークラブ</td><td>代表理事</td></tr><tr><td>岡里 徳郎</td><td>熊谷の環境を考える連絡協議会</td><td>運営委員</td></tr><tr><td>加藤 孝志</td><td>環境NPO法人 荒川学舎 秩父</td><td>理事長</td></tr><tr><td>川村ヒサオ</td><td>高麗川ふるさとの会</td><td>副会長</td></tr><tr><td>木ノ内 勝平</td><td>NPO法人 荒川の自然を守る会</td><td>代表理事</td></tr><tr><td>木内 勝司</td><td>入間川ピオトープネットワーク研究会</td><td>代表</td></tr><tr><td>藤井 悦子</td><td>NPO法人エンハンスネイチャー荒川・江川</td><td>会員</td></tr><tr><td>斉藤 正</td><td>株式会社日本水工コンサルタント</td><td>専門部長</td></tr><tr><td>桜井 秀樹</td><td>九生会</td><td>代表幹事</td></tr><tr><td>佐々木 寧</td><td>百年の森づくり研究会</td><td></td></tr><tr><td>島村 健</td><td>（株）島村工業</td><td>代表取締役社長</td></tr><tr><td>鈴木 勝行</td><td>鶴ヶ島の自然を守る会</td><td>会長</td></tr><tr><td>谷 淳</td><td>有限会社 カヌーテ</td><td></td></tr><tr><td>手塚 征守</td><td>（財）埼玉県生態系保護協会・伊奈支部</td><td>支部長</td></tr><tr><td>出村 光雄</td><td>多自然型河川工事の現場施工研究サークル</td><td>サークルリーダー</td></tr><tr><td>堀口 長治</td><td>桶川の古墳と自然を守る会</td><td>代表世話人</td></tr><tr><td>松岡 俊夫</td><td>桶川の自然を守る教職員の会</td><td>会長</td></tr><tr><td>丸山 政弘</td><td>秩父愛鳥会</td><td>会長</td></tr><tr><td>三浦 晴児</td><td>江川・毛長川を再生する会</td><td></td></tr><tr><td>三浦 功</td><td>秋が瀬にワンドを作る会</td><td>世話人</td></tr><tr><td>八谷 美津子</td><td>（財）埼玉県生態系保護協会北本・桶川支部</td><td>支部長</td></tr><tr><td>柳ヶ瀬 正昭</td><td>いきいき環境クラブ</td><td></td></tr><tr><td>山中 敏正</td><td>株式会社 山中土建工業</td><td>常務取締役</td></tr><tr><td>浅川 清司</td><td></td><td></td></tr><tr><td>天沼 正明</td><td></td><td></td></tr><tr><td>五十嵐 貴大</td><td></td><td></td></tr><tr><td>石関 英生</td><td></td><td></td></tr><tr><td>岩井 孝雄</td><td></td><td></td></tr><tr><td>大沢 和子</td><td></td><td></td></tr><tr><td>角田 利栄子</td><td></td><td></td></tr><tr><td>菅間 宏子</td><td></td><td></td></tr><tr><td>北村 文子</td><td></td><td></td></tr><tr><td>小林 敏雄</td><td></td><td></td></tr><tr><td>佐藤 多美子</td><td></td><td></td></tr><tr><td>柴田 弘</td><td></td><td></td></tr><tr><td>鈴木 誠</td><td></td><td></td></tr><tr><td>関根 武</td><td></td><td></td></tr><tr><td>高橋 敏</td><td></td><td></td></tr><tr><td>中島 陽子</td><td></td><td></td></tr><tr><td>行森 英治</td><td></td><td></td></tr><tr><td>弓座 澄夫</td><td></td><td></td></tr><tr><td>鈴木 久雄</td><td></td><td></td></tr><tr><td>山田 敏夫</td><td></td><td></td></tr><tr><td>野崎 明</td><td></td><td></td></tr><tr><td>神山 肅</td><td></td><td></td></tr><tr><td>国土交通省</td><td>今村 能之</td><td>荒川上流河川事務所長</td><td></td></tr></table>		氏名	所属	学識経験者	浅枝 隆	埼玉大学大学院理工学研究科教授	三島 次郎	桜美林大学名誉教授	嶋野 道弘	文教大学教育学部心理教育課程	恵 小百合	江戸川大学教授	堂本 泰章	河川環境保全モニター	小川 早枝子	埼玉県生態系保護協会上尾支部長	地方公共団体委員	小川 倫正	埼玉県都市整備部公園課長	須見 徹太郎	埼玉県県土整備部河川砂防課長	望月 健司	埼玉県農林部農業政策課長	清水 英昭	埼玉県農林部農村整備課長	佐々木 茂	桶川市市民生活部環境課長	遠山 洋	川島町都市整備課長	高岡 一郎	上尾市環境対策課課長		氏名	所属	一般委員	青木 英雄	埼玉南部漁業共同組合	組合長	荒木 三郎	希少動植物を守る会		今野 まさし	江川の自然と河川改修を考える会	代表	遠藤 恭夫	川島都市林整備促進協議会	会長	大熊 勝	特定非営利活動法人荒川流域ネットワーク	副代表	大森 秋郎	特定非営利活動法人 川島ネイチャークラブ	代表理事	岡里 徳郎	熊谷の環境を考える連絡協議会	運営委員	加藤 孝志	環境NPO法人 荒川学舎 秩父	理事長	川村ヒサオ	高麗川ふるさとの会	副会長	木ノ内 勝平	NPO法人 荒川の自然を守る会	代表理事	木内 勝司	入間川ピオトープネットワーク研究会	代表	藤井 悦子	NPO法人エンハンスネイチャー荒川・江川	会員	斉藤 正	株式会社日本水工コンサルタント	専門部長	桜井 秀樹	九生会	代表幹事	佐々木 寧	百年の森づくり研究会		島村 健	（株）島村工業	代表取締役社長	鈴木 勝行	鶴ヶ島の自然を守る会	会長	谷 淳	有限会社 カヌーテ		手塚 征守	（財）埼玉県生態系保護協会・伊奈支部	支部長	出村 光雄	多自然型河川工事の現場施工研究サークル	サークルリーダー	堀口 長治	桶川の古墳と自然を守る会	代表世話人	松岡 俊夫	桶川の自然を守る教職員の会	会長	丸山 政弘	秩父愛鳥会	会長	三浦 晴児	江川・毛長川を再生する会		三浦 功	秋が瀬にワンドを作る会	世話人	八谷 美津子	（財）埼玉県生態系保護協会北本・桶川支部	支部長	柳ヶ瀬 正昭	いきいき環境クラブ		山中 敏正	株式会社 山中土建工業	常務取締役	浅川 清司			天沼 正明			五十嵐 貴大			石関 英生			岩井 孝雄			大沢 和子			角田 利栄子			菅間 宏子			北村 文子			小林 敏雄			佐藤 多美子			柴田 弘			鈴木 誠			関根 武			高橋 敏			中島 陽子			行森 英治			弓座 澄夫			鈴木 久雄			山田 敏夫			野崎 明			神山 肅			国土交通省	今村 能之	荒川上流河川事務所長		P50（改訂版 P60） 最新版に更新
	氏名	所属																																																																																																																																																																																													
学識経験者	浅枝 隆	埼玉大学大学院理工学研究科教授																																																																																																																																																																																													
	三島 次郎	桜美林大学名誉教授																																																																																																																																																																																													
	嶋野 道弘	文教大学教育学部心理教育課程																																																																																																																																																																																													
	恵 小百合	江戸川大学教授																																																																																																																																																																																													
	堂本 泰章	河川環境保全モニター																																																																																																																																																																																													
	小川 早枝子	埼玉県生態系保護協会上尾支部長																																																																																																																																																																																													
地方公共団体委員	小川 倫正	埼玉県都市整備部公園課長																																																																																																																																																																																													
	須見 徹太郎	埼玉県県土整備部河川砂防課長																																																																																																																																																																																													
	望月 健司	埼玉県農林部農業政策課長																																																																																																																																																																																													
	清水 英昭	埼玉県農林部農村整備課長																																																																																																																																																																																													
	佐々木 茂	桶川市市民生活部環境課長																																																																																																																																																																																													
	遠山 洋	川島町都市整備課長																																																																																																																																																																																													
	高岡 一郎	上尾市環境対策課課長																																																																																																																																																																																													
	氏名	所属																																																																																																																																																																																													
一般委員	青木 英雄	埼玉南部漁業共同組合	組合長																																																																																																																																																																																												
	荒木 三郎	希少動植物を守る会																																																																																																																																																																																													
	今野 まさし	江川の自然と河川改修を考える会	代表																																																																																																																																																																																												
	遠藤 恭夫	川島都市林整備促進協議会	会長																																																																																																																																																																																												
	大熊 勝	特定非営利活動法人荒川流域ネットワーク	副代表																																																																																																																																																																																												
	大森 秋郎	特定非営利活動法人 川島ネイチャークラブ	代表理事																																																																																																																																																																																												
	岡里 徳郎	熊谷の環境を考える連絡協議会	運営委員																																																																																																																																																																																												
	加藤 孝志	環境NPO法人 荒川学舎 秩父	理事長																																																																																																																																																																																												
	川村ヒサオ	高麗川ふるさとの会	副会長																																																																																																																																																																																												
	木ノ内 勝平	NPO法人 荒川の自然を守る会	代表理事																																																																																																																																																																																												
	木内 勝司	入間川ピオトープネットワーク研究会	代表																																																																																																																																																																																												
	藤井 悦子	NPO法人エンハンスネイチャー荒川・江川	会員																																																																																																																																																																																												
	斉藤 正	株式会社日本水工コンサルタント	専門部長																																																																																																																																																																																												
	桜井 秀樹	九生会	代表幹事																																																																																																																																																																																												
	佐々木 寧	百年の森づくり研究会																																																																																																																																																																																													
	島村 健	（株）島村工業	代表取締役社長																																																																																																																																																																																												
	鈴木 勝行	鶴ヶ島の自然を守る会	会長																																																																																																																																																																																												
	谷 淳	有限会社 カヌーテ																																																																																																																																																																																													
	手塚 征守	（財）埼玉県生態系保護協会・伊奈支部	支部長																																																																																																																																																																																												
	出村 光雄	多自然型河川工事の現場施工研究サークル	サークルリーダー																																																																																																																																																																																												
	堀口 長治	桶川の古墳と自然を守る会	代表世話人																																																																																																																																																																																												
	松岡 俊夫	桶川の自然を守る教職員の会	会長																																																																																																																																																																																												
	丸山 政弘	秩父愛鳥会	会長																																																																																																																																																																																												
	三浦 晴児	江川・毛長川を再生する会																																																																																																																																																																																													
	三浦 功	秋が瀬にワンドを作る会	世話人																																																																																																																																																																																												
	八谷 美津子	（財）埼玉県生態系保護協会北本・桶川支部	支部長																																																																																																																																																																																												
	柳ヶ瀬 正昭	いきいき環境クラブ																																																																																																																																																																																													
	山中 敏正	株式会社 山中土建工業	常務取締役																																																																																																																																																																																												
	浅川 清司																																																																																																																																																																																														
	天沼 正明																																																																																																																																																																																														
	五十嵐 貴大																																																																																																																																																																																														
	石関 英生																																																																																																																																																																																														
	岩井 孝雄																																																																																																																																																																																														
	大沢 和子																																																																																																																																																																																														
	角田 利栄子																																																																																																																																																																																														
	菅間 宏子																																																																																																																																																																																														
	北村 文子																																																																																																																																																																																														
	小林 敏雄																																																																																																																																																																																														
	佐藤 多美子																																																																																																																																																																																														
	柴田 弘																																																																																																																																																																																														
	鈴木 誠																																																																																																																																																																																														
	関根 武																																																																																																																																																																																														
	高橋 敏																																																																																																																																																																																														
	中島 陽子																																																																																																																																																																																														
	行森 英治																																																																																																																																																																																														
	弓座 澄夫																																																																																																																																																																																														
	鈴木 久雄																																																																																																																																																																																														
	山田 敏夫																																																																																																																																																																																														
	野崎 明																																																																																																																																																																																														
	神山 肅																																																																																																																																																																																														
国土交通省	今村 能之	荒川上流河川事務所長																																																																																																																																																																																													
他●名	他 3 名																																																																																																																																																																																														
※この委員名簿は、各委員に氏名の記載について確認し了承を得られた方を記載しています。	※この委員名簿は、各委員に氏名の記載について確認し了承を得られた方を記載しています。																																																																																																																																																																																														

「荒川太郎右衛門地区自然再生事業 自然再生全体構想」 新旧対照表(案)

新	旧（H18.5）	備考欄
第 3 節 役割分担 役割分担（案） 太郎右衛門地区の自然再生事業実施計画を具体化し、目標の実現に向けて整備・維持してゆくためには、各主体が事業実施者となり自然再生実施計画を作成し、相互に調整を図りながら積極的に事業を推進していく必要がある。 さらに、実施者は、事業の各段階においても他の主体の参画と協働を得ながら取り組んでいくことが重要である。 そのための仕組みとして必要に応じて専門委員会等を組織することも有効である。 自然再生全体構想を踏まえ、事業の実施者はそれぞれの事業について協議会と協議のうえ「自然再生実施計画（案）」を作成する。 「自然再生実施計画」に基づき事業を実施する。 【実施者案】 ・河川管理者 ・自治体 ・教育機関 ・大学・大学院 ・NPO ・企業 ・その他 【施策案】 ・自然再生整備 ・環境学習等の利活用（施設整備、学校やNPOとの連携他） ・生活環境保全 ・維持管理活動 ・普及啓蒙、広報活動 ・その他 整備された自然再生地を守り、育てるため、多くの主体が参画・協働し、様々な活動を展開していく。 【実施者案】 ・河川管理 ・自治体 ・教育機関 ・公募委員 ・大学・大学院 ・NPO ・企業 ・その他 【施策案】 ・モニタリング、評価 ・生活環境の保全 ・維持管理 ・清掃活動 ・広報・情報発信 ・環境学習等の活動 ・各種調査・研究 ・その他 自然再生全体構想 → Step1 自然再生事業実施計画（案）作成 → Step2 自然再生整備中 → Step3 自然再生整備後 協議 ↑ 協議 ↓ 情報提供 ↑ 意見 ↓ 情報提供 ↑ 意見 ↓ 荒川太郎右衛門地区自然再生協議会 付託 ↑ 提案 ↓ 専門委員会 生態系モニタリング専門委員会 当該地区の自然環境の状態把握、整備効果の評価を目的として、以下の事項を行う。 ・モニタリングの手法、評価の手法の設定 ・評価指標の設定 ・モニタリング調査計画の立案、指導、助言 ・自然再生目標に対する整備後の効果分析 維持管理・環境管理専門委員会 事業実施中、実施後における様々なインパクトに対して、当該地区の良好な状態を維持することを目的とし、具体的な管理計画、維持管理を推進するしくみ、体制、行動計画等を検討する。 自然環境学習専門委員会 自然について体験し、学ぶことを通じて、当該地区の環境を守り育てることを目的とし、具体的な整備計画、自然環境学習を推進するしくみ、体制などを検討する。 普及啓蒙・情報公開専門委員会 事業の発展的な持続を目的として、地域や事業をアピールしていくための基本方針、しくみ、体制、行動計画などを検討する。 エコロジカル・ネットワーク専門委員会 荒川ビオトープ・三ツ又沼ビオトープ等の自然の拠点をつなぐ縦軸のネットワークや、江川流域・近隣都市公園等の周辺地域をつなぐ横軸のネットワークと太郎右衛門自然再生地とのエコロジカルネットワークの検討を行う。 荒川太郎右衛門地区自然再生事業の役割分担のイメージ <td> 第 3 節 役割分担 役割分担（案） 太郎右衛門地区の自然再生事業実施計画を具体化し、目標の実現に向けて整備・維持してゆくためには、各主体が事業実施者となり自然再生実施計画を作成し、相互に調整を図りながら積極的に事業を推進していく必要がある。 さらに、実施者は、事業の各段階においても他の主体の参画と協働を得ながら取り組んでいくことが重要である。 そのための仕組みとして必要に応じて専門委員会等を組織することも有効である。 自然再生全体構想を踏まえ、事業の実施者はそれぞれの事業について協議会と協議のうえ「自然再生実施計画（案）」を作成する。 「自然再生実施計画」に基づき事業を実施する。 【実施者案】 ・河川管理者 ・自治体 ・教育機関 ・大学・大学院 ・NPO ・企業 ・その他 【施策案】 ・自然再生整備 ・環境学習等の利活用（施設整備、学校やNPOとの連携他） ・生活環境保全 ・維持管理活動 ・普及啓蒙、広報活動 ・その他 整備された自然再生地を守り、育てるため、多くの主体が参画・協働し、様々な活動を展開していく。 【実施者案】 ・河川管理 ・自治体 ・教育機関 ・公募委員 ・大学・大学院 ・NPO ・企業 ・その他 【施策案】 ・モニタリング、評価 ・生活環境の保全 ・維持管理 ・清掃活動 ・広報・情報発信 ・環境学習等の活動 ・各種調査・研究 ・その他 自然再生全体構想 → Step1 自然再生事業実施計画（案）作成 → Step2 自然再生整備中 → Step3 自然再生整備後 協議 ↑ 協議 ↓ 情報提供 ↑ 意見 ↓ 情報提供 ↑ 意見 ↓ 荒川太郎右衛門地区自然再生協議会 付託 ↑ 提案 ↓ 専門委員会 生態系モニタリング専門委員会 当該地区の自然環境の状態把握、整備効果の評価を目的として、以下の事項を行う。 ・モニタリングの手法、評価の手法の設定 ・評価指標の設定 ・モニタリング調査計画の立案、指導、助言 ・自然再生目標に対する整備後の効果分析 維持管理・環境管理専門委員会 事業実施中、実施後における様々なインパクトに対して、当該地区を良好な状態を維持することを目的とし、具体的な管理計画、維持管理を推進するしくみ、体制、行動計画等を検討する。 自然環境学習専門委員会 自然について体験し、学ぶことを通じて、当該地区の環境を守り育てることを目的とし、具体的な整備計画、自然環境学習を推進するしくみ、体制などを検討する。 普及啓蒙・情報公開専門委員会 事業の発展的な持続を目的として、地域や事業をアピールしていくための基本方針、しくみ、体制、行動計画などを検討する。 エコロジカルネットワーク専門委員会 荒川ビオトープ・三ツ又沼ビオトープ等の自然の拠点をつなぐ縦軸のネットワークや、江川流域・近隣都市公園等の周辺地域をつなぐ横軸のネットワークと太郎右衛門自然再生地とのエコロジカルネットワークの検討を行う。 太郎右衛門地区自然再生事業の役割分担のイメージ <td> P51（改訂版 P61） 最新情報に更新 正確な名称に修正 </td> </td>	第 3 節 役割分担 役割分担（案） 太郎右衛門地区の自然再生事業実施計画を具体化し、目標の実現に向けて整備・維持してゆくためには、各主体が事業実施者となり自然再生実施計画を作成し、相互に調整を図りながら積極的に事業を推進していく必要がある。 さらに、実施者は、事業の各段階においても他の主体の参画と協働を得ながら取り組んでいくことが重要である。 そのための仕組みとして必要に応じて専門委員会等を組織することも有効である。 自然再生全体構想を踏まえ、事業の実施者はそれぞれの事業について協議会と協議のうえ「自然再生実施計画（案）」を作成する。 「自然再生実施計画」に基づき事業を実施する。 【実施者案】 ・河川管理者 ・自治体 ・教育機関 ・大学・大学院 ・NPO ・企業 ・その他 【施策案】 ・自然再生整備 ・環境学習等の利活用（施設整備、学校やNPOとの連携他） ・生活環境保全 ・維持管理活動 ・普及啓蒙、広報活動 ・その他 整備された自然再生地を守り、育てるため、多くの主体が参画・協働し、様々な活動を展開していく。 【実施者案】 ・河川管理 ・自治体 ・教育機関 ・公募委員 ・大学・大学院 ・NPO ・企業 ・その他 【施策案】 ・モニタリング、評価 ・生活環境の保全 ・維持管理 ・清掃活動 ・広報・情報発信 ・環境学習等の活動 ・各種調査・研究 ・その他 自然再生全体構想 → Step1 自然再生事業実施計画（案）作成 → Step2 自然再生整備中 → Step3 自然再生整備後 協議 ↑ 協議 ↓ 情報提供 ↑ 意見 ↓ 情報提供 ↑ 意見 ↓ 荒川太郎右衛門地区自然再生協議会 付託 ↑ 提案 ↓ 専門委員会 生態系モニタリング専門委員会 当該地区の自然環境の状態把握、整備効果の評価を目的として、以下の事項を行う。 ・モニタリングの手法、評価の手法の設定 ・評価指標の設定 ・モニタリング調査計画の立案、指導、助言 ・自然再生目標に対する整備後の効果分析 維持管理・環境管理専門委員会 事業実施中、実施後における様々なインパクトに対して、当該地区を良好な状態を維持することを目的とし、具体的な管理計画、維持管理を推進するしくみ、体制、行動計画等を検討する。 自然環境学習専門委員会 自然について体験し、学ぶことを通じて、当該地区の環境を守り育てることを目的とし、具体的な整備計画、自然環境学習を推進するしくみ、体制などを検討する。 普及啓蒙・情報公開専門委員会 事業の発展的な持続を目的として、地域や事業をアピールしていくための基本方針、しくみ、体制、行動計画などを検討する。 エコロジカルネットワーク専門委員会 荒川ビオトープ・三ツ又沼ビオトープ等の自然の拠点をつなぐ縦軸のネットワークや、江川流域・近隣都市公園等の周辺地域をつなぐ横軸のネットワークと太郎右衛門自然再生地とのエコロジカルネットワークの検討を行う。 太郎右衛門地区自然再生事業の役割分担のイメージ <td> P51（改訂版 P61） 最新情報に更新 正確な名称に修正 </td>	P51（改訂版 P61） 最新情報に更新 正確な名称に修正

「荒川太郎右衛門地区自然再生事業 自然再生全体構想」 新旧対照表(案)

新	旧（H18.5）	備考欄
第4章 その他必要な事項 第1節 荒川全体の自然再生について 荒川全体の自然再生は、荒川旧流路の太郎右衛門地区をスタートとして着手し、その結果を見ながら順次、流域全体に拡大を図っていくよう努めるものとする。 実際の計画づくりにおいては多くの時間を費やすため、荒川の自然再生事業の第一歩としては、比較的規模が小さく、まとまりのある範囲を対象とした。そこで、良好な湿地環境が失われつつある荒川旧流路を対象として、事業をスタートするものとする。そして、将来的には上流から下流までの流域全体として広い範囲を対象としながら総合的な自然再生事業に発展させていくこととする。 第2節 太郎右衛門自然再生地の荒川本川の自然再生について 太郎右衛門自然再生地の自然再生は、荒川旧流路を早急に着手することとし、いずれは荒川本川の環境についても今後の課題としていくものとする。 河川の整備は、水害の発生状況、水資源の利用の現況及び開発並びに河川環境の状況を考慮し、総合的管理のもと計画的に河川整備を実施していくものである。本川の自然再生については、この整備計画と調整を図り、荒川流域全体を視野に入れながら、段階的に自然再生を行っていくこととなる。 第3節 エコロジカル・ネットワークに向けた施策について エコロジカル・ネットワークの構築には、生態系が健全に機能する「核」となる自然の拠点を保全・回復させるとともに、公園や丘陵地の自然等、堤内地の自然も含めて、それぞれの「核」を互いに連携させていくことが重要である。そこで、周辺地域の分断・縮小された自然環境を回復するためには、公園、道路、農地、都市などの関係諸機関との連携が必要となる。	第4章 その他必要な事項 第1節 荒川全体の自然再生について 荒川全体の自然再生は、荒川旧流路の太郎右衛門地区をスタートとして着手し、その結果を見ながら順次、流域全体に拡大を図っていくよう努めるものとする。 実際の計画づくりにおいては多くの時間を費やすため、荒川の自然再生事業の第一歩としては、比較的規模が小さく、まとまりのある範囲を対象とした。そこで、良好な湿地環境が失われつつある荒川旧流路を対象として、事業をスタートするものとする。そして、将来的には上流から下流までの流域全体として広い範囲を対象としながら総合的な自然再生事業に発展させていくこととする。 第2節 荒川太郎右衛門地区の荒川本川の自然再生について 荒川太郎右衛門地区の自然再生は、荒川旧流路を早急に着手することとし、いずれは荒川本川の環境についても今後の課題としていくものとする。 河川の整備は、水害の発生状況、水資源の利用の現況及び開発並びに河川環境の状況を考慮し、総合的管理のもと計画的に河川整備を実施していくものである。本川の自然再生については、この整備計画と調整を図り、荒川流域全体を視野に入れながら、段階的に自然再生を行っていくこととなる。 第3節 エコロジカル・ネットワークに向けた施策について エコロジカル・ネットワークの構築には、生態系が健全に機能する「核」となる自然の拠点を保全・回復させるとともに、公園や丘陵地の自然等、堤内地の自然も含めて、それぞれの「核」を互いに連携させていくことが重要である。そこで、周辺地域の分断・縮小された自然環境を回復するためには、公園、道路、農地、都市などの関係諸機関との連携が必要となる。	P52（改訂版 P62） 正確な名称に修正 正確な名称に修正

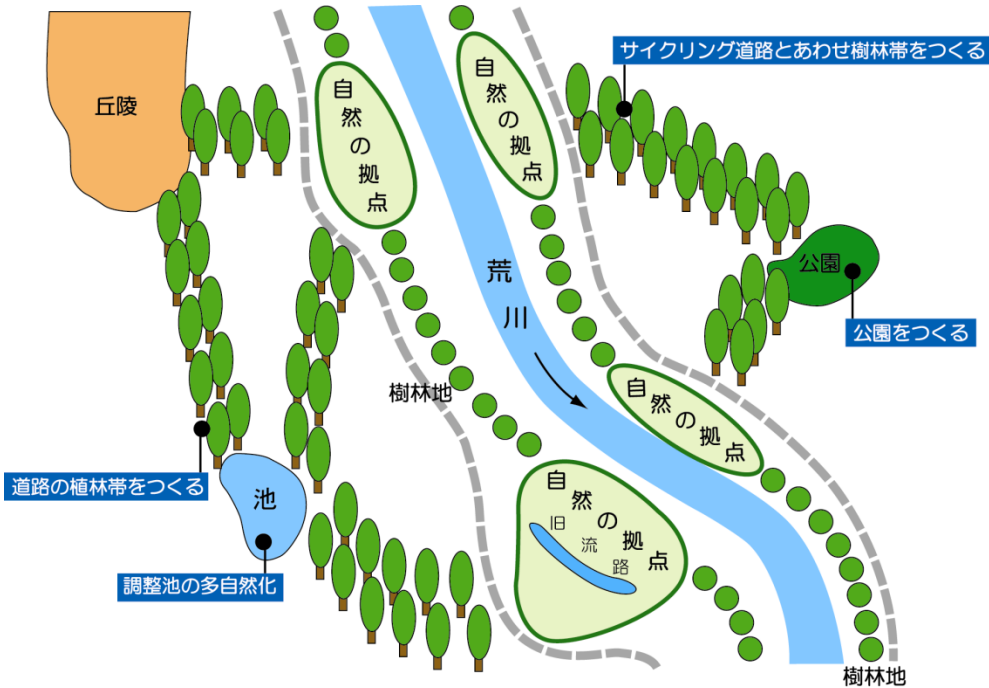


図 4-1 エコロジカル・ネットワークに向けた施策のイメージ図

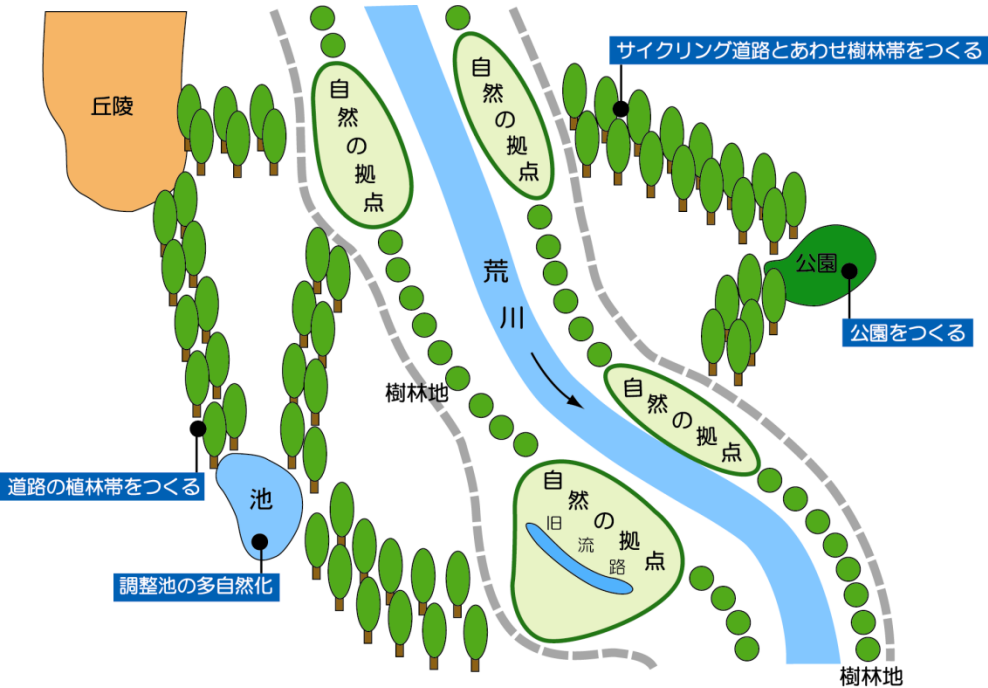


図 4-1 エコロジカル・ネットワークに向けた施策のイメージ図

「荒川太郎右衛門地区自然再生事業 自然再生全体構想」 新旧対照表(案)

新	旧（H18.5）	備考欄
第 4 節 河川敷の盛土に対する考え方について 1. 荒川の現状 ○河川敷は、その 6 割が民有地であり、その多くが農耕地 ○旧来より冠水頻度の軽減目的から、農耕地の盛土要望が強い ○平成 5 年頃から産業廃棄物の不法投棄及び不法盛土が横行 ○平成 7 年(1995 年)11 月「荒川河川敷盛土等協議会」設置 盛土等の適正化並びに産業廃棄物等の不法投棄防止の為、関係機関が連携 2. 河川法の考え方 河川法第 27 条(土地の掘削等の許可) 河川区域内の土地において土地の掘削、盛土若しくは切土その他土地の形状を変更する行為又は竹木の栽植若しくは伐採をしようとする者は、国土交通省令で定めるところにより、河川管理者の許可を受けなければならない。ただし、政令で定める軽易な行為については、この限りでない。 <審査基準> 当該掘削等に係る行為により生じる河川の流水の方向、流速等の変化により、河川管理施設若しくは許可工作物を損傷する恐れや、河川の流水に著しい汚濁を生じさせ、他の河川使用者の河川の使用を著しく阻害するなど、河川管理上著しい支障を生じるものではないこと。 ※行政手続法の施行に伴う河川法等における処分の審査基準の策定等について(H6.9.30 河川局長通達) 盛土行為 河川の流水の方向 流速の変化 等 河川管理上の支障 ●河川管理施設(堤防、護岸、水門等) 許可工作物(橋梁等)の損傷 ●流水の汚濁 ●流下能力の低下 ●流速の乱れ ●流速の変化 河川は、 ●災害の発生防止 ●河川の適正利用 ●流水の正常な機能の維持 ●河川環境の整備と保全 を図るよう総合的に管理 第 4 節 河川敷の盛土に対する考え方について 1. 荒川の現状 ○河川敷は、その 6 割が民有地であり、その多くが農耕地 ○旧来より冠水頻度の軽減目的から、農耕地の盛土要望が強い ○平成 5 年頃から産業廃棄物の不法投棄及び不法盛土が横行 ○平成 7 年 11 月「荒川河川敷盛土等協議会」設置 盛土等の適正化並びに産業廃棄物等の不法投棄防止の為、関係機関が連携 2. 河川法の考え方 河川法第 27 条(土地の掘削等の許可) 河川区域内の土地において土地の掘削、盛土若しくは切土その他土地の形状を変更する行為又は竹木の栽植若しくは伐採をしようとする者は、国土交通省令で定めるところにより、河川管理者の許可を受けなければならない。ただし、政令で定める軽易な行為については、この限りでない。 <審査基準> 当該掘削等に係る行為により生じる河川の流水の方向、流速等の変化により、河川管理施設若しくは許可工作物を損傷する恐れや、河川の流水に著しい汚濁を生じさせ、他の河川使用者の河川の使用を著しく阻害するなど、河川管理上著しい支障を生じるものではないこと。 ※行政手続法の施行に伴う河川法等における処分の審査基準の策定等について(H6.9.30 河川局長通達) 盛土行為 河川の流水の方向 流速の変化 等 河川管理上の支障 ●河川管理施設(堤防、護岸、水門等) 許可工作物(橋梁等)の損傷 ●流水の汚濁 ●流下能力の低下 ●流速の乱れ ●流速の変化 河川は、 ●災害の発生防止 ●河川の適正利用 ●流水の正常な機能の維持 ●河川環境の整備と保全 を図るよう総合的に管理 P53（改訂版 P63）		

「荒川太郎右衛門地区自然再生事業 自然再生全体構想」 新旧対照表(案)

新	旧（H18.5）	備考欄
3．太郎右衛門自然再生地での対応 平成 16 年(2004 年)1 月 22 日 「荒川河川敷盛土等協議会」に諮り、当地区の河川区域内の盛土については、今後盛土を認めない方針とした。 理由 ○湿地環境の保全・再生と相反する行為であること。 ○調整池機能の低下が危惧されること。  上池周辺下池周辺 図 4-2 太郎右衛門自然再生地周辺河川敷の盛土状況 第 5 節 水質汚染及び騒音に対する考え方について ＜産業廃棄物による水質汚染＞ 当地区の河川敷は、過去の不法投棄等により産業廃棄物が埋められている可能性がある。このため、当自然再生事業による地形の改変により旧流路の水質が汚染される可能性がある。 そこで、水質の保全対策としては、今後モニタリングを行い水質監視するとともに、汚染源対策が必要となる場合には、関係諸機関との連携のもと土壌汚染対策法等に基づく対応を行うものとする。 ＜農薬による水質汚染＞ 当地区の河川敷及び周辺の堤内地では、農業が盛んに行われているため、農地からの農薬等によって旧流路の水質が汚染され動植物等の生態系に影響を与える可能性がある。 そこで、今後モニタリングを行い水質監視するとともに、汚染源対策が必要となる場合には、地元自治体の農業関連部局との連携を図っていくものとする。 ＜騒音＞ サーキット場や飛行場からの騒音については、長期的な課題として関係諸機関との連携及び地権者等との調整のもと改善に向けた働きかけを行っていくものである。	3．太郎右衛門自然再生地での対応 平成 16 年 1 月 22 日 「荒川河川敷盛土等協議会」に諮り、当地区の河川区域内の盛土については、今後盛土を認めない方針とした。 理由 ○湿地環境の保全・再生と相反する行為であること。 ○調整池機能の低下が危惧されること。  上池周辺下池周辺 図 4-2 太郎右衛門自然再生地周辺河川敷の盛土状況 第 5 節 水質汚染及び騒音に対する考え方について ＜産業廃棄物による水質汚染＞ 当地区の河川敷は、過去の不法投棄等により産業廃棄物が埋められている可能性がある。このため、当自然再生事業による地形の改変により旧流路の水質が汚染される可能性がある。 そこで、水質の保全対策としては、今後モニタリングを行い水質監視するとともに、汚染源対策が必要となる場合には、関係諸機関との連携のもと土壌汚染対策法等に基づく対応を行うものとする。 ＜農薬による水質汚染＞ 当地区の河川敷及び周辺の堤内地では、農業が盛んに行われているため、農地からの農薬等によって旧流路の水質が汚染され動植物等の生態系に影響を与える可能性がある。 そこで、今後モニタリングを行い水質監視するとともに、汚染源対策が必要となる場合には、地元自治体の農業関連部局との連携を図っていくものとする。 ＜騒音＞ サーキット場や飛行場からの騒音については、長期的な課題として関係諸機関との連携及び地権者等との調整のもと改善に向けた働きかけを行っていくものである。	P54（改訂版 P64）

「荒川太郎右衛門地区自然再生事業 自然再生全体構想」 新旧対照表(案)

新	旧 (H18.5)	備考欄
参 考 資 料	参 考 資 料	参考資料 中表紙・目次
・自然再生全体構想の追補の経緯・・・・・・・・・・1 ・自然再生推進法のあらまし(パンフレット)・・・・・・・・2	・自然再生全体構想の追補の経緯・・・・・・・・・・1 ・自然再生推進法のあらまし(パンフレット)・・・・・・・・2	

「荒川太郎右衛門地区自然再生事業 自然再生全体構想」 新旧対照表(案)

新	旧（H18.5）	備考欄																																				
「自然再生全体構想」の追補の経緯 荒川太郎右衛門地区自然再生協議会では、平成 16 年(2004 年)3 月に自然再生全体構想をとりまとめた。その後、流水環境を加えより多様性に富んだ自然環境の再生を目標として、自然再生全体構想の追補を行った。さらにその後、コウノトリ等を指標としたエコロジカル・ネットワークへの取り組み課題を目標に追加するとともに、関連情報や協議会の組織体制についての情報更新をして一部改定を行った。以下に追補の経緯を示す。 <table><tr><th>協議会</th><th>内 容</th></tr><tr><td>第 10 回協議会 (H17. 6. 11)</td><td>○ネクスト荒川プランについて（説明） ・荒川の現状及び課題 ・調節池事業と一体となった自然再生事業について ・旧川を活かした流水環境の復元について</td></tr><tr><td>第 11 回協議会 (H17. 7. 30)</td><td>○荒川における治水の課題と計画について（説明） ○自然再生の方向性について（説明及び討議） ・止水環境を中心とした従来案と流水環境を中心とした新提案との比較</td></tr><tr><td>第 12 回協議会 (H17. 11. 6)</td><td>○調節池の役割としくみについて（説明） ○自然再生の方向性について（討議） ・止水環境掘削あり・掘削なしと止水環境＋流水環境の 3 案について比較</td></tr><tr><td>第 13 回協議会 (H18. 1. 28)</td><td>○自然再生の方向性について（討議） →流水＋止水環境案で自然再生事業を行うことを合意</td></tr><tr><td>第 14 回協議会 (H18. 3. 19)</td><td>○自然再生全体構想追補（案）について、討議、了承</td></tr><tr><td>H18. 4. 18 ～ H18. 4. 26</td><td>○第 14 回協議会の合意をふまえて、学識者委員へ意見照会の上、自然再生全体構想を作成</td></tr><tr><td>第 15 回協議会 (H18. 5. 28)</td><td>「自然再生全体構想」を公表</td></tr><tr><td>第 47 回協議会 (H29. 3. 7)</td><td>「自然再生全体構想」の一部改定を決定（コウノトリ等を指標としたエコロジカル・ネットワークへの取り組み課題を目標に追加）</td></tr><tr><td>H31. ●</td><td>情報の時点更新を行った上で「自然再生全体構想」（一部改定）を公表</td></tr></table>	協議会	内 容	第 10 回協議会 (H17. 6. 11)	○ネクスト荒川プランについて（説明） ・荒川の現状及び課題 ・調節池事業と一体となった自然再生事業について ・旧川を活かした流水環境の復元について	第 11 回協議会 (H17. 7. 30)	○荒川における治水の課題と計画について（説明） ○自然再生の方向性について（説明及び討議） ・止水環境を中心とした従来案と流水環境を中心とした新提案との比較	第 12 回協議会 (H17. 11. 6)	○調節池の役割としくみについて（説明） ○自然再生の方向性について（討議） ・止水環境掘削あり・掘削なしと止水環境＋流水環境の 3 案について比較	第 13 回協議会 (H18. 1. 28)	○自然再生の方向性について（討議） →流水＋止水環境案で自然再生事業を行うことを合意	第 14 回協議会 (H18. 3. 19)	○自然再生全体構想追補（案）について、討議、了承	H18. 4. 18 ～ H18. 4. 26	○第 14 回協議会の合意をふまえて、学識者委員へ意見照会の上、自然再生全体構想を作成	第 15 回協議会 (H18. 5. 28)	「自然再生全体構想」を公表	第 47 回協議会 (H29. 3. 7)	「自然再生全体構想」の一部改定を決定（コウノトリ等を指標としたエコロジカル・ネットワークへの取り組み課題を目標に追加）	H31. ●	情報の時点更新を行った上で「自然再生全体構想」（一部改定）を公表	「自然再生全体構想」の追補の経緯 荒川太郎右衛門地区自然再生協議会では、平成 16 年 3 月に自然再生全体構想をとりまとめた。その後、流水環境を加えより多様性に富んだ自然環境の再生を目標として、自然再生全体構想の追補を行った。以下に追補の経緯を示す。 <table><tr><th>協議会</th><th>内 容</th></tr><tr><td>第 10 回協議会 (H17. 6. 11)</td><td>○ネクスト荒川プランについて（説明） ・荒川の現状及び課題 ・調節池事業と一体となった自然再生事業について ・旧川を活かした流水環境の復元について</td></tr><tr><td>第 11 回協議会 (H17. 7. 30)</td><td>○荒川における治水の課題と計画について（説明） ○自然再生の方向性について（説明及び討議） ・止水環境を中心とした従来案と流水環境を中心とした新提案との比較</td></tr><tr><td>第 12 回協議会 (H17. 11. 6)</td><td>○調節池の役割としくみについて（説明） ○自然再生の方向性について（討議） ・止水環境掘削あり・掘削なしと止水環境＋流水環境の 3 案について比較</td></tr><tr><td>第 13 回協議会 (H18. 1. 28)</td><td>○自然再生の方向性について（討議） →流水＋止水環境案で自然再生事業を行うことを合意</td></tr><tr><td>第 14 回協議会 (H18. 3. 19)</td><td>○自然再生全体構想追補（案）について、討議、了承</td></tr><tr><td>H18. 4. 18 ～ H18. 4. 26</td><td>○第 14 回協議会の合意をふまえて、学識者委員へ意見照会の上、自然再生全体構想を作成</td></tr><tr><td>第 15 回協議会 (H18. 5. 28)</td><td>「自然再生全体構想」を公表</td></tr></table>	協議会	内 容	第 10 回協議会 (H17. 6. 11)	○ネクスト荒川プランについて（説明） ・荒川の現状及び課題 ・調節池事業と一体となった自然再生事業について ・旧川を活かした流水環境の復元について	第 11 回協議会 (H17. 7. 30)	○荒川における治水の課題と計画について（説明） ○自然再生の方向性について（説明及び討議） ・止水環境を中心とした従来案と流水環境を中心とした新提案との比較	第 12 回協議会 (H17. 11. 6)	○調節池の役割としくみについて（説明） ○自然再生の方向性について（討議） ・止水環境掘削あり・掘削なしと止水環境＋流水環境の 3 案について比較	第 13 回協議会 (H18. 1. 28)	○自然再生の方向性について（討議） →流水＋止水環境案で自然再生事業を行うことを合意	第 14 回協議会 (H18. 3. 19)	○自然再生全体構想追補（案）について、討議、了承	H18. 4. 18 ～ H18. 4. 26	○第 14 回協議会の合意をふまえて、学識者委員へ意見照会の上、自然再生全体構想を作成	第 15 回協議会 (H18. 5. 28)	「自然再生全体構想」を公表	P1 今回の改定を追記（改定日は未定）
協議会	内 容																																					
第 10 回協議会 (H17. 6. 11)	○ネクスト荒川プランについて（説明） ・荒川の現状及び課題 ・調節池事業と一体となった自然再生事業について ・旧川を活かした流水環境の復元について																																					
第 11 回協議会 (H17. 7. 30)	○荒川における治水の課題と計画について（説明） ○自然再生の方向性について（説明及び討議） ・止水環境を中心とした従来案と流水環境を中心とした新提案との比較																																					
第 12 回協議会 (H17. 11. 6)	○調節池の役割としくみについて（説明） ○自然再生の方向性について（討議） ・止水環境掘削あり・掘削なしと止水環境＋流水環境の 3 案について比較																																					
第 13 回協議会 (H18. 1. 28)	○自然再生の方向性について（討議） →流水＋止水環境案で自然再生事業を行うことを合意																																					
第 14 回協議会 (H18. 3. 19)	○自然再生全体構想追補（案）について、討議、了承																																					
H18. 4. 18 ～ H18. 4. 26	○第 14 回協議会の合意をふまえて、学識者委員へ意見照会の上、自然再生全体構想を作成																																					
第 15 回協議会 (H18. 5. 28)	「自然再生全体構想」を公表																																					
第 47 回協議会 (H29. 3. 7)	「自然再生全体構想」の一部改定を決定（コウノトリ等を指標としたエコロジカル・ネットワークへの取り組み課題を目標に追加）																																					
H31. ●	情報の時点更新を行った上で「自然再生全体構想」（一部改定）を公表																																					
協議会	内 容																																					
第 10 回協議会 (H17. 6. 11)	○ネクスト荒川プランについて（説明） ・荒川の現状及び課題 ・調節池事業と一体となった自然再生事業について ・旧川を活かした流水環境の復元について																																					
第 11 回協議会 (H17. 7. 30)	○荒川における治水の課題と計画について（説明） ○自然再生の方向性について（説明及び討議） ・止水環境を中心とした従来案と流水環境を中心とした新提案との比較																																					
第 12 回協議会 (H17. 11. 6)	○調節池の役割としくみについて（説明） ○自然再生の方向性について（討議） ・止水環境掘削あり・掘削なしと止水環境＋流水環境の 3 案について比較																																					
第 13 回協議会 (H18. 1. 28)	○自然再生の方向性について（討議） →流水＋止水環境案で自然再生事業を行うことを合意																																					
第 14 回協議会 (H18. 3. 19)	○自然再生全体構想追補（案）について、討議、了承																																					
H18. 4. 18 ～ H18. 4. 26	○第 14 回協議会の合意をふまえて、学識者委員へ意見照会の上、自然再生全体構想を作成																																					
第 15 回協議会 (H18. 5. 28)	「自然再生全体構想」を公表																																					

「荒川太郎右衛門地区自然再生事業 自然再生全体構想」 新旧対照表(案)

新	旧（H18.5）	備考欄																																																										
自然再生推進法のあらまし  <table><tr><td>はじめに</td><td>1</td></tr><tr><td>1. 自然再生推進法の制定まで</td><td>2</td></tr><tr><td>2. 自然再生とは何か</td><td>3</td></tr><tr><td>3. 自然再生推進法の概要</td><td>4</td></tr><tr><td>●自然再生事業実施の流れ</td><td>5</td></tr><tr><td>4. 自然再生基本方針について</td><td>6</td></tr><tr><td>●自然再生基本方針の変更ポイント</td><td>7</td></tr><tr><td>5. 地域における自然再生事業の進め方</td><td>8</td></tr><tr><td>●自然再生協議会の組織化</td><td>9</td></tr><tr><td>●自然再生全体構想の作成</td><td>9</td></tr><tr><td>●自然再生事業実施計画の作成</td><td>9</td></tr><tr><td>●自然再生事業の実施</td><td>10</td></tr><tr><td>●その他自然再生の推進に当たって重要な観点</td><td>12</td></tr><tr><td>自然再生推進法（全文）</td><td>13</td></tr><tr><td>自然再生基本方針（全文）</td><td>15</td></tr></table> (P4～20 省略) 問い合わせ先 自然再生推進法は、環境省、農林水産省、国土交通省の3省が共同で担当しています。 ご質問・ご意見等がございましたら、下記の窓口あるいはお近くの関係機関 （地方環境事務所、地方農政局、森林管理局、地方整備局等）にお問い合わせください。 環境省 自然環境局 自然環境計画課 〒100-8975 東京都千代田区霞が関1-2-2 TEL：03-5521-8343 FAX：03-3591-3228 農林水産省 大臣官房 環境政策課 〒100-8950 東京都千代田区霞が関1-2-1 TEL：03-6744-2017 FAX：03-3591-6640 国土交通省 総合政策局 環境政策課 〒100-8918 東京都千代田区霞が関2-1-3 TEL：03-6253-8262 FAX：03-6253-1550 自然再生に関する情報は、環境省ホームページ http://www.env.go.jp/seisaku/list/nature-saisei.html にも掲載しています。 荒川太郎右衛門地区自然再生協議会 事務局：国土交通省 関東地方整備局 荒川上流河川事務所 河川環境課 TEL 049-220-0145	はじめに	1	1. 自然再生推進法の制定まで	2	2. 自然再生とは何か	3	3. 自然再生推進法の概要	4	●自然再生事業実施の流れ	5	4. 自然再生基本方針について	6	●自然再生基本方針の変更ポイント	7	5. 地域における自然再生事業の進め方	8	●自然再生協議会の組織化	9	●自然再生全体構想の作成	9	●自然再生事業実施計画の作成	9	●自然再生事業の実施	10	●その他自然再生の推進に当たって重要な観点	12	自然再生推進法（全文）	13	自然再生基本方針（全文）	15	自然再生推進法のあらまし パンフレット  <table><tr><td>目次</td><td></td></tr><tr><td>はじめに</td><td>1</td></tr><tr><td>1. 自然再生推進法の制定まで</td><td>2</td></tr><tr><td>2. 自然再生とは何か</td><td>3</td></tr><tr><td>3. 自然再生推進法の概要</td><td>4</td></tr><tr><td>4. 地域における自然再生事業の進め方</td><td>6</td></tr><tr><td>(1) 自然再生協議会の組織化</td><td>6</td></tr><tr><td>(2) 自然再生全体構想の作成</td><td>7</td></tr><tr><td>(3) 自然再生事業実施計画の作成</td><td>7</td></tr><tr><td>(4) 自然再生事業の実施</td><td>9</td></tr><tr><td>(5) その他自然再生の推進に当たって重要な観点</td><td>9</td></tr><tr><td>自然再生推進法（全文）</td><td>9</td></tr><tr><td>自然再生基本方針（全文）</td><td>11</td></tr><tr><td>問い合わせ先</td><td></td></tr></table> (P4～16 省略) 問い合わせ先 自然再生推進法は、環境省、農林水産省、国土交通省の3省が共同で担当しています。 ご質問・ご意見等がございましたら、下記の窓口あるいはお近くの3省の関係機関 （自然保護事務所、地方農政局、森林管理局、地方整備局等）にお問い合わせください。 環境省 自然環境局 自然環境計画課 〒100-8975 東京都千代田区霞が関1-2-2 TEL：03-5521-8275 FAX：03-3591-3228 農林水産省 大臣官房 環境政策課 〒100-8950 東京都千代田区霞が関1-2-1 TEL：03-3502-8056 FAX：03-3591-6640 国土交通省 総合政策局 国土環境・調整課 〒100-8918 東京都千代田区霞が関2-1-3 TEL：03-5253-8268 FAX：03-5253-1550 自然再生に関する情報は、環境省ホームページ http://www.env.go.jp/nature/saisei/law-saisei/index.html にも掲載しています。 荒川太郎右衛門地区自然再生協議会 事務局：国土交通省 関東地方整備局 荒川上流河川事務所 河川環境課 TEL 049-220-0145	目次		はじめに	1	1. 自然再生推進法の制定まで	2	2. 自然再生とは何か	3	3. 自然再生推進法の概要	4	4. 地域における自然再生事業の進め方	6	(1) 自然再生協議会の組織化	6	(2) 自然再生全体構想の作成	7	(3) 自然再生事業実施計画の作成	7	(4) 自然再生事業の実施	9	(5) その他自然再生の推進に当たって重要な観点	9	自然再生推進法（全文）	9	自然再生基本方針（全文）	11	問い合わせ先		P2～17、裏表紙 全体構想公表時に平成27年3月改訂版に差し替える
はじめに	1																																																											
1. 自然再生推進法の制定まで	2																																																											
2. 自然再生とは何か	3																																																											
3. 自然再生推進法の概要	4																																																											
●自然再生事業実施の流れ	5																																																											
4. 自然再生基本方針について	6																																																											
●自然再生基本方針の変更ポイント	7																																																											
5. 地域における自然再生事業の進め方	8																																																											
●自然再生協議会の組織化	9																																																											
●自然再生全体構想の作成	9																																																											
●自然再生事業実施計画の作成	9																																																											
●自然再生事業の実施	10																																																											
●その他自然再生の推進に当たって重要な観点	12																																																											
自然再生推進法（全文）	13																																																											
自然再生基本方針（全文）	15																																																											
目次																																																												
はじめに	1																																																											
1. 自然再生推進法の制定まで	2																																																											
2. 自然再生とは何か	3																																																											
3. 自然再生推進法の概要	4																																																											
4. 地域における自然再生事業の進め方	6																																																											
(1) 自然再生協議会の組織化	6																																																											
(2) 自然再生全体構想の作成	7																																																											
(3) 自然再生事業実施計画の作成	7																																																											
(4) 自然再生事業の実施	9																																																											
(5) その他自然再生の推進に当たって重要な観点	9																																																											
自然再生推進法（全文）	9																																																											
自然再生基本方針（全文）	11																																																											
問い合わせ先																																																												